

# 静岡県建設産業ビジョン2019

～夢や誇りのもてる魅力ある産業への転換に向けて～



平成31年3月

静岡県建設業審議会



## 静岡県建設産業ビジョンの改訂に寄せて



建設産業は、生活に密着したインフラや住宅等を整備し、災害から地域を守る重要な役割を担うとともに、多くの就業機会を提供する本県の基幹産業であります。

県では、平成23年に、力強く安全安心な“ふじのくに”づくりに向けた静岡県建設産業ビジョンを策定し、業界の皆様とも連携を図りながら、入札・契約制度の改善や県民への広報による建設産業の理解促進等に取り組んでまいりました。

近年、建設投資額はやや上昇傾向にあるものの、建設産業の経営環境は依然として厳しい状況が続き、担い手不足が深刻化する中で、働き方改革も急務となっております。また、多発する自然災害への迅速な対応や、地域の特性を踏まえた美しい景観・環境づくりなど、期待される役割も増大し、建設産業を取り巻く環境が大きく変化してきているため、昨年9月、静岡県建設業審議会にビジョンの改訂をお諮りいたしました。

学識経験者、建設業界、建設工事の需要者などから成る審議会の委員の皆様に御議論いただくとともに、パブリックコメントにより頂いた多くの御意見を踏まえ、この度、本ビジョンを取りまとめました。御協力を頂きました皆様に、厚くお礼を申し上げます。

県といたしましては、建設産業に関係する皆様と一緒に、本ビジョンの5つの柱「働き方改革の推進」、「担い手の確保・育成」、「建設現場における生産性の向上」、「経営の安定化と地域力の強化」及び「美しい景観の創造力向上」の各施策に取り組むことにより、「建設産業における新4K（給料・休暇・希望・きれい）の実現」と「夢や誇りのもてる魅力ある産業への転換」を目指してまいります。

地域の守り手である建設産業に携わる人材を持続的に確保することにより、暮らし・環境・景観が素晴らしいと誰もが感じることのできる、安全・安心で魅力ある「富国有徳の美しい“ふじのくに”」づくりを進めてまいります。

平成31年3月

静岡県知事 川勝平太



## はじめに

本審議会では、川勝平太静岡県知事から諮問を受け、平成23年11月に、長引く景気停滞による公共投資の減少などを踏まえ、「過剰供給構造のは是正」や「建設産業の再生」などを柱とした「静岡県建設産業ビジョン」を取りまとめました。



それから7年以上が経過し、長時間労働が社会的な問題として注目されるなど、建設産業を取り巻く環境も大きく変化していることから、昨年9月5日、知事から「建設産業が魅力ある産業へ転換するための方策について（静岡県建設産業ビジョンの改訂）」の諮問を受け、約6ヶ月間にわたって審議・検討を行い、「静岡県建設産業ビジョン2019～夢や誇りのもてる魅力ある産業への転換に向けて～」を取りまとめました。

本ビジョンでは、あらためて本県建設産業を取り巻く環境変化や課題を整理いたしました。

少子高齢化の進展により、若年層を中心に担い手不足が深刻化する一方、自然災害の多発や高度経済成長期を中心に整備された社会インフラの維持管理・更新需要の増加への対応など、建設産業の担うべき役割がますます増大する中、働き方改革関連法の成立を受け、長時間労働のは是正など働き方改革も待ったなしとされております。また、景観・環境に対する関心の高まりを受けて、美しい景観形成や環境の保全にも取り組む必要があります。

これらの課題を踏まえ、「働き方改革の推進」、「担い手の確保・育成」、「建設現場における生産性の向上」、「経営の安定化と地域力の強化」、「美しい景観の創造力向上」の具体的取組をまとめ、取組の緊急性に応じて短期・中期に区分するとともに、取組の担い手を行政・企業別に明確化し、更に、P D C Aサイクルによる施策推進を徹底するため、数値目標を設定いたしました。

今後、行政、建設企業、関係団体など建設産業に携わる関係者が一体となり緊密に連携しながら、本ビジョンに示した具体的な方策に真摯に取り組み、新4K（給料、休暇、希望、きれい）を実現し、夢や誇りのもてる魅力ある産業へ転換することを目指してまい進されることを期待します。

平成31年3月

静岡県建設業審議会 会長 磯辺 剛彦



# 目 次

## I 建設産業ビジョン改訂の背景

1 改訂の趣旨 .....	1
2 経緯 .....	2
(1) 建設産業ビジョン策定（平成 23 年 11 月） .....	2
(2) 建設産業の活性化に向けた方策に関するフォローアップ .....	3
(平成 26 年 11 月)	
(3) 建設産業の担い手確保に関する提言（平成 28 年 12 月） .....	4
(4) 静岡県総合計画等における位置付け .....	5
3 国土交通省の取組 .....	6

## II 建設産業を取り巻く環境変化

1 少子高齢化の進展 .....	7
2 自然災害の多発－地域社会における役割の増大 .....	8
3 建設投資の減少と維持管理・更新需要の増加 .....	8
4 働き方改革の必要性の高まり .....	11
5 景観・環境に対する関心の高まり .....	11

## III 建設産業が魅力ある産業へ転換するための課題

1 働き方改革の推進 .....	12
(1) 就労環境や待遇の改善 .....	12
(2) 働き方改革を促す入札・契約制度 .....	13
(3) 工事現場における就業者の安全及び健康対策 .....	14
(4) 社会保険未加入対策の更なる推進 .....	15
2 担い手の確保・育成 .....	16
(1) 担い手の育成 .....	16
(2) 産学官が連携した理解促進 .....	17
(3) 「静岡どぼくらぶ」を活用した戦略的 P R .....	18
(4) 担い手確保・育成のための入札・契約制度 .....	19
(5) 就労環境や待遇の改善（再掲） .....	20
3 建設現場における生産性の向上 .....	20
(1) 建設生産プロセスにおける I C T や新技術の活用 .....	20
(2) 発注・施工時期の平準化の推進 .....	22
(3) 適正な工期設定 .....	22
(4) 市町への支援 .....	22
(5) その他の取組 .....	23
4 経営の安定化と地域力の強化 .....	23
(1) 建設市場に対応した地域建設企業の経営プロセスの改善 .....	23
(2) 地域の守り手に配慮した入札・契約制度 .....	23
(3) 増大する社会インフラの維持管理・更新需要への対応 .....	24
(4) 災害対応力の向上・国土強靭化 .....	24
(5) 地域の多様な主体との連携強化 .....	25
5 美しい景観の創造力向上 .....	25
(1) きれいな現場の実現 .....	25
(2) 新設・維持管理・更新における美しい景観形成への意識醸成 .....	25

(3) 美しい景観を創造する技術力の向上	26
(4) 美しい景観の創造に向けた入札・契約制度	26
<b>IV 建設産業が魅力ある産業へ転換するための方策</b>	
1 建設産業の目指す姿	27
2 建設産業の魅力を高めるための方策	28

### 《具体的な方策》

1 働き方改革の推進	29
2 担い手の確保・育成	32
3 建設現場における生産性の向上	34
4 経営の安定化と地域力の強化	36
5 美しい景観の創造力向上	39
・建設産業ビジョンに掲げた方策に関連する指標一覧表	41
・「静岡県建設産業ビジョン改訂」の概念図	43

### 《参考》

1 諮問文（写）	44
2 答申書（写）	45
3 静岡県建設業審議会審議経過	46
4 静岡県建設業審議会委員名簿	47

### 《資料編》

# I 建設産業ビジョン改訂の背景



# I 建設産業ビジョン改訂の背景

## 1 改訂の趣旨

建設産業の現状や環境変化、静岡県総合計画や国土交通省等の国の関係会議における議論の状況などを踏まえながら、建設産業の課題を明らかにし、過剰供給構造のは是正、建設産業の再生、入札・契約制度の改善、災害時対応力の向上に向けた方策を示した「静岡県建設産業ビジョン」を平成23年11月に策定し、行政及び企業が方策に取り組むとともに、その取組状況を検証するフォローアップを行った。また、担い手確保・育成に係る方策について集中的に取組状況の審議を行い、平成28年12月に「建設産業の担い手確保に関する提言書」として取りまとめた。

しかしながら、建設産業は依然として厳しい経営環境にあり、県内の建設投資はビジョン策定後の平成25年度以降は増加傾向にあるものの、ピーク時の平成3年度の5割程度にとどまっている。加えて、建設産業は高齢化が進む一方、若年者等の入職者も少ないとことから、地域によっては将来的に「社会資本整備の担い手」の空白地帯が発生し、地域経済や県民の安全・安心な生活に支障が出ることも懸念される。さらに、罰則付きの時間外上限規制が定められた働き方改革関連法が平成30年7月に成立し、速やかな対応を求められている。

これまでビジョンに示された、若手技術者確保のための入札や社会保険加入に向けた指導、過疎地域に限定した入札の導入といった対応に取り組んできたところであるが、ビジョン策定から7年以上が経過し、「働き方改革」、「担い手確保・育成」、「生産性の向上」、「景観や環境への意識の高まり」など新たな課題が顕在化している。また、平成30年3月には上位計画である「社会資本整備重点計画」と「ふじのくに総合交通計画」が統合され「美しい“ふじのくに”インフラビジョン」として策定され、本県の新たな社会資本分野の指針が示された。

さらに、国土交通省建設産業政策会議では、平成29年7月に10年後を担う若い人たちに夢や希望を与えることができる産業であり続けるとの思いを込めた「建設産業政策 2017+10～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～」を発表し、建設産業の置かれている状況と課題、取り組むべき具体的な施策について、提言が行われた。

これらを踏まえ、改めて建設産業の課題を明らかにし、建設産業が夢や誇りのもてる魅力ある産業へ転換していくための取組について審議・検討を重ね、「静岡県建設産業ビジョン」を改訂するものである。

## 2 経緯

### (1) 建設産業ビジョンの策定（平成 23 年 11 月）

平成 16 年 3 月の静岡県建設業審議会の報告書「静岡県建設産業の最近の動向と今後の課題」において、建設産業の現状と取り巻く環境変化を整理し、課題を検証するとともに、建設産業が経営力・技術力に優れた企業として生き残るための「自助努力」、「自己改革」による経営改革等への取組と行政の支援について、次のとおり取りまとめた（図表 1－1）

図表 1－1 課題及び建設企業や行政の取組の方向性

課題	取組の方向性
(1) 建設産業の供給力過剰の解消	①新分野への進出、新市場の開拓 ②連携・再編による経営体質の強化
(2) 締密なマーケティングの実行	③発注者・エンドユーザーとの情報の受発信の拡大 ④顧客ニーズに対応した事業展開 ⑤近未来ニーズの調査・研究
(3) 競争に勝ち抜く経営戦略の樹立	⑥得意・特異分野の技術力の向上 ⑦生産性の向上・コストダウン ⑧木目の細かいアフターケア
(4) 人材確保・育成戦略の樹立	⑨若年従事者など必要人材の確保 ⑩教育訓練の強化 ⑪ロボット・機械化

同報告書が取りまとめられた平成 16 年度以降も建設投資は減少し、経営環境や若年就業者の状況がさらに悪化するとともに、建設産業が担うべき災害対応力の低下等が懸念されていた。

このような中、国土交通省建設産業戦略会議は、平成 23 年 6 月に「建設産業の再生と発展の方策 2011」を発表し、建設産業の置かれている状況と課題、取り組むべき具体的な施策について提言を行った。

県においても、基本理念や目指す姿等を示す「静岡県総合計画」を平成 23 年 2 月に策定し、その基本計画では、良質な社会資本整備を支える産業の育成として、建設企業の育成支援、技術力を重視した発注方式の拡充、適正価格での契約の推進等の取組が示された。

このような中、「建設産業の活性化を図るための方策について」、最近の建設産業の現状や環境変化、静岡県総合計画や国土交通省の報告書などを踏まえながら、改めて建設産業の課題を明らかにし、過剰供給構造の是正、建設産業の再生、入札・契約制度の改善、災害対応力の向上に向けた取組について審議・検討を重ね、平成 23 年 11 月に「静岡県建設産業ビジョン」として取りまとめた。

## (2) 建設産業の活性化に向けた方策に関するフォローアップ(平成26年11月)

ビジョン策定後、掲げられた方策について、行政及び企業の取組状況を審議するフォローアップを行い、3年が経過した平成26年11月に「建設産業の活性化に向けた方策（「静岡県建設産業ビジョン」）に関するフォローアップのまとめ」として取りまとめた。

まとめでは、建設産業が経営力・技術力に優れた企業として存続するための課題、建設企業や行政の取組の方向性が示された。（図表1－2）

図表1－2 課題及び建設企業や行政の取組の方向性

課題	取組の方向性（主要な取組の抜粋）
(1) 過剰供給構造の是正	① 下請負企業の社会保険加入について指導の徹底が必要。 ② 経営が厳しい零細な下請負企業にとっては、社会保険の加入費用の負担が淘汰を引き起こす可能性。
(2) 建設産業の再生	① 賃金の引上げや週休2日制の導入等の労働条件の改善が必要。 ② 女性を含む若年者の建設産業への入職を促進するとともに、離職を防ぐことも重要。 ③ 建設産業の役割を県民に知ってもらうため、建設産業の魅力をPRする広報活動が必要。
(3) 入札・契約制度の改善	① 総合評価落札方式による入札の拡大、及び低入札価格調査制度の改正等のダンピング対策の取組を評価。 ② 入札不調の増加は、材料費や労務費が大きく上昇している中で積算単価の機動的な改定が必要。 ③ 下請負次数の制限の検討や適正な下請負契約の確保が重要。
(4) 災害時対応力の向上	① 非常時の行動計画を策定し、訓練等について、土木事務所を核として行うことを検討すべき。 ② 技術者や建設機械が確保されている等、安定した経営状態を維持するための支援を行うことが必要。

総括として、本フォローアップは、行政及び企業の取組状況を把握でき、ビジョンに掲げられた施策の実現に向けて有効なものであり、実施できた点、できなかった点、評価される点、評価されない点等について審議できたことは有意義なものであったとし、行政及び企業は、各々の立場で、また相互に連携し、引き続き施策の実現に取り組むことが必要であるとしている。

### (3) 建設産業の担い手確保に関する提言（平成 28 年 12 月）

「建設産業の活性化に向けた方策に関するフォローアップ」のまとめ後の審議会では、ビジョン及びフォローアップで示した方策のうち、建設産業の担い手確保に係る方策について集中的に取組状況の審議を行い、課題を整理し、今後の方向性等について取りまとめた。

そのうち、直ちに実施すべき取組（主なもの）は次のとおりである。

#### (1) 過剰供給構造の是正

##### ① 行政の取組

- ・ 不良不適格業者を排除するため、社会保険等未加入対策について、二次以降の下請業者への指導強化を行う。

##### ② 企業の取組

- ・ 建設業許可業者について、社会保険への加入率 100%に向けて取組を進める。

#### (2) 建設産業の再生

##### ① 行政の取組

- ・ 発注・施工時期の平準化に係る取組を行う。
- ・ 生産性の向上やコスト縮減につながる、ICT の活用（ICT 土工）を推進。
- ・ 「静岡県建設産業担い手確保・育成対策支援コンソーシアム」では、より多くの団体への参加を呼びかけ、建設産業の理解促進につなげる。

##### ② 企業の取組

- ・ 適正な賃金、週休 2 日制の定着、若手や女性が働きやすい職場環境づくり等労働条件の改善を行う。
- ・ 職場体験やインターンシップの受入れにより、将来の担い手確保を図る。
- ・ 生産性の向上やコスト削減につながる ICT の活用（ICT 土工）の積極的な導入により、企業の収益力の向上を目指す。

#### (3) 入札・契約制度の改善

##### ① 行政の取組

- ・ 中山間地域等の建設企業の収益力を向上させるため、「過疎地域におけるビジネス経営体入札」の拡充を図る。
- ・ 債務負担行為の活用、工事着手日選択型工事の試行の拡大や早期発注の取組を更に推進する。

#### (4) 災害時対応力の向上

##### ① 行政の取組

- ・ 「交通基盤部事前復興行動計画」にある 35 項目の取組の具体化を図る。

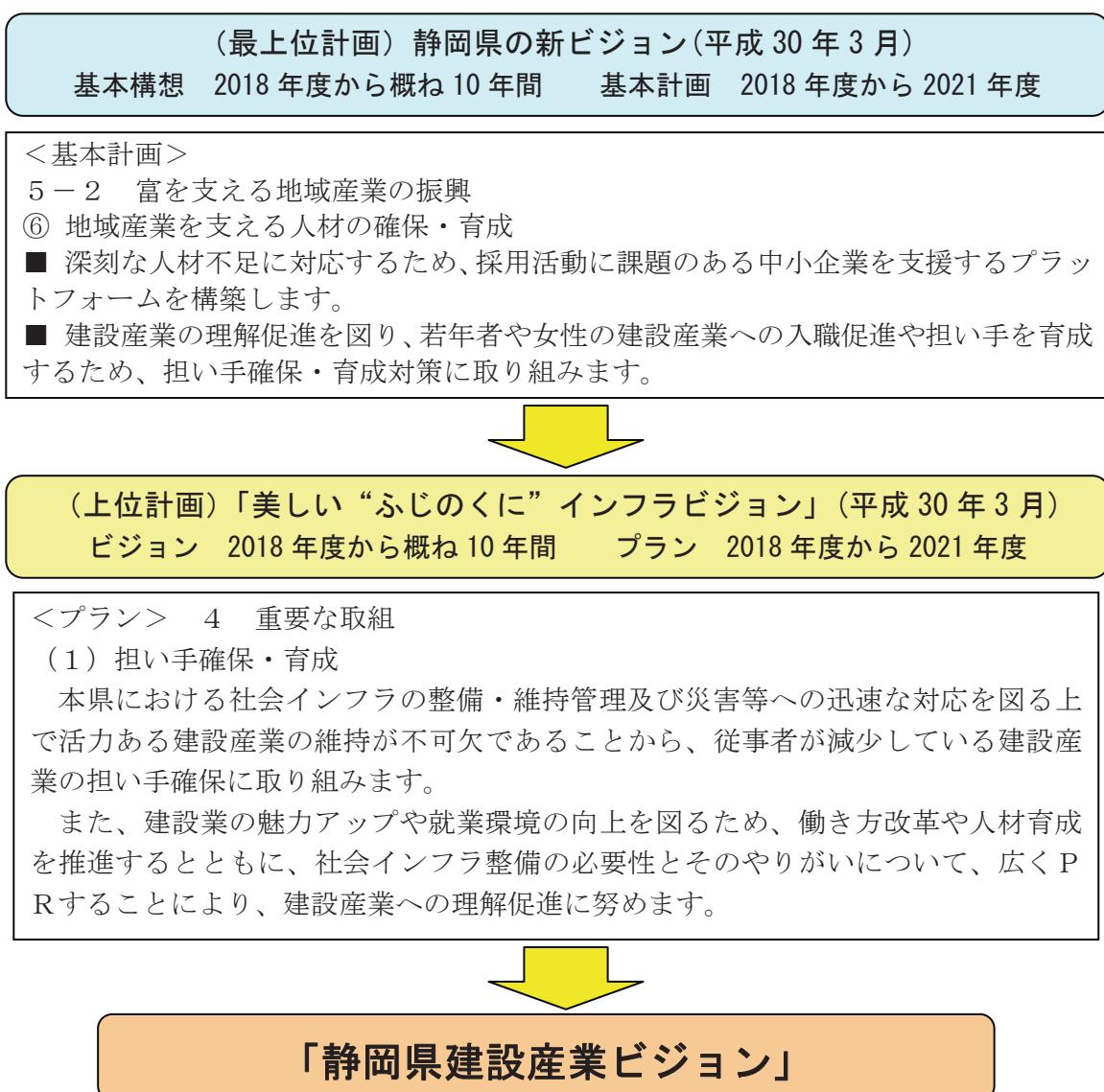
##### ② 企業の取組

- ・ 県と災害協定を締結している企業について、事業継続計画（B C P）未作成企業は作成を進め、作成済み企業は実効性の高い計画にしていく。

#### (4) 静岡県総合計画等における位置付け

静岡県建設産業ビジョンは、平成30年3月に策定された「静岡県の新ビジョン 富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくり」を最上位計画とし、社会インフラ整備の指針として同月策定された「美しい“ふじのくに”インフラビジョン」を上位計画とする個別計画であり、建設産業の現状や環境変化を踏まえながら、建設産業の課題を明らかにし、課題の解決に向けて行政及び企業が取り組むべき施策等を示したものである。(図表1-3)

(図表1-3) 静岡県建設産業ビジョンの位置付け



### 3 国土交通省の取組

建設投資の減少傾向が続き、地域社会を支えてきた建設企業の疲弊による災害対応空白地帯の発生や、若年者の入職の減少による技能・技術の承継が困難となっていること等の問題点を踏まえ、平成 29 年 7 月、建設産業戦略会議において、「建設産業政策 2017+10～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～」が取りまとめられた。

その中では、建設産業の魅力を高め、若年層や女性の入職を促進し、担い手を確保していくため、企業と働く人の間の信頼関係を軸として、社会保険の加入促進や適切な賃金水準の確保、週休 2 日の確保や長時間労働の是正といった建設産業の「働き方改革」の実現に向けた取組を強力に推進することが掲げられている。(図表 1-4)

図表 1-4 「建設産業政策 2017+10」における課題と対策（抜粋）

課題	対策
1 業界内外の連携による働き方改革	<ul style="list-style-type: none"><li>○建設産業従事者の継続的な待遇改善（賃金等）<ul style="list-style-type: none"><li>・ 技能労働者の能力評価基準の策定と技能・経験に応じた待遇の実現（建設キャリアアップシステムの活用）</li></ul></li><li>○適切な工期設定、週休 2 日に向けた環境整備<ul style="list-style-type: none"><li>・ 工期設定等に関する受発注者双方の責務の明確化、無理な工期設定を求める発注者への働きかけ</li></ul></li><li>○働く人を大切にする業界・企業であること見える化</li></ul>
2 業界内外の連携による生産性向上	<ul style="list-style-type: none"><li>○各プロセスにおける ICT 化、手戻り・手待ちの防止<ul style="list-style-type: none"><li>・ 全ての建設生産プロセスで ICT 等を活用するため、3 次元データ等のプラットフォームを整備</li></ul></li><li>○施工に従事する者の配置・活用の最適化<ul style="list-style-type: none"><li>・ ICT の進展等を踏まえた技術者の配置の見直し</li></ul></li></ul>
3 多様な主体との連携による良質な建設サ・ビスの提供	<ul style="list-style-type: none"><li>○安心して発注できる環境の整備</li><li>○施工の品質に直結する設計や工場製品の質の向上<ul style="list-style-type: none"><li>・ BIM・CIM 等の適用範囲の拡大に向けた環境整備</li></ul></li></ul>
4 地域力の強化	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域の多様な主体との連携を強化<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域貢献に取り組む企業の評価（防災活動、建機保有等）</li></ul></li></ul>

## II 建設産業を取り巻く環境変化



## II 建設産業を取り巻く環境変化

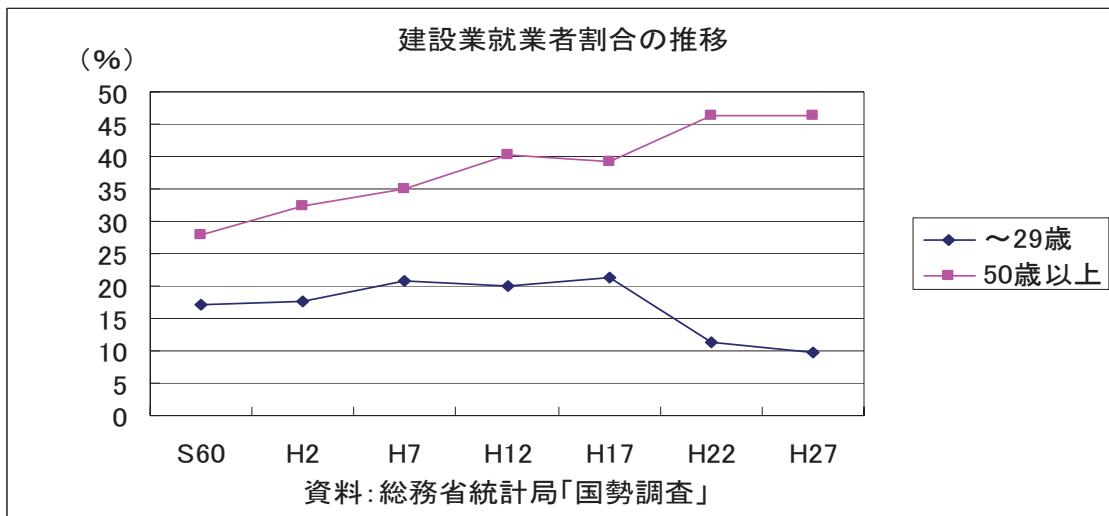
### 1 少子高齢化の進展

近年の出生率の低下による少子高齢化の進展に伴い、全産業的に生産年齢人口の減少が進む中で、国勢調査によると、県内の建設業についても、就業者数の年齢別の推移は、若年齢層の就業者の割合が減少し、高年齢層が増加する傾向にある。(図表2-1)

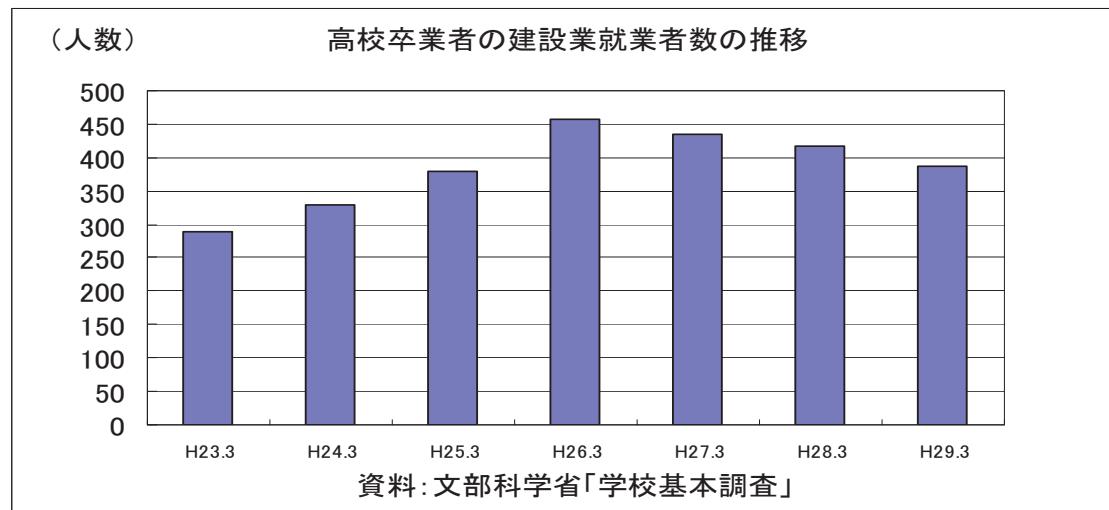
また、高校生の就職状況についても、建設業への就業者数は平成25年度までは増加傾向にあったものの、その後、減少傾向にある。(図表2-2)

若年技術者の減少は、優秀な技術者の育成、熟練者からの技術の継承に支障を生じさせるなど、建設産業の発展を阻む大きな要因になるとを考えられる。

図表2-1 建設業就業者割合の推移（静岡県）



図表2-2 高校卒業者の建設業就業者数の推移（静岡県）



## 2 自然災害の多発－地域社会における役割の増大

自然は恵みをもたらすが、時として、地震、津波、台風や豪雨などで暮らしを脅かし、特に平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震、平成 30 年の西日本豪雨災害などの被害は甚大で、復興の道のりは遠く、今も取組が進められているところである。

南海トラフ地震の切迫性が一段と増すとともに、気候変動に伴う、局地的豪雨等により風水害、土砂災害が頻発・激甚化していることから、より一層自然災害への備えを万全にしていく必要がある

建設産業は、突発的な災害や事故発生時に情報収集のため迅速に巡回を行い、状況に応じて、道路の通行の確保、被害の拡大防止のための措置、地域のライフラインの復旧・確保などの初動対応を行うなど、地域の防災の重要な役割を担っている。

また、これまで本県では、東日本大震災における予測をはるかに超えた津波被害等と南海トラフ地震の発生が危惧されることを踏まえ、「地震・津波対策アクションプログラム 2013」に基づき、静岡方式による防潮堤等の津波対策施設の整備を進めてきたが、「安全・安心」をより一層向上させるためには、ハード整備だけではなく、地域との連携や協力等により、ハードとソフトが一体となった防災・減災対策を進めることが求められている。

## 3 建設投資の減少と維持管理・更新需要の増加

静岡県内の建設投資は、平成 3 年度の 2 兆 6,620 億円をピークに平成 24 年度まで減少が続き、平成 29 年度は 1 兆 4,333 億円とピーク時に比べて約 4 割以上の減少となっている。(図表 2-3)

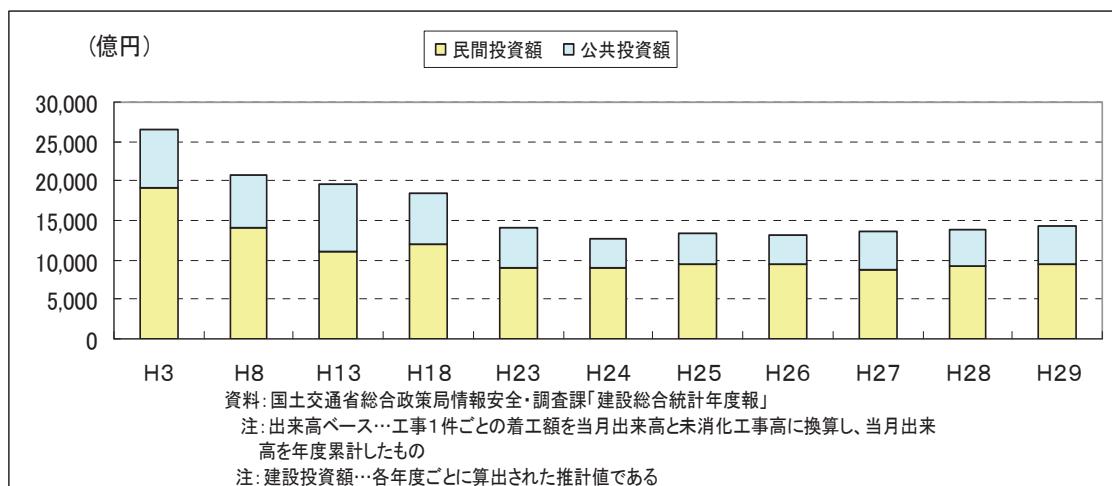
このうち、民間投資は、バブル崩壊以降の長引く景気低迷の影響を受けて、平成 3 年度の 1 兆 9,137 億円をピークに平成 24 年度まで減少傾向が続き、平成 25 年度以降若干上昇傾向となつたが、平成 29 年度は 9,349 億円とピーク時に比べて約 5 割の減少となっており、また、公共投資は、平成 3 年度の 7,483 億円以降、6～8 千億円程度で推移していたが、平成 20 年度から減少に転じ、平成 24 年度に 3,783 億円と底を打った後、平成 29 年度は 4,984 億円と、平成 3 年度比で約 3 割の減少となっている。(図表 2-3)

公共部門の建設投資は、平成 23 年度までは、新東名高速道路や空港関連工事等の特殊プロジェクトにより底支えしていたが、これらのプロジェクトの終了後、一気に減少した。(図表 2-4)

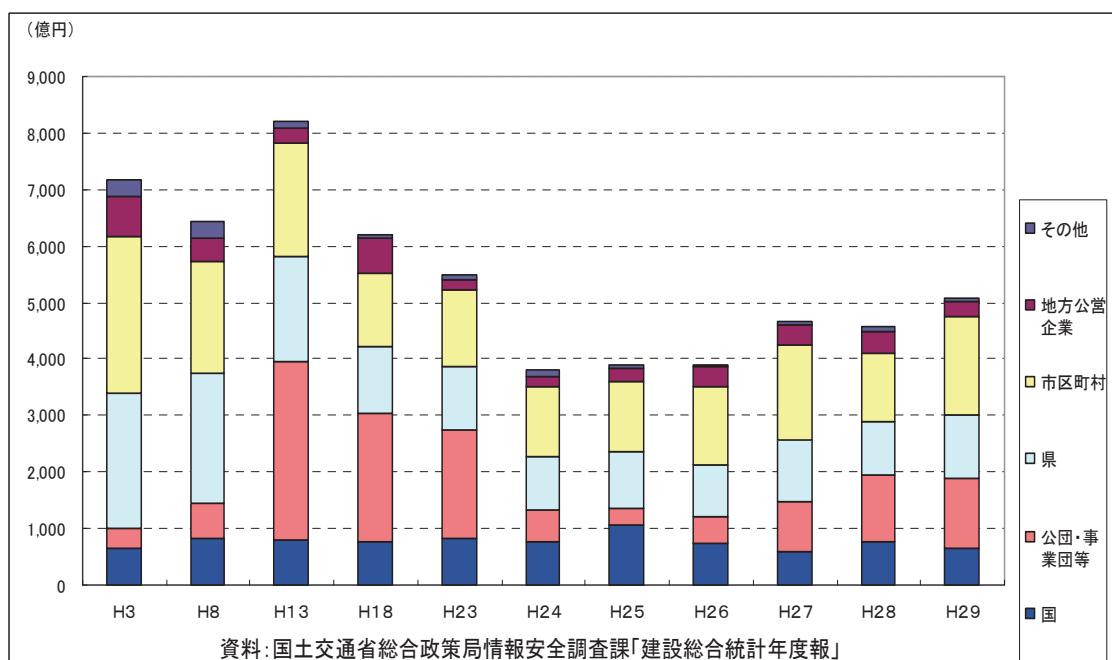
県の土木関係（道路・河川・港湾）の予算額（最終予算ベース）をみると、平成 7 年度の 2,694 億円に対して、平成 29 年度は 1,028 億円と大きく減少している。(図表 2-5)

民間建設投資については、近年の景気の回復の継続と2020年に開催予定の東京オリンピック・パラリンピックに向け増加傾向にある一方、国や地方自治体が財政の健全化に取り組むなか、本県も財政の中期的見通しにおいて、投資的経費の大幅な伸びは見込めない状況である。

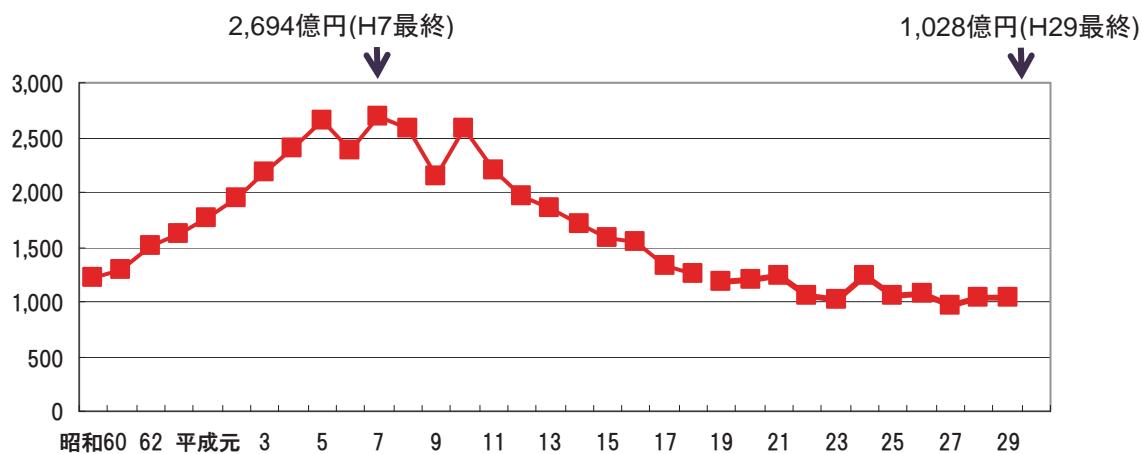
図表2-3 建設投資額(出来高ベース)の公共・民間別の推移(静岡県)



図表2-4 発注者別建設投資額(出来高ベース)の推移(静岡県)



図表2-5 静岡県の土木関係の(道路・河川・港湾)最終予算額の推移

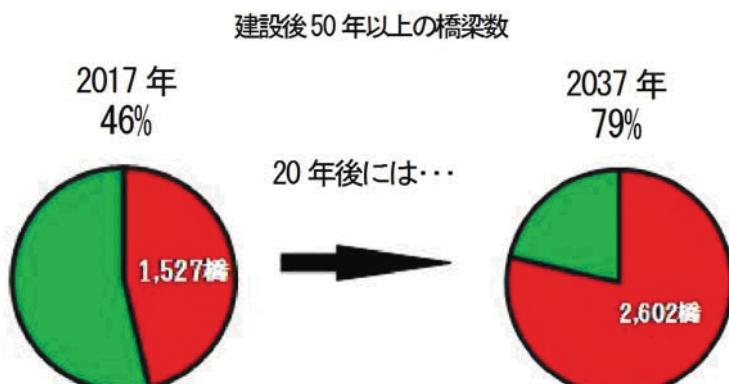


高度成長期に建設されたインフラについて、維持管理・更新需要が、今後一層増加すると予想されている。今後20年間で建設後50年以上に達する施設の割合が加速度的に高くなることが想定されている。

(図表2-6)

このため、既存インフラを最大限に活用するための維持管理の最適化・マネジメントを行う必要がある。その一方で、多発する自然災害や交流人口拡大などに対応するためには、美しい“ふじのくにインフラビジョン”に掲げた「安全・安心」、「活力・交流」、「環境・景観」の3分野において、道路、治水、港湾、都市整備、農業農村、空港、治山など必要な社会インフラの整備等を着実に進めていく必要がある。

図表2-6 静岡県の管理橋梁



静岡県の管理橋梁 3,308橋 (平成29年4月1日現在)

## 4 働き方改革の必要性の高まり

平成 30 年 6 月に成立した働き方改革関連法により、建設業については 5 年間の猶予の後、2024 年 4 月 1 日から、時間外労働の限度時間上限規制が罰則付きで適用されることとなる。

これに対応するためには、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休 2 日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠となるとともに、生産性の向上を進めることが必要となる。

休日については、既に製造業など、他の産業では当たり前となっている週休 2 日が取れていない現状があり、これに対応するため、本県では平成 27 年度から入札時に週休 2 日を条件とした工事を実施している。

発注・施工時期等の平準化への取組については、現状、発注が上半期に集中し、それを受けた施工は年度後半に集中する業務量の波があり、繁忙期には技術者のニーズが集中し、必要な技術者の確保が困難となる。

働き方改革を推進するためには、業務量の波を平坦に近づけることが必要であり、債務負担行為の活用をはじめとした平準化策に、各発注機関の実情に応じ取り組む必要がある。

### 働き方改革関連法の概要（建設産業関係抜粋）

2024 年 4 月 1 日から下記の罰則付き上限規制が適用。

- ・ 時間外労働の限度時間 月 45 時間、年 360 時間  
(繁忙期は月 100 時間未満、複数月平均 80 時間、年 720 時間)

## 5 景観・環境に対する関心の高まり

県内外からの来訪者など、誰もがいきいきとすごせる「魅力」ある地域づくりを進めるため、本県の持つ豊かな自然環境、文化、歴史等の地域の特性に応じた「場の力」を最大限に活かしながら、美しい景観や環境の保全を図るとともに、社会インフラの整備・活用と維持管理・更新を進める必要がある。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック自転車競技の開催やユネスコに世界ジオパークに認定された伊豆半島において、違反屋外広告物の徹底した是正指導、美しい眺望景観づくりなどに取り組み、自然との共生、景観の保全等に対し、有効な手法である地形や環境を活かした社会インフラの整備を推進していく必要がある。



### Ⅲ 建設産業が魅力ある産業へ 転換するための課題



### III 建設産業が魅力ある産業へ転換するための課題

建設産業を取り巻く環境変化に的確に対応し、建設産業が夢や誇りのもてる魅力ある産業に転換するための課題として、働き方改革の推進、担い手の確保・育成、建設現場における生産性の向上、経営の安定化と地域力の強化、美しい景観の創造力向上について検討する。

#### 1 働き方改革の推進

建設産業には、今、従来の常識を打破し、業界内外の連携による働き方改革に取り組むが必要がある。働き方改革を推進するための課題を以下に示す。

##### (1) 就労環境や待遇の改善

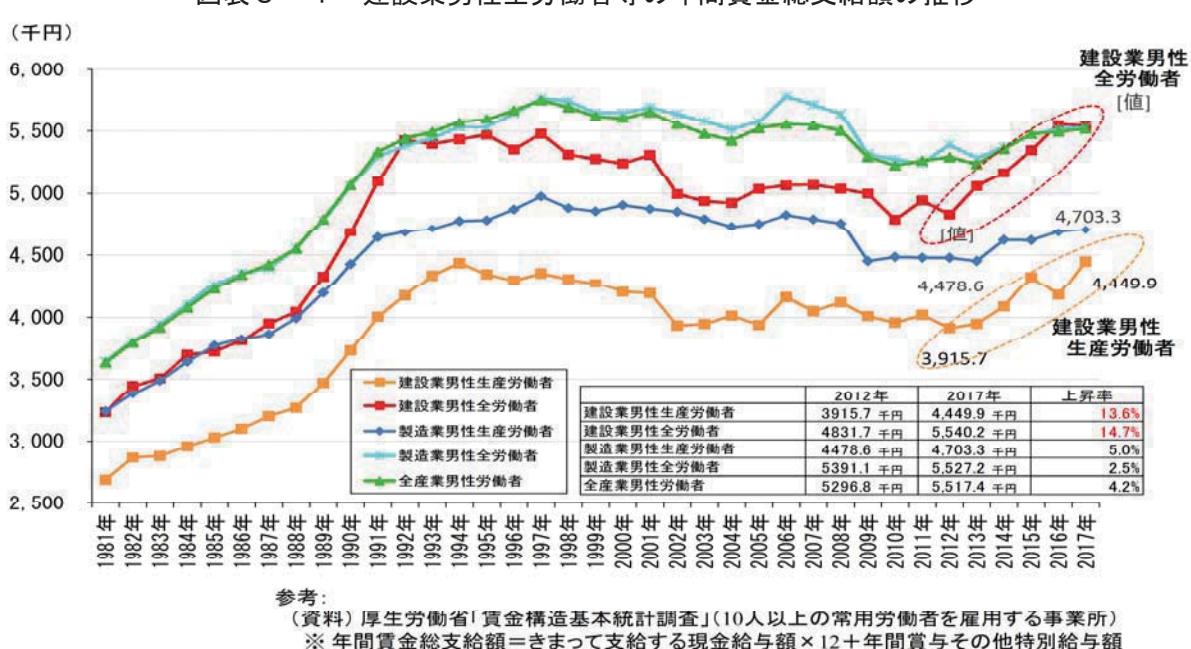
建設業に従事する男性全労働者の賃金水準は上昇傾向にあるが、生産労働者（技能者）については、製造業と比べ低い水準にある。（図表3-1）

建設業の年間実労働時間は、全産業の平均と比較して年間300時間以上長時間労働の状況にあり、10年前と比べてもほぼ横ばいに留まっている。（図表3-2）

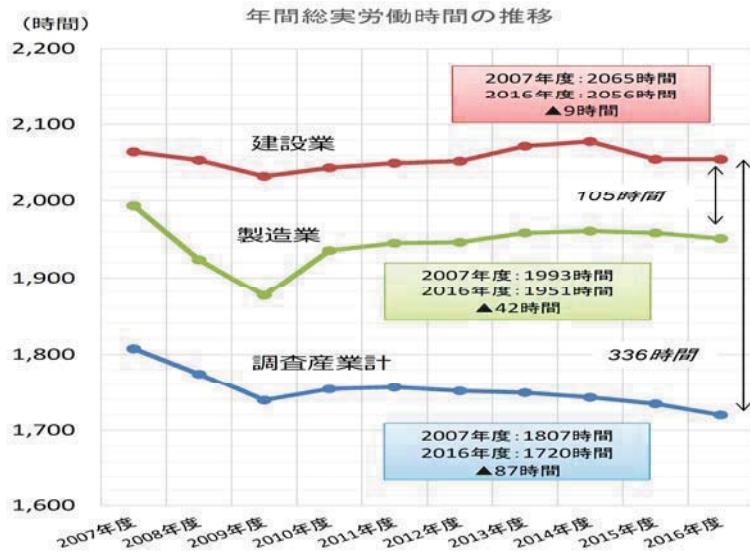
また、建設業では、約半数が4週4休以下で就業しており、週休2日もとれていない状況にある。（図表3-3）

建設産業がその魅力を高め、若年層や女性の入職を促進していく観点からも、賃金水準の向上、長時間労働のは正、週休2日の確保などの待遇改善、工事現場への「快適トイレ」の設置などにより、女性や若手の働きやすい職場環境の整備を図ることが必要である。

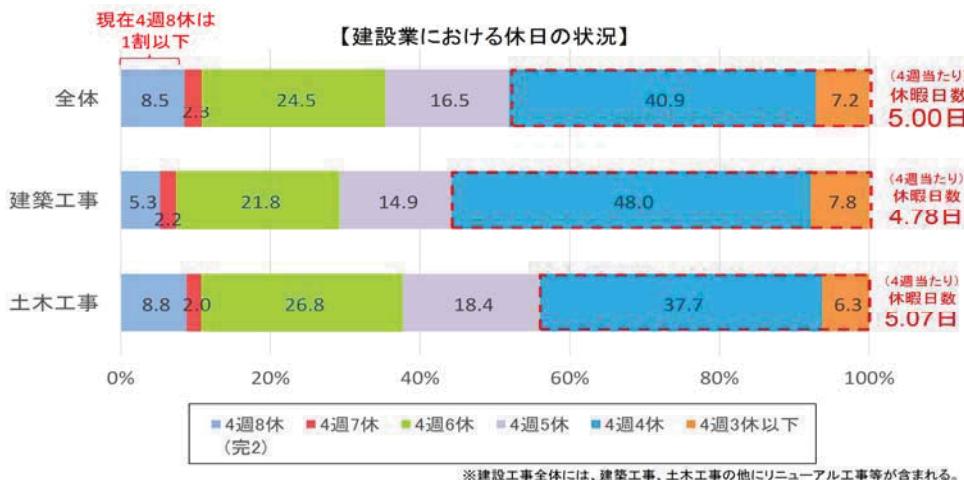
図表3-1 建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額の推移



図表3－2 年間総実労働時間の推移



図表3－3 建設業における休日の状況



## (2) 働き方改革を促す入札・契約制度

建設産業における働き方改革を促すアプローチとして、入札・契約制度の見直しや改善を行うことが有効である。週休2日を条件とした休日確保型入札の実施、債務負担行為の活用や受注者が一定の期間内で工事着手日を選択できる工事着手日選択型工事の実施等による発注・施工時期の平準化により、業務量の波を平坦に近づける必要がある。

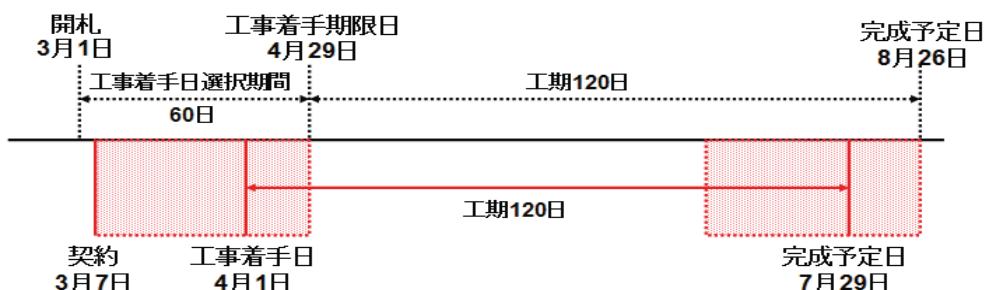
また、建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインを遵守し、適正な工期を確保することなどにより、時間外労働の上限規制の適用に向けた取組を行う必要がある。(図表3－4)

図表3－4 担い手確保のための入札制度

区分	目的	制度内容
若手技術者育成型	企業が若手を雇用する契機とする	40歳以下技術者を配置 (同種工事実績不要)
休日確保型	週休2日確保により技術者の入職促進や離職防止を図る	原則、土曜日及び日曜日の工事実施不可
工事着手日選択型 (※)	工事着手日を受注者が選択できることで、技術者や重機の配置などを柔軟にする	発注者が設定する工事着手日選択期間内に、受注者が着手日を決定

(※)工事着手日選択型工事の例（工期120日でゼロ債務を活用した例）

→工事着手期限日が開札の日から60日間と設定した場合



休日確保型工事の発注状況（全庁）

年 度	件 数	平均応札数	平均落札率	不調件数	不調率
27年度	13	7.0	96.3%	0	0.0%
28年度	32	5.8	95.6%	0	0.0%
29年度	27	4.7	95.0%	1	3.7%

工事着手日選択型工事の発注状況（全庁）

年 度	件 数	平均応札数	平均落札率	不調件数	不調率
28年度	10	4.1	91.6%	0	0.0%
29年度	19	3.4	95.8%	0	0.0%

### (3) 工事現場における就業者の安全及び健康対策

建設工事は、急峻な地形、脆弱な地質、狭隘な現場など、悪条件下での作業が多いことから、長期的には減少傾向にあるものの、工事中の事故が絶えない。

このため、工事現場の安全管理パトロールの実施、安全対策の点検などにより、事故防止に向けて官民が一体となって取り組む必要がある。

県は建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律に基づき、安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算、安全及び健康に配慮した工期の設定などの推進により現場の安全性を高める取組を行い、建設企業自らも労働安全法令を遵守することはもちろん、従事者への安全又は衛生のための教育を適切に実施することが求められる。

特に、一人親方等は労働安全衛生法上の労働者には当たらず、同法の保護対象とはならないが、建設工事現場においては他の請負人労働者と同様の作業に従事していることや、災害の発生状況を鑑みると、建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について配慮が必要である。

図表 3－5 県内の建設業労働災害(死亡)事故発生状況

(単位：人)

年(暦年)	H25	H26	H27	H28	H29
全産業	25	33	34	25	33
建設業	5	8	13	7	4
建設業／全産業	20.0%	24.2%	38.2%	28.0%	12.1%
うち県発注工事	1	0	2	1	0

図表 3－6 県内の建設業労働災害(休業4日以上)事故発生状況

(単位：人)

年(暦年)	H25	H26	H27	H28	H29
全産業	3,986	4,109	4,096	4,157	4,186
建設業	545	512	430	429	421
建設業／全産業	13.7%	12.5%	10.5%	10.3%	10.0%

(注) 「建設業死亡災害発生状況」、「業種別災害発生月別労働災害発生状況」

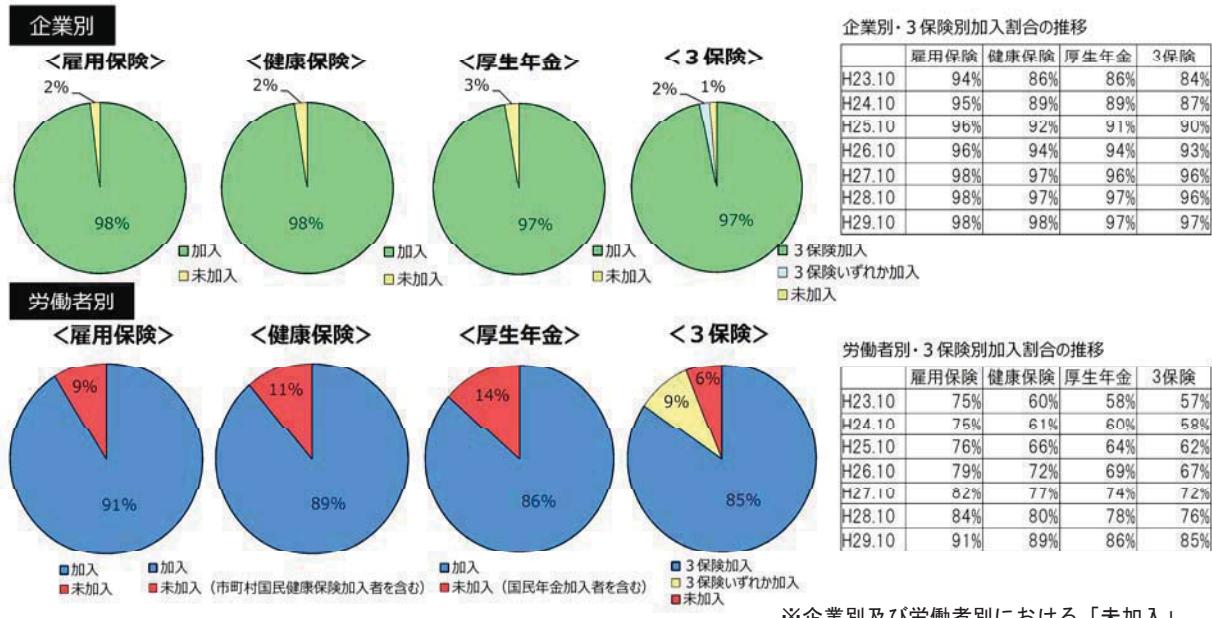
(静岡労働局労働基準部)

#### (4) 社会保険未加入対策の更なる推進

公共事業労務費調査（平成 29 年 10 月調査）における社会保険加入状況調査によれば、企業別の加入率は、雇用保険では 98%、健康保険では 98%、厚生年金保険では 97% となっている。また、労働者別の加入率は、雇用保険では 91%、健康保険では 89%、厚生年金保険では 86% となっている。（図表 3－7）

建設現場で働く技能労働者の待遇改善に向けて、人材の確保さらには、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の確保を図るためにも、社会保険未加入対策の更なる推進が不可欠である。

図表 3－7 建設業における社会保険加入状況（全国）



出典：公共事業労務費調査（平成 29 年 10 月調査）より国土交通省作成

には、関係法令上社会保険の加入義務のないケースも含んでいる。

## 2 担い手の確保・育成

人口減少や少子・高齢化に伴う生産年齢人口が減少する中で、建設産業が求められる役割を果たし続けていくためには、将来にわたる担い手確保が喫緊の課題である。担い手の確保・育成を図るための課題を以下に示す。

### (1) 担い手の育成

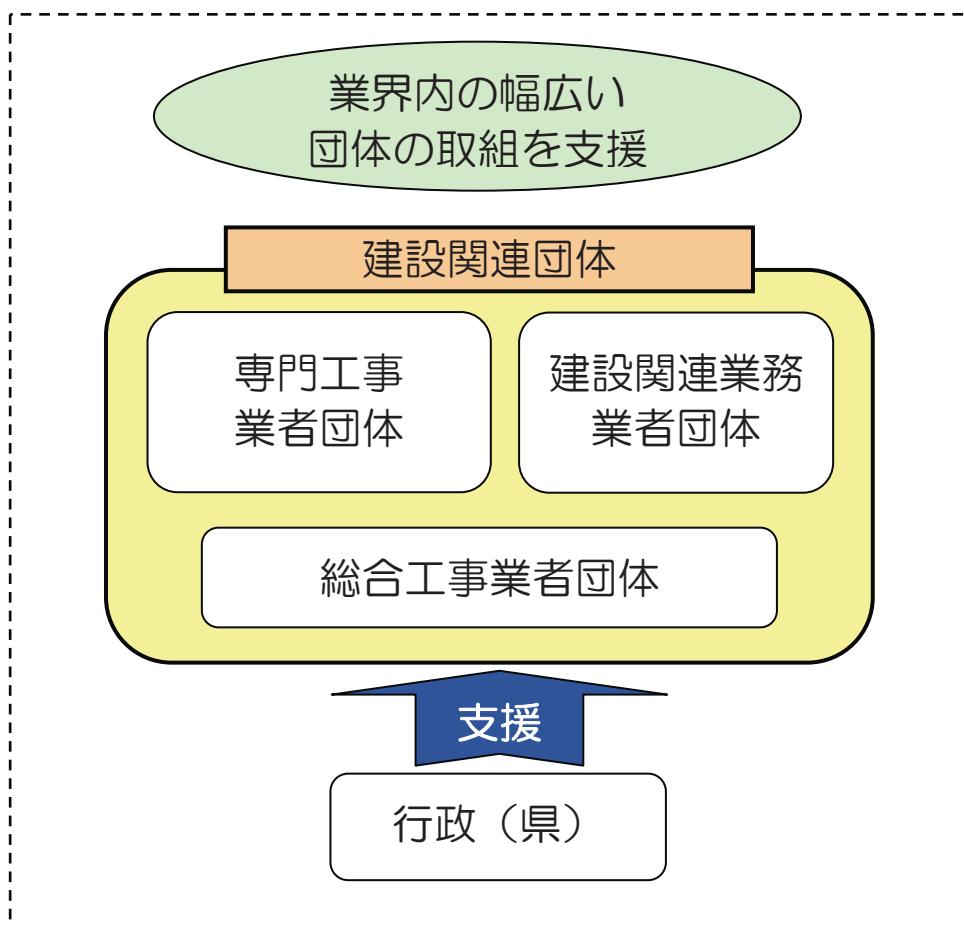
担い手の確保・育成は建設産業全体の課題であり、建設業団体、建設関連団体等、業界内の幅広い団体が担い手確保・育成に取り組む動機付けや、担い手確保・育成の新たなノウハウを生み出す機会の創出を図るため、行政が建設関連団体の行う担い手確保・育成の取組を支援していくことが求められている。

取組支援により建設関連団体傘下企業の人材確保・育成に直接結び付くほか、他業界や他地域への波及効果も大いに期待できるものである。

また、建設業界にあっては、女性や若手が活躍できる建設業界を目指し、女性技術者や若手技術者のネットワークづくりに向けた取組も進められており、これらの活動に対して支援していくことも必要である。

(図表 3－8)

図表 3－8 行政が建設関連団体の行う取組を支援するイメージ

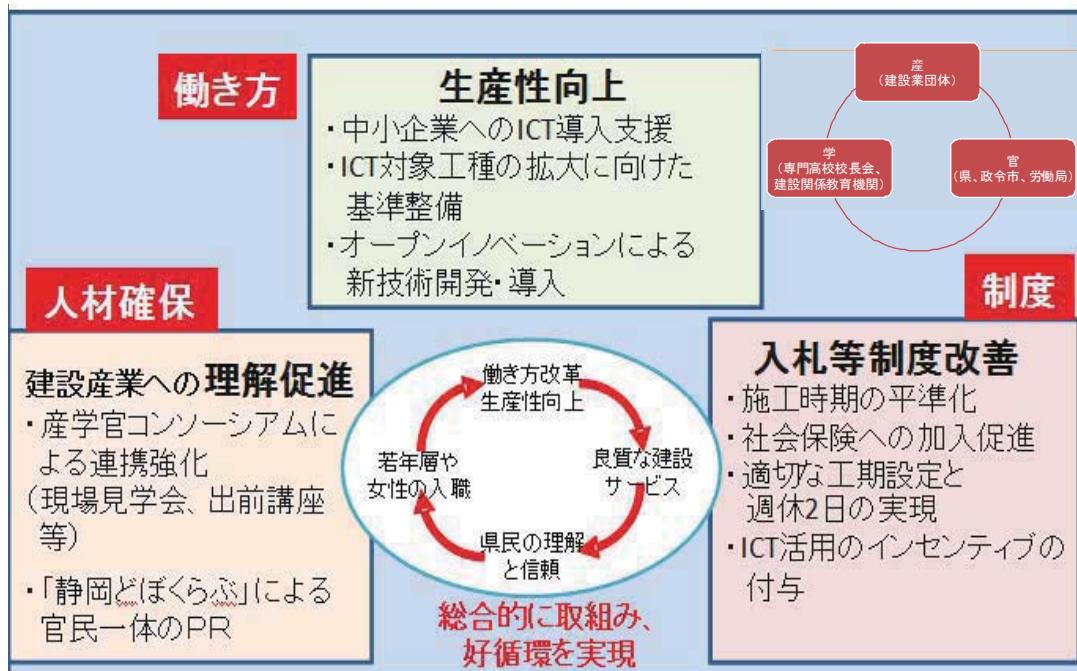


## (2) 産学官が連携した理解促進

将来的な担い手を確保するためには、3K（きつい、汚い、危険）のイメージを払拭し、建設産業に対する理解を若年のうちから醸成していくことが必要である。このため、産学官が連携し、建設産業の課題や情報共有し、特に、若年者・女性に対する建設産業の理解促進を図る取組を推進していくことが求められる。

小・中・高校生や教員・保護者を対象とした現場見学会、出前講座、インフラツーリズム等を開催し、建設産業の現場にふれ、建設産業に従事する職員の意見を聞く機会を提供していくことによりイメージ向上が図られる。また、高校生・大学生のインターンシップの受入の取組やキャリア教育授業・進路説明会等への講義協力なども強化すべきである。  
(図表 3－9)

図表3－9 産学官が連携して取り組むイメージ



### (3) 「静岡どぼくらぶ」を活用した戦略的PR

「県民の命を守り」「県民の未来を創る」など、社会インフラ整備の意義を伝えるとともに、土木の仕事は「やりがい」があり、「魅力的」で「誇り」のもてる仕事であるとの認識を醸成し、建設産業を支える担い手の確保を図るために、戦略的PRが必要である。

社会资本を整備する土木の仕事のイメージアップに向けた情報のプラットフォームとして、本県では平成29年度に「静岡どぼくらぶ」を立ち上げたが、「静岡どぼくらぶ」を活用し、官民が一体となり建設産業のイメージアップを図っていく必要がある。(図表3－10)

#### 静岡どぼくらぶ取組内容

##### (1) 県の取組内容

- 動画サイト「YouTube」へ「静岡どぼくらぶ」チャンネルを登録し、社会資本整備のダイナミックな現場が直感的に伝わる動画を公開。
- 「静岡どぼくらぶ」のオフィシャルホームページを立ち上げ、情報発信。
- パンフレットや名刺に「静岡どぼくらぶ」のロゴや動画へのリンク(QRコード)を表示するなど様々な広報素材で情報発信を展開。

##### (2) 官民連携の広報の取組内容

- みんなのどぼく・静岡未来など民間SNSと連携して情報発信。
- 建設産業界と連携して、現場見学会や出前講座などの広報活動や、リクルート活動等の採用募集の機会など、あらゆる機会で動画を上映して情報発信。
- 民間企業と連携した動画の制作・公開や、ロゴを活用したグッズの制作・配布による業界のイメージアップ活動を展開。

図表3－10 「静岡どぼくらぶ」の概要

### 静岡どぼくらぶによる取組

人づくり、和づくり  
DOBO CLUB 静岡どぼくらぶ 土木 LOVE 静岡どぼくらぶ  
«産学官連携»

- ✓ 県土への誇りと愛着 「ふじのくに回遊式庭園」の実現
- ✓ 担い手確保と育成 若年層や女性の入職促進
- ✓ 生産性向上 ICT導入による働き方改革
- ✓ 職場環境の改善 施工時期の平準化、週休2日の実現
- ✓ 戦略的PR 社会インフラの意義の周知・イメージ向上

#### (4) 担い手確保・育成のための入札・契約制度

建設産業の担い手確保を図るためにには、建設産業の業界の内外をあげた働き方改革に第一に取り組む必要がある。したがって、働き方改革を促す入札・契約制度（図表3－11）に取り組むことにより、担い手確保・育成を図ることが求められている。

公共工事における競争入札のうち、制限付き一般競争入札においては、配置予定技術者に発注工事と同種工事の施工経験を求める事例が多くみられるが、配置予定技術者に同種工事の経験を求めない若手技術者育成型入札（図表3－12）を実施することにより、企業が若手の育成を図り、若手を雇用する契機とすることが必要である。

図表3－11 担い手確保のための入札制度（再掲）

区分	目的	制度内容
若手技術者育成型	企業が若手を雇用する契機とする	40歳以下技術者を配置（同種工事実績不要）
休日確保型	週休2日確保により技術者の入職促進や離職防止を図る	原則、土曜日及び日曜日の工事実施不可
工事着手日選択型	工事着手日を受注者が選択できることで、技術者や重機の配置などを柔軟にする	発注者が設定する工事着手日選択期間内に、受注者が着手日を決定

図表3－12 若手技術者育成型工事の発注状況（全庁）

年度	件数	平均応札数	平均落札率	不調件数	不調率
27年度	15	3.8	92.5%	1	6.7%
28年度	32	3.6	94.3%	5	15.6%
29年度	26	2.8	96.3%	4	15.4%

## (5) 就労環境や処遇の改善（12 頁の再掲）

建設業に従事する男性全労働者の賃金水準は上昇傾向にあるが、生産労働者（技能者）については、製造業と比べ低い水準にある。

建設業の年間実労働時間は、全産業の平均と比較して年間 300 時間以上長時間労働の状況にあり、10 年前と比べてもほぼ横ばいに留まっている。

また、建設業では、約半数が 4 週 4 休以下で就業しており、週休 2 日もとれていらない状況にある。

建設産業がその魅力を高め、若年層や女性の入職を促進していく観点からも、賃金水準の向上、長時間労働の是正、週休 2 日の確保などの処遇改善、工事現場への「快適トイレ」の設置などにより、女性や若手の働きやすい職場環境の整備を図ることが必要である。

## 3 建設現場における生産性の向上

建設産業が良質な建設サービスを提供しつつ、多様なニーズに対応した産業に進化していくためには、業界内外の連携による生産性向上のための取組を推進する必要がある。建設現場における生産性の向上を図るための課題を以下に示す。

### (1) 建設生産プロセスにおける ICT や新技術の活用

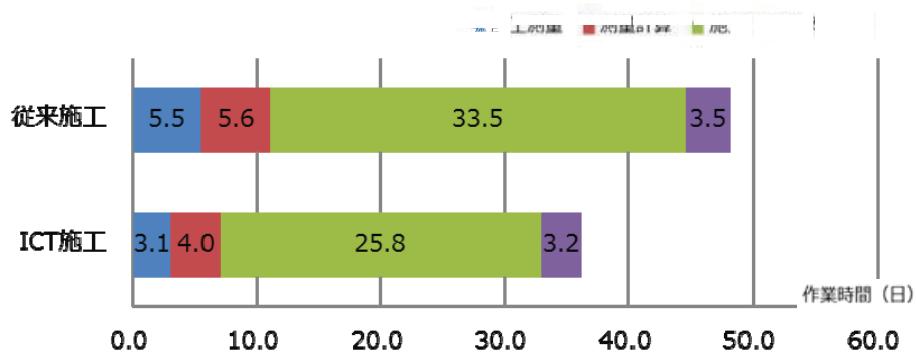
建設現場はベテラン技術者の知恵と経験と熟練技術で支えられているが、技能労働者の 3 分の 1 にあたる約 110 万人が、今後 10 年で離職すると言われている。このため、労働者の減少を上回る生産性向上の実現と、希望がもてる建設現場による担い手の確保を目指すため、ICT や新技術を活用した生産性の向上やコスト縮減を図る必要がある。

県では、県内の公共工事の約 9 割が県・市町の発注工事であり、中小規模工事への ICT 活用を推進することが急務であることから、1,000m<sup>3</sup> 以上の比較的小規模の工事を対象として、平成 28 年度から ICT 活用工事の試行を開始し、平成 30 年 10 月末現在までの累計で 54 社が ICT 活用工事を実施している。

過年度に ICT 活用工事を実施した 23 件の施工者へのアンケート調査では、従来では数日を要していた測量作業がドローン等の活用により数時間に短縮されたり、ICT 建機の利用により補助作業員を 6 分の 1 まで減らせたことでコストが縮減されるとともに、安全性や施工精度が向上したといった導入効果があり、平均で 25% の工期短縮効果が認められた。

（図表 3-13）

図表3－13 ICT活用工事の時間縮減効果



この結果を受け、平成30年度からは、中小規模事業者の受注が多く、ICT建機のメリットを享受できる、「河床掘削工事」について、ICT施工を前提として発注する、「ICT導入型」を導入するとともに、総合評価落札方式の評価項目にICT施工の実績を導入している。また、施工規模に関わらず、まずはやってみることでICT活用の効果を実感し、小規模工事に適したICT活用の手法を身に着けてもらえるよう、静岡県版のガイドラインを策定するなど、「やらなければ損」といった状況となるような環境整備に努めている。

一方で、県内の中小規模事業者へのアンケート調査では、新たな技術に対する不安や、ICTに精通した人材の不足などの課題があることから、中小規模事業者に対する支援として、国や県、市町のほか、建設関連の各業界団体やICTの専門家など約40団体が参画する「ふじのくにi-Construction推進支援協議会」を組織し、現場での直接支援や周知活動を行っているが、今後も、引き続きICT活用工事の導入を進めるとともに、支援協議会を活用し、ICTや新技術を活用した生産性向上に努めていく必要がある。

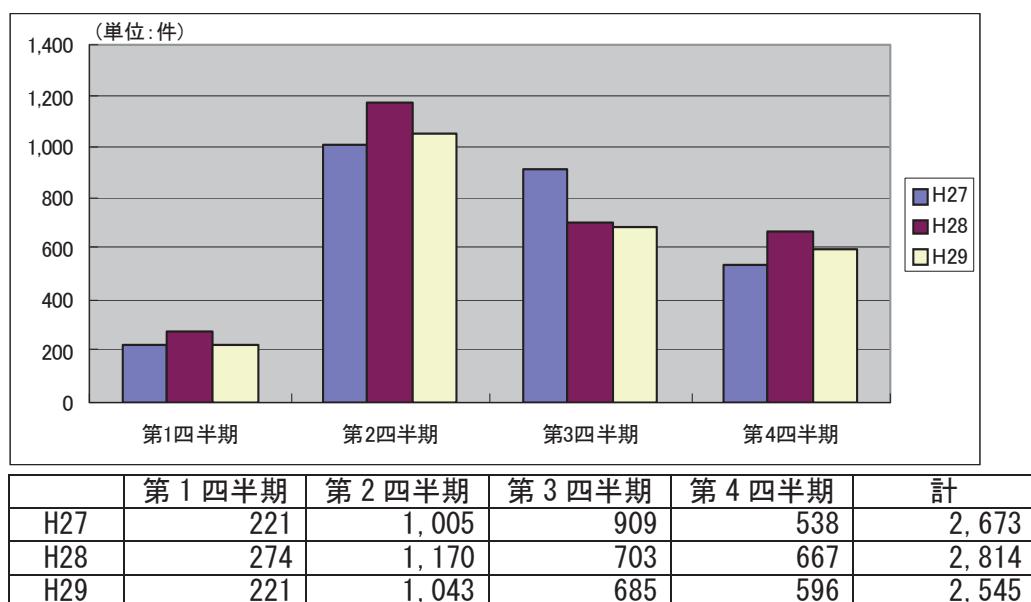
また、社会資本の整備に当たっては、品質の確保や自然環境への配慮、安全な施工の確保、リサイクルの促進など建設分野を取り巻く諸課題の解決を図る必要がある。このため、民間等が開発した優れた新技術を公共事業において積極的に活用していくことが求められている。新技術の活用を一層進めるため、新技術の審査・評価に、アドバイザーによる学術的な視点からのアドバイスを受けることにより、優れた先端技術の早期導入を図っていく必要がある。これにより県内の公共事業における新技術の活用が促進され、水平展開されることで更なる相乗効果（コスト縮減等、建設現場における生産性の向上）が期待される。

## (2) 発注・施工時期の平準化の推進

扱い手の減少が見込まれる中にあって、効率的な人材の配置や資機材の活用を可能とするため、建設工事の繁閑の波をなくすことが求められている。このため、国がとりまとめた地方公共団体における平準化の取組事例（さ・し・す・せ・そ）を参考に、（さ）債務負担行為の活用、（し）柔軟な工期設定、（す）速やかな繰越手続、（せ）積算の前倒し、（そ）早期執行のための目標設定、を推進し、年間を通じた工事量を安定させ、受注者・発注者双方の働き方改革と生産性の向上を図る必要がある。

また、企業の技術者配置計画や労務、資材の手配など人材や資機材の効率的な活用が可能となるよう、国、県、市町が公共工事の発注見通しを統合し、公表していくことが必要である。

図表3－14 静岡県の四半期別工事発注件数状況（随意契約を除く）（県全体）



## (3) 適正な工期設定

建設産業の働き方改革に向けて、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」が策定されたが、このガイドラインを発注者はもとより建設業界においても下請契約を含めて遵守することが求められている。

県発注工事においては、工期設定支援システムの活用による週休2日に対応した適切な工期設定を行うことが必要である。

また、民間工事の受発注者においても、業種に応じた工事特性等を理解のうえ協議し、適正な工期設定に努める必要がある。

## (4) 市町への支援

中部ブロック発注者協議会、建設技術監理センター、（一社）ふじのくにづくり支援センターを通じ、市町の発注体制の強化、技術研修の実施、技術的助言など市町支援を行う必要がある。

## (5) その他の取組

生産性の向上策としては、設計段階における安全・省力化の検討、プレキャスト製品、機械式鉄筋継手等の活用推進等による建設現場の最適化の推進、受発注者間の意見交換会の実施、施工条件明示の徹底、ワンデータレスポンス、適切な設計変更、監理書類の簡素化など受発注者間のコミュニケーションの円滑化などの施策を推進していく必要がある。

なお、建設企業にあっても、技能労働者の技能の向上、多能化、人材・資機材の有効活用に取り組む必要がある。

## 4 経営の安定化と地域力の強化

建設産業が地域の守り手として持続し、その役割を果たしていくためには、地域建設企業がその経営力を高め、市町をはじめとした多様な主体との連携強化により地域力を強化する必要がある。経営の安定化と地域力の強化を図るための課題を以下に示す。

### (1) 建設市場に対応した地域建設企業の経営プロセスの改善

高度成長期を中心に整備された多くの社会インフラが老朽化し、今後は新設市場が縮小し、維持管理・更新需要が一層増加していくことが予想されている。行政にあっては、地域建設企業に配慮した入札条件の設定を行うことが必要である。

このため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の基本理念に則り、適正な利潤が確保される予定価格や適切な工期、適切な設計変更により、工事の品質確保を図る。

また、このような建設市場の変化に対応し、個々の建設企業においても、営業力やコスト競争力の強化、現場毎の適切な原価管理など自らが経営力を高める取組を行うことが求められている。

### (2) 地域の守り手に配慮した入札・契約制度

地域の建設企業は、地域インフラの担い手であり、災害時における復旧・復興活動の担い手でもある。近年の自然災害の多発や南海トラフ巨大地震の切迫性が増す中で、地域建設企業が災害時等の体制確保を図り、災害対応力を向上していくことが求められている。

地域の永続的な維持管理及び災害時の復旧に備えるため、過疎地域等で活躍する事業者を対象とする地域を守る事業者維持・育成入札の試行（図表3-15、3-16）を実施し、過疎地域における建設企業の維持を図っているが、地域維持事業について、地域建設企業に対する包括発注、複数年契約等の新しい入札・契約制度について検討を行う必要がある。

また、総合評価落札方式において、地域貢献に対する評価の拡充を検討するなど地域に貢献する企業を後押しするための取組も必要である。

**図表3－15 地域を守る事業者維持・育成入札制度**

目的	対象工事	対象者
過疎地域等で活躍する建設企業が存続、発展できるよう支援する	過疎地域で施工される土木一式工事	過疎地域に主たる営業所を有する事業者

**図表3－16 地域を守る事業者維持・育成入札の発注状況（全庁）**

年度	件数	平均応札数	平均落札率
27年度	25	7.0	96.3%
28年度	20	5.2	97.3%
29年度	46	4.4	96.0%

### (3) 増大する社会インフラの維持管理・更新需要への対応

社会資本ストックを有効活用し、社会インフラが今後もその機能を發揮し、その役割を果たすことができるよう、効率的な維持管理に向けたアセットマネジメントを実施し、施設の長寿命化を図る予防保全管理への移行が進行していくため、地域建設企業においても、こうした維持管理・更新需要の増大に対応し、ＩＣＴ建機や新技術を導入・活用することにより、コスト縮減や生産性の向上を図っていくことが求められる。

### (4) 災害対応力の向上・国土強靭化

地域建設業は、これまでも災害時の復旧活動により地域の安全・安心を守り、国土強靭化のあらゆる場面においても深く関わってきた。

本県は、防災先進県として、地震・津波対策等に取り組んできたところであるが、近年の自然災害の多発や南海トラフ巨大地震の切迫性が増す中で、防災・減災対策を一層推進する必要がある。地震・津波対策においては、地域住民等との合意形成を図りながら、静岡方式による防潮堤等の津波対策施設の整備を進めてきたが、風水害や土砂災害においても、「安全・安心」をより一層向上させるためには、ハード整備だけではなく、地域との連携や協力等により、ハードとソフトが一体となった防災・減災対策を進めていることが求められている。

地域建設企業においても、災害発生時に迅速な対応が可能となるよう、地域及び行政と協力関係を築きつつ、作業員や資機材・連絡体制の確保等、事業活動の継続が速やかに可能となるよう事業継続計画（ＢＣＰ）の作成を行い、災害等緊急時の体制確保を図っておくことが求められている。

### (5) 地域の多様な主体との連携強化

地域建設企業は、地域の守り手であるとともに地方創生の担い手でもある。景観や観光、防災を両立させたまちづくりワークショップなどに積極的に参加するほか、「しづおかアダプト・ロード・プログラム」の取組にも参加し、道路の清掃や美化活動を積極的に行うことも必要である。

地域を熟知した地域建設企業が日頃から行政、教育機関等の地域の多様な主体と連携することにより、地域力を強化していくことが必要である。

## 5 美しい景観の創造力向上

本県のもつ豊かな自然環境、文化、歴史等の地域の特性に応じた「場の力」を活用しながら、美しい景観や環境の保全を図るとともに、社会インフラの整備・活用を進めていく。美しい景観の創造力向上を図るための建設産業の課題について以下に示す。

### (1) きれいな現場の実現

きれいな現場を保つことが現場の安全性の向上と工事事故の防止につながることから、現場の4S（整理、整頓、清掃、清潔）活動を進め、きれいな現場を実現していく必要がある。

また、環境負荷の低減に資する工法や作業の採用、建設廃棄物の発生抑制・削減・リサイクルの取組などを進める必要がある。

### (2) 新設・維持管理・更新における美しい景観形成への意識醸成

施設の維持管理・更新が主導となっていく中、既存インフラのもつ歴史的・文化的価値を再評価し、美しい景観を構成する歴史的資産として意識啓発を行う取組が、工事に従事する人の誇りや若者の夢につながり、建設産業の魅力を高めることにも繋がる。

そのため、「静岡どぼくらぶ」や景観まちづくり学習等を通して、景観形成の重要性及び景観形成の作り手である建設企業が果たす役割や重要性等を県民に周知するほか、景観形成の専門家を建設企業に派遣し、美しい景観を形成する建設工事の取組を支援することが必要である。

さらに、官民が連携し、美しい景観の守り手・作り手である建設業の社会的価値を県民に伝え、業界全体の地位向上を図っていくことが求められる。

### **(3) 美しい景観を創造する技術力の向上**

美しい景観の形成・保全を図るためには、建設企業や技術者の技術力の向上が求められる。

そのため、景観形成に関する研修会等を開催し、景観形成の基礎知識の醸成を進めるほか、公共事業における景観形成のルールや留意事項を示した「ふじのくに色彩・デザイン指針」の普及啓発を図ることが求められる。

また、美しい景観の創造に活用できるＩＣＴ等の先端技術や会社独自の技術習得が進むように努める必要がある。

さらに、静岡県景観賞などの顕彰制度を活用し、建設工事において常に景観を意識するような機運を醸成する必要がある。

### **(4) 美しい景観の創造に向けた入札・契約制度**

社会インフラのうち道路を例にとれば、単に人やものを運ぶためだけではなく、人々の往来や交流を通じて地域文化を創造する役割を担っており、近年、地域住民、企業、行政など多様な主体による協働の下、景観、歴史・文化などの地域資源を活かし、美しい風景・景観の創出や地域の活性化を図る取組が進められている。

社会インフラ整備にあたって景観や環境への意識を高め、美しい景観を創造していくためには、プロポーザル方式や総合評価落札方式の建設関連業務委託に関する技術提案（評価テーマ）の中に、新たに景観形成に関する項目の設定を行うなど、美しい景観を創造するための入札・契約制度の検討が必要である。



## IV 建設産業が魅力ある産業へ 転換するための方策



## IV 建設産業が魅力ある産業へ転換するための方策

### 1 建設産業の目指す姿

これまで挙げてきた背景や課題を踏まえ、美しい“ふじのくに”インフラビジョンに基づき「安全・安心」「活力・交流」「環境・景観」の3分野において、社会インフラの整備・管理・活用に重点的に取り組んでいく。

その中で、本県建設産業は、行政、教育などの公共部門や他産業等とも一層連携しながら、働き方改革の推進、担い手の確保・育成、建設現場における生産性の向上、経営の安定化・地域力の強化、美しい景観の創造力向上などの施策を推進し、「新4K（給料、休暇、希望、きれい）」を実現し、夢や誇りのもてる魅力ある建設産業へと転換することを目指す。

#### 建設産業の目指す姿

[重点的取組] 美しい“ふじのくに”インフラビジョンで位置づけた3分野

##### 安全・安心

地域の強靭化、防災・減災  
対策の担い手、地域の守り手

##### 活力・交流

インフラ整備による  
機能強化とまちづくり

##### 環境・景観

文化・歴史等地域の特性を踏まえた美しい景観・環境づくり

#### 公共

国・県・市町  
教育機関等

#### 連携

#### 建設産業

土木工事  
建築工事

専門工事

調査業務  
設計業務

- ・働き方改革の推進
- ・担い手の確保・育成
- ・建設現場における  
生産性の向上

- ・経営の安定化・  
地域力の強化
- ・美しい景観の  
創造力向上

[目指す姿] 本ビジョンが目標とする、建設産業が目指す姿

- ・新4K（給料・休暇・希望・きれい）の実現
- ・夢や誇りのもてる魅力ある建設産業への転換

## 2 建設産業の魅力を高めるための方策

土木・建築・専門工事、調査設計業務等、広い裾野を持つ建設産業が、3K（きつい、きたない、危険）から脱却し、新4K（給料、休暇、希望、きれい）の実現により、夢や希望のもてる魅力ある産業に転換して発展していくためには、地域、建設業界、建設企業、建設産業団体、行政等、建設産業に携わる関係者が一体となり連携を図りながら、この方策の実現に向けて各自の課題の解決に向けて取り組むことが重要である。特に、将来にわたる担い手確保のためにまず第一に取り組むべきことは、建設産業の内外をあげた働き方改革である。

「働き方改革」に向けては、休日の確保といった就労環境や処遇の改善、働き方改革を促す入札・契約制度の改善、工事現場における就業者の安全及び健康対策、社会保険未加入対策の更なる推進に取り組む。

「担い手の確保・育成」については、担い手の育成、产学官が連携した理解促進、「静岡どぼくらぶ」を活用した戦略的PR、担い手確保・育成のための入札・契約制度の改善に取り組む。

「建設現場における生産性の向上」については、建設生産プロセスにおけるICTや新技術の活用、発注・施工時期の平準化の推進、適正な工期設定、市町への支援などの取組を通じ施工品質向上・省力化等に取り組む。

「経営の安定化と地域力の強化」については、建設市場に対応した地域建設企業の経営プロセスの改善、地域の守り手に配慮した入札・契約制度、増大する社会インフラの維持管理・更新需要への対応、災害対応力の向上・国土強靭化、地域の多様な主体との連携強化に取り組む。

「美しい景観の創造力向上」については、きれいな現場の実現、新設・維持管理・更新における美しい景観形成への意識醸成、美しい景観を創造する技術力の向上、美しい景観の創造に向けた入札・契約制度に取り組む。

以上のような観点から、下記の具体的な方策に取り組むこととし、緊急性が高いものについては短期的に実施する。

今後、以下の具体的な方策の取組状況をはじめ、本ビジョンの達成状況について、定期的なフォローアップを建設業審議会において行い、行政と建設産業団体や建設企業が一体となってビジョンの実施に努めていくことが望まれる。

## 《 具体的な方策 》

〈短期〉：概ね5年以内の実現を目指す取組

〈中期〉：概ね10年以内の実現を目指す取組

### 1 働き方改革の推進

項目	内 容
(1) 就労環境や待遇の改善	<p>行政の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計労務単価の改訂が下請企業まで行き渡るよう、建設業団体に対して適切な賃金水準の確保についての要請を行う。</li> <li>・登録基幹技能者の活用に向けて、総合評価落札方式における評価項目の設定を推進する。</li> <li>・建設業退職金共済制度の普及・徹底を図ることにより、建設労働者の福祉の増進、労働雇用条件の改善を図る。</li> <li>・工事における週休2日実施のための経費計上を行い、長時間労働のは正や休日確保に向けた環境整備を推進する。</li> </ul> <p>企業の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間労働を是正し、週休2日の確保を図るとともに、適切な賃金水準を確保する。</li> <li>・週休2日の確保により技能者が収入減とならないよう日給制の企業については、月給制への切換を行う。</li> <li>・建設キャリアアップシステムへ全ての建設技能者を登録する。</li> <li>・工事現場の「快適トイレ」の設置により、若手や女性が働きやすい職場環境を実現する。</li> <li>・すべての職員が仕事と子育て・介護など家庭生活を両立できる職場環境づくりなど、ワーク・ライフバランスの推進に努める。</li> </ul> <p>〈中期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術者の技術力向上に向けた、資格取得の促進やキャリアパス作成等を行う。</li> </ul>
(2) 働き方改革を促す入札・契約制度	<p>行政の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設産業の担い手確保・育成入札において、休日確保型入札を引き続き実施し、建設技能者の週休2日の確保に努める。</li> <li>・発注・施工時期等の平準化の取組 ((さ・し・す・せ・そ)、(さ)債務負担行為の活用、(し)柔軟な工期に設定、(す)速やかな繰越し手続、(せ)積算の前倒し、(そ)早期執行のための目標設定) を推進することにより、工事量の偏りを解消し、年間を通じた工事量を安定させることで、受注者・発注者の働き方改革と生産性の向上を図る。(再掲)</li> <li>・工事における週休2日実施のための経費計上を行い、長時間労働のは正や休日確保に向けた環境整備を推進する。(再掲)</li> <li>・働き方改革関連法成立に伴う建設業の時間外労働の罰則付き上限規制適用に向け、適正な工期設定を行う。</li> </ul>

項目	内 容
(2) 働き方改革を促す入札・契約制度	<p>企業の取組          &lt;短期&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間発注工事についても、適正な工期設定を行い、長時間労働の是正や週休2日の推進に努める。</li> </ul>
(3) 工事現場における就業者の安全及び健康対策	<p>行政の取組          &lt;短期&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事現場の安全管理パトロールを実施し、安全対策の点検指導を強化し、工事事故の発生を防止する。</li> <li>・「工事事故防止行動計画」に基づき、受発注者が各工事現場で「事故対策PDCA」を実施するとともに、各工事現場で得られた知見を県全体で情報共有し、事故防止体制を強化する。</li> <li>・労働基準監督署や県建設業労働災害防止協会と連携した研修会や講習会を開催し、建設工事における安全管理に関する意識の啓発及び技術向上を図る。</li> <li>・建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の策定を行う。</li> <li>・建設工事従事者安全・健康確保法に基づく取組（安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算、安全及び健康に配慮した工期の設定等）を推進し、現場の安全性を高める。</li> </ul>
	<p>企業の取組          &lt;短期&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設工事従事者の従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を適切に実施する。</li> <li>・建設工事の現場における危険性・有害性を評価して、リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を自主的に講ずる。</li> <li>・「工事事故防止計画」に基づき、受発注者が各工事現場で「事故対策PDCA」を実施するとともに、各工事現場で得られた知見を県全体で情報共有し、事故防止体制を強化する。</li> <li>・労働基準監督署や県建設業労働災害防止協会と連携した研修会や講習会を開催し、建設工事における安全管理に関する意識の啓発及び技術向上を図る。</li> </ul>

項目	内 容
(4) 社会保険等未加入対策の更なる推進	<p>行政の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・許可更新時等に社会保険の加入状況を確認する等、社会保険等への加入に向けた指導を行う。</li> <li>・社会保険料を確実に下請企業まで行き渡らせるため、契約書を作成する全ての建設工事を対象に、請負企業に法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出を求める。</li> <li>・社会保険への加入を建設工事競争入札参加資格の要件とともに、元請企業に対し、社会保険未加入業者との下請契約締結を禁止する取組を継続実施し、建設産業における社会保険等加入の徹底を図る。</li> <li>・建設業の実情を把握し、適正な元請下請関係を保つことを目的として実施する構造改善実態調査を通じて、元請企業による社会保険等未加入の下請企業への指導を徹底する。</li> </ul>
	<p>企業の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場就労者単位での社会保険等加入についても、元請企業が下請企業に対して指導を行う。</li> </ul> <p>〈中期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元請下請間での見積りにおいても、法定福利費の内訳を明示した標準見積書を活用することにより、下請企業も含めて法定福利費を適切に確保する。</li> </ul>

## 2 担い手の確保・育成

項目	内 容
(1) 担い手の育成	<p>行政の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設関連団体が担い手確保・育成を図るために行う取組を支援する。</li> <li>・女性や若手の活躍に取り組む活動に対する支援を行う。</li> <li>・担い手の技術力向上のため、ＩＣＴ研修や技術者研修を実施する。</li> <li>・構造物に技術者の軌跡を残すことで技術者の誇りとやりがいを伝え、将来の担い手確保に繋げるため、構造物への銘板設置の導入に向けた研究・検討を行う。</li> <li>・外国人労働者の適切な受け入れについて、官民が連携して検討を行う。</li> <li>・発注者にあっても、若手職員の技術力向上に取り組むなど担い手の確保・育成を図る。</li> </ul> <p>企業の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従事員の資格取得に対する支援を行う。</li> <li>・外国人労働者の適切な受け入れについて、官民が連携して検討を行う。</li> </ul>
(2) 産学官が連携した理解促進	<p>行政の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産学官が連携したコンソーシアムにおいて、若年者・女性に対する建設産業への理解促進の取組を検討し、各機関が取組を行う。</li> <li>・教育機関等と連携しながら、現場見学会・出前講座等を開催し、担い手確保・育成の取組を推進する。</li> </ul> <p>企業の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターンシップ制度の活用、現場見学会の受入、学校のキャリア教育授業・進路説明会等への講義協力を通じて学生との接点をもち、将来の担い手となりうる学生の建設産業に対するイメージ向上を図る。</li> <li>・女性技術者や若手技術者のネットワークづくりに努め、女性や若手が活躍できる建設業界（企業）を目指す。</li> </ul>

項目	内 容
(3) 「静岡どぼくらぶ」を活用した戦略的なPR	<p>行政の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設産業の重要性や魅力を発信する情報プラットフォームとして立ち上げた「静岡どぼくらぶ」を活用したPR動画の配信、「静岡どぼくらぶ」講座等の実施により、官民が一体となり建設産業のイメージアップを図る。</li> </ul>
	<p>企業の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「静岡どぼくらぶ」を活用したPR動画の制作・CM放送、工事看板等へのロゴ掲示、名刺等印刷物へのロゴ印刷などによりPR活動を実施する。</li> </ul>
(4) 担い手確保・育成のための入札・契約制度	<p>行政の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若手技術者育成型入札を引き続き実施し、企業が若手を雇用する契機とし、若手技術者の育成を図る。</li> <li>・建設産業の担い手確保・育成入札において、休日確保型入札を引き続き実施し、建設技能者の週休2日の確保に努める。(再掲)</li> <li>・工事における週休2日実施のための経費計上を行い、長時間労働の是正や休日確保に向けた環境整備を推進する。(再掲)</li> </ul>
	<p>企業の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若手技術者育成型入札への参加を通じて若手技術者が工事経験を積むことができるようとする。</li> </ul>
(5) 就労環境や処遇の改善(再掲)	<p>企業の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間労働を是正し、週休2日の確保を図るとともに、適切な賃金水準を確保する。</li> <li>・週休2日の確保により技能者が収入減とならないよう日給制の企業については、月給制への切換を行う。</li> <li>・建設キャリアアップシステムへ全ての建設技能者を登録する。</li> <li>・工事現場の「快適トイレ」の設置により、若手や女性が働きやすい職場環境を実現する。</li> <li>・すべての職員が仕事と子育て・介護など家庭生活を両立できる職場環境づくりなど、ワーク・ライフバランスの推進に努める。</li> </ul> <p>〈中期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術者の技術力向上に向けた、資格取得の促進やキャリアパス作成等を行う。</li> </ul>

### 3 建設現場における生産性の向上

項目	内 容
(1) 建設生産プロセスにおける I C T や新技術の活用	<p>行政の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測量・設計から施工、維持管理に至る各生産プロセスにおいて、 I C T を導入することにより、品質確保、生産性向上、コストの縮減を図る。</li> <li>・ I C T 活用工事を継続するとともに、「施工者希望型」に加え、「 I C T 導入型」を実施し、生産性向上に取り組む企業を後押しする</li> <li>・新技術・新工法登録制度の拡充、利活用の推進、オープンイノベーションを活用した新技術の開発により、建設現場への新技術導入を推進する。</li> </ul>
	<p>企業の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ I C T 建機や新技術の活用により、コスト縮減と生産性の向上を図る。</li> </ul>
(2) 発注・施工時期の平準化の推進	<p>行政の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発注・施工時期等の平準化の取組 ((さ・し・す・せ・そ)、(さ)債務負担行為の活用、(し)柔軟な工期に設定、(す)速やかな繰越手続、(せ)積算の前倒し、(そ)早期執行のための目標設定)を推進することにより、工事量の偏りを解消し、年間を通じた工事量を安定させることで、受注者・発注者の働き方改革と生産性の向上を図る。</li> <li>・工事着手日選択型工事の実施により、施工時期の平準化を図り、年間を通じて工事の繁閑の波をなくすことに努める。</li> <li>・国、県、市町の公共工事発注見通しを統合し、とりまとめ版を公表することにより、建設企業の技術者配置計画や労務、資材の手配など人材や資機材の効率的な活用を促進する。</li> <li>・中部ブロック発注者協議会等の機会を通じて、国・県の取組を情報提供するなど市町の平準化の取組への支援を行う。</li> </ul>
	<p>企業の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共工事発注見通しの活用などにより、技術者配置計画や労務、資材の手配など、人材や資機材の効率的な活用を図る。</li> <li>・工事着手選択型工事を活用することにより、施工時期の平準化を図り、年間を通じて工事の繁閑の波をなくすことに努める。</li> </ul>

項目	内 容
(3) 適正な工期設定	<p>行政の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工期設定支援システムの活用により、週休2日に対応した適切な工期設定を行う。</li> <li>・「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」を遵守し、適正な工期設定等を行う。</li> </ul>
(4) 市町への支援	<p>行政の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各土木事務所に市町連携担当を設け、技術的な相談に対応する。</li> <li>・設計積算、監督、検査業務などの実施方法や体制整備への助言を行う。</li> <li>・中部ブロック発注者協議会静岡県部会を通じ、発注者間の連携を推進し、市町が一体となって公共工事の品質確保に努める。</li> <li>・技術者不足による監督体制の脆弱化や入札に関する技術審査ができないといった市町には、発注者支援機関である「(一社)ふじのくにづくり支援センター」の効果的な活用を促す。</li> <li>・人材育成のため県の研修会に市町職員を受け入れ、また、市町からの求めに応じ講師を派遣する。</li> <li>・総合評価落札方式において、審査等の入札契約事務の支援を行う。</li> </ul>
(5) その他の取組	<p>行政の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計段階における安全・省力化の検討、プレキャスト製品、機械鉄筋継手等の活用推進など建設現場の最適化を推進する。</li> <li>・受発注者間の意見交換会の実施、施工条件明示の徹底、ワンデーレスポンスの徹底など受発注者間のコミュニケーションの円滑化を図る。</li> <li>・提出書類と提示書類の明確化、統一化、電子化等による工事書類の簡素化により、発注者の監督・検査と受注者の施工管理業務の効率化を図る。</li> <li>・「情報共有システム」の導入による書類作成・提出に係る移動コスト・時間の削減、受発注者の書類管理の効率化を図る。</li> <li>・「設計書情報提供システム」の導入による設計書開示請求事務の合理化を図る。</li> </ul> <p>企業の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現場の技能労働者の技能の向上、多能工化、人材・資機材の有効活用を図る。</li> <li>・「情報共有システム」の活用による書類作成・提出に係る移動コスト・時間の削減、受発注者の書類管理の効率化を図る。</li> <li>・「設計書情報提供システム」の活用による設計書開示請求事務の合理化を図る。</li> </ul>

#### 4 経営の安定化と地域力の強化

項目	内 容
(1) 建設市場に対応した地域建設企業の経営プロセスの改善	<p>行政の取組          〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域建設企業の受注に配慮した入札条件の設定を行う。</li> <li>・「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の基本理念に則り、適正な利潤が確保される予定価格や適切な工期、適切な設計変更により、工事の品質確保を図る。</li> </ul> <p>〈中期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理を中心に営む建設企業に適した制度構築を行う。</li> </ul> <p>企業の取組          〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ＩＣＴ建機や新技術の活用により、コスト縮減と生産性の向上を図る。（再掲）</li> </ul> <p>〈中期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の建設企業が、新設市場の縮小、維持管理需要の増大に対応した営業力やコスト競争力の強化、現場毎の適切な原価管理など自ら経営力を高める取組を行う。</li> <li>・事業承継に係る融資制度や事業承継税制など企業存続のための企業支援施策の活用を検討し、円滑な事業承継に取り組む。</li> </ul>
(2) 地域の守り手に配慮した入札・契約制度	<p>行政の取組          〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の永続的な維持管理及び災害時の復旧に備えるため、地域を守る事業者維持・育成入札を実施し、過疎地域における建設企業の維持を図る。</li> <li>・総合評価落札方式において、地域に貢献する企業に対し評価の拡充について検討を行うとともに、過度な低価格入札を抑止するため、ダンピング対策を強化する。</li> <li>・各土木事務所に市町連携担当を設け、技術的な相談に対応する。（再掲）</li> <li>・設計積算、監督、検査業務などの実施方法や体制整備への助言を行う。（再掲）</li> <li>・中部ブロック発注者協議会静岡県部会を通じ、発注者間の連携を推進し、市町の発注体制の強化を行う。（再掲）</li> <li>・技術者不足による監督体制の脆弱化や入札に関する技術審査ができないといった市町には、発注者支援機関である「(一社) ふじのくにづくり支援センター」の効果的な活用を促す。（再掲）</li> <li>・人材育成のため県の研修会に市町職員を受け入れ、また、市町からの求めに応じ講師を派遣する。（再掲）</li> <li>・総合評価落札方式において、審査等の入札契約事務の支援を行う。（再掲）</li> </ul>

項目	内 容
(2) 地域の守り手に配慮した入札・契約制度	<p>〈中期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公物管理、小規模修繕、防災点検業務等について、地域の建設企業を活用した新しい入札・契約制度の実施について検討する。</li> <li>・地域維持事業について、地域建設企業に対する包括発注、複数年契約等の新しい入札・契約制度について検討を行う。</li> </ul>
(3) 増大する社会インフラの維持管理・更新需要への対応	<p>行政の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安定的・持続的な事業量の確保や国土強靭化に向けた予算の確保に努める。</li> <li>・効率的な維持管理に向けたアセットマネジメント※を実施し、施設の長寿命化を図る予防保全管理への移行を進め、中長期的な維持管理更新費用の低減と平準化を図り、社会資本ストックの有効活用を図る。</li> </ul>
	<p>※アセットマネジメント 公共土木施設を資産ととらえ、その損傷・劣化等を将来にわたり把握し、最も費用対効果の高い維持管理を行うための方法。</p> <p>企業の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ＩＣＴ建機や新技術の活用により、コスト縮減と生産性の向上を図る。(再掲)</li> <li>・「しづおかアダプト・ロード・プログラム」の取組に参加し、道路の清掃や美化活動を積極的に行う。(再掲)</li> </ul>

項目	内 容
(4) 災害対応力の向上・国土強靭化	<p>行政の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通基盤部事前復興行動計画に定めた35項目の取組を具体化し、大規模地震の発生等に備えた体制の整備・推進を図る。</li> <li>・想定される被害をできる限り軽減する「減災」の考え方に基づき、橋梁、河川・海岸堤防等の社会インフラの耐震対策などを推進する。</li> <li>・南海トラフ巨大地震など大規模災害に備えた災害協定を締結し、行政と企業が連携して災害時の復旧活動を行うなど地域の安全・安心の確保に努める。</li> </ul> <p>〈中期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ巨大地震クラスに対応できる、橋梁、河川・海岸堤防等の社会インフラの耐震対策などを推進する。</li> </ul>
(5) 地域の多様な主体との連携強化	<p>企業の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時においても作業員や資機材・連絡体制の確保等、事業活動の継続が速やかに可能となるよう事業継続計画（B C P）の作成を行い、災害等緊急時の体制の確保を図る。</li> <li>・南海トラフ巨大地震など大規模災害に備えた災害協定を締結し、行政と企業が連携して災害時の復旧活動を行うなど地域の安全・安心の確保に努める。</li> </ul> <p>行政の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の歴史・文化・風土及び暮らしに根ざすとともに、自然との共生及び環境との調和の両立を目指し、地域の意見を取り入れ、市町と協働で推進する本県独自の津波対策の取組である静岡方式を他事業に拡げる。</li> <li>・景観や観光、防災を両立させたまちづくりワークショップなど、多様な主体の参画による仕組みや制度により、住民・利用者の満足度を高めていく。</li> <li>・県産木材の利用等、地域資源を積極的に活用する。</li> </ul> <p>企業の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観や観光、防災を両立させたまちづくりワークショップなどに積極的に参加する。</li> <li>・「しづおかアダプト・ロード・プログラム※」の取組に参加し、道路の清掃や美化活動を積極的に行う。</li> <li>・南海トラフ巨大地震など大規模災害に備えた災害協定を締結し、行政と企業が連携して災害時の復旧活動を行うなど地域の安全・安心の確保に努める。（再掲）</li> </ul>

※しづおかアダプト・ロード・プログラム

道路の一定区間において、住民団体、学校、企業等と行政が互いの役割分担を定め、両者の協働のもと、道路清掃や美化活動を進める取組。

## 5 美しい景観の創造力向上

項目	内 容
(1) きれいな現場の実現	<p>行政の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事現場の安全パトロールを実施し、現場の4S（整理・整頓・清掃・清潔）を推進する。</li> <li>・きれいな現場を実現するため、工事現場への「快適トイレ」などの設置に支援を行う。</li> </ul> <p>企業の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就業者の安全及び健康確保の観点から、4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動によりきれいな現場を実現し、現場の安全性の向上と工事事故の防止を図る。</li> <li>・きれいな現場を実現するため、工事現場への「快適トイレ」などの設置を行う。</li> <li>・建設工事における環境負荷の低減に資する工法や作業の採用、建設廃棄物の発生抑制・削減・リサイクルの取組などを行う。</li> </ul>
(2) 新設・維持管理・更新における美しい景観形成への意識醸成	<p>行政の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「ふじのくに色彩・デザイン指針」に基づき、景観に配慮した工事を推進する。</li> <li>・静岡どぼくらぶや景観まちづくり学習等を通して、景観形成の重要性及び景観形成の作り手である建設企業が果たす役割や重要性等を県民に周知する。</li> </ul> <p>〈中期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成の専門家を建設企業に派遣し、美しい景観を形成する建設工事の取組を支援する。</li> <li>・官民が連携し、美しい景観の守り手・作り手である建設業の社会的価値を県民に伝え、業界全体の地位向上を図る。</li> </ul> <p>企業の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観条例、屋外広告物条例等への理解を深め、地域の景観に調和した事業活動を行う。</li> <li>・景観形成に関する出前講座等を開催し、地域の理解を得る。</li> </ul> <p>〈中期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成の専門家を招聘し、地域の景観と調和した質の高い建設工事に取り組む。</li> <li>・官民が連携し、美しい景観の作り手である建設業の社会的価値を県民に伝え、業界全体の地位向上を図る。</li> </ul>

項目	内 容
(3) 美しい景観を創造する技術力の向上	<p>行政の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成に関する研修会等を開催し、建設企業や技術者の技術力の向上を支援する。</li> <li>・公共事業における景観形成のルールや留意事項を示した「ふじのくに色彩・デザイン指針」の普及啓発を図る。</li> <li>・良好な景観形成に寄与した建設工事や技術者を積極的に顕彰する。(静岡県景観賞等)</li> </ul> <p>企業の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政等が主催する景観形成に関する研修会等に積極的に参加し、景観形成の基礎知識を身に付ける。</li> <li>・美しい景観の創造者として、景観形成に関する研修会等を主催する。</li> <li>・「ふじのくに色彩・デザイン指針」に基づき、景観に配慮した工事を行うとともに、景観に関する顕彰(静岡県景観賞等)に積極的に応募する。</li> <li>・景観形成に関する活動に参加、あるいは主体的に取り組む。(静岡県景観賞等の主催、協賛、各種協働等)</li> </ul> <p>〈中期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・美しい景観の創造に活用できるＩＣＴ等の先端技術や会社独自の技術習得に努める。</li> </ul>
(4) 美しい景観の創造に向けた入札・契約制度	<p>行政の取組 〈短期〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロポーザル方式や総合評価落札方式の建設関連業務委託に関する技術提案(評価テーマ)の中に、新たに景観形成に関する項目を設定する。</li> </ul>

**建設産業ビジョンに掲げた方策に  
関連する指標一覧表**

## 建設産業ビジョンに掲げた方策に関連する指標一覧表

### 【主要指標】

番号	指 標	現状値 (H29)
1	年間実労働時間	2,220 時間 ※4週5休程度
2	建設業生産労働者年間賃金総支給額	建設業生産労働者平均 4,122.2 千円
3	建設業従業者数	10万5千人
4	建設業許可業者の社会保険加入率 (適用除外を除く)	健康保険 95.7% 厚生年金 95.7% 雇用保険 95.5%
5	売上高経常利益率 ※経常利益／売上高 × 100(%) ※財務力を含めた総合的な収益力を表す比率	29年度決算分析 2.92

### 【県管理指標】

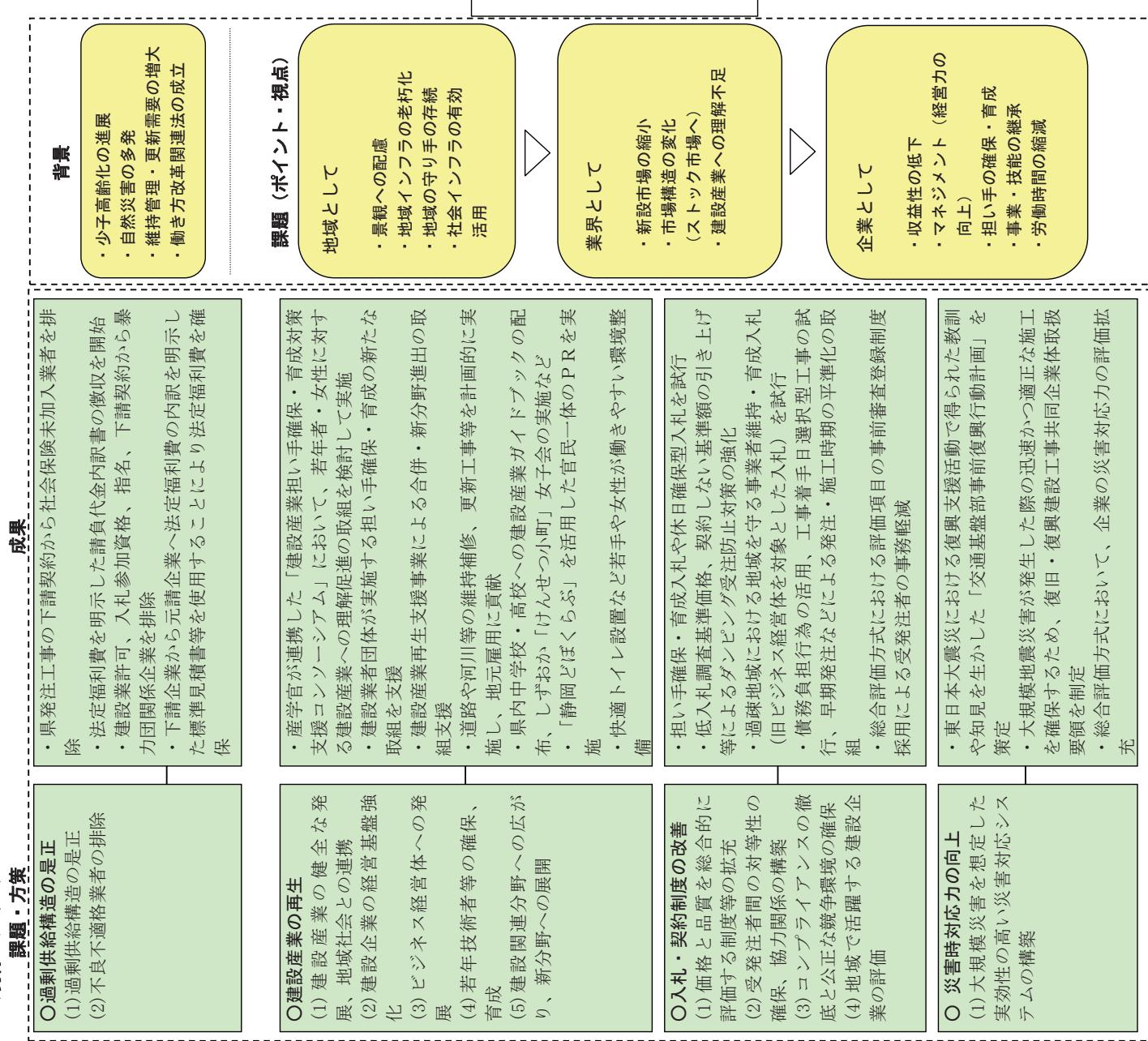
番号	指 標	現状値 (H29)
6	週休2日工事入札の実施件数 (県発注工事)	27 件
7	工事着手日選択型工事の実施件数 (県発注工事)	19 件
8	若手技術者育成型入札の実施件数 (県発注工事)	26 件
9	地域を守る事業者維持・育成入札の実施件数 (県発注工事)	46 件
10	建設業への就業者数 (高校卒業者)	388 人 ※H29.3月卒
11	平準化率 $\alpha$ :4~6ヶ月の平均稼動件数/年間の平均稼動件数 ※稼動件数:当該月に工期が含まれる工事の件数 $\beta$ :4~6ヶ月の平均稼動金額/年間の平均稼動金額 ※稼動金額:契約金額を工期月数で除した金額を月毎に足し合わせたもの	県 稼動件数 $\alpha=0.70$ 稼動金額 $\beta=0.75$ 市 町 稼動件数 $\alpha=0.36$ 稼動金額 $\beta=0.48$
12	ICTを導入した建設企業者数 (県発注工事受注企業者)	累計 31 社
13	工事事故件数 (県発注工事)	死亡事故 0 件 傷害事故 12 件 物損事故 43 件

目標値		備考
短期：5年後 (2022年度末)	中期：10年後 (2027年度末)	
2,100 時間 4週6休程度	1,900 時間 完全週休2日	賃金構造基本統計調査（H29） (企業規模10人以上)
全産業全労働者平均と建設業生産労働者平均の中間値 (H29) 4,445 千円	全産業全労働者平均以上 (参考 H29) 4,768.1 千円	賃金構造基本統計調査（H29） (企業規模10人以上) ※土工ほか9職種区分を集計
9万9千5百人	9万6千人	2022年には9万9千人、2027年には9万5千人に減少が想定されるが、それぞれ9万9千5百人、9万6千人を維持。
100%	同左	静岡県知事許可業者（H30.10月末現在）
東日本平均以上 (参考 H29 : 3.02)	同左	東日本建設業保証株 「建設業の財務統計指標」による

目標値		備考
短期：5年後 (2022年度末)	中期：10年後 (2027年度末)	
発注件数の 50%の件数	発注件数の 100%の件数	災害復旧事業等を除く
年間100件以上	同左	3,500万円以上の工事(約500件)の 20%程度
年間100件以上	同左	3,500万円未満の工事(約1,000件)の 10%程度
年間100件以上	同左	過疎地域の5,000万円未満の土木一式工 事(約160件)の60%程度
500人	同左	過去7年の最大値457人以上
稼動件数 $\alpha=0.8$ 稼動金額 $\beta=0.8$	稼動件数 $\alpha=1.0$ 稼動金額 $\beta=1.0$	
稼動件数 $\alpha=0.6$ 稼動金額 $\beta=0.6$	稼動件数 $\alpha=0.8$ 稼動金額 $\beta=0.8$	
累計100社 (2021年度)	—	
事故ゼロ	同左	

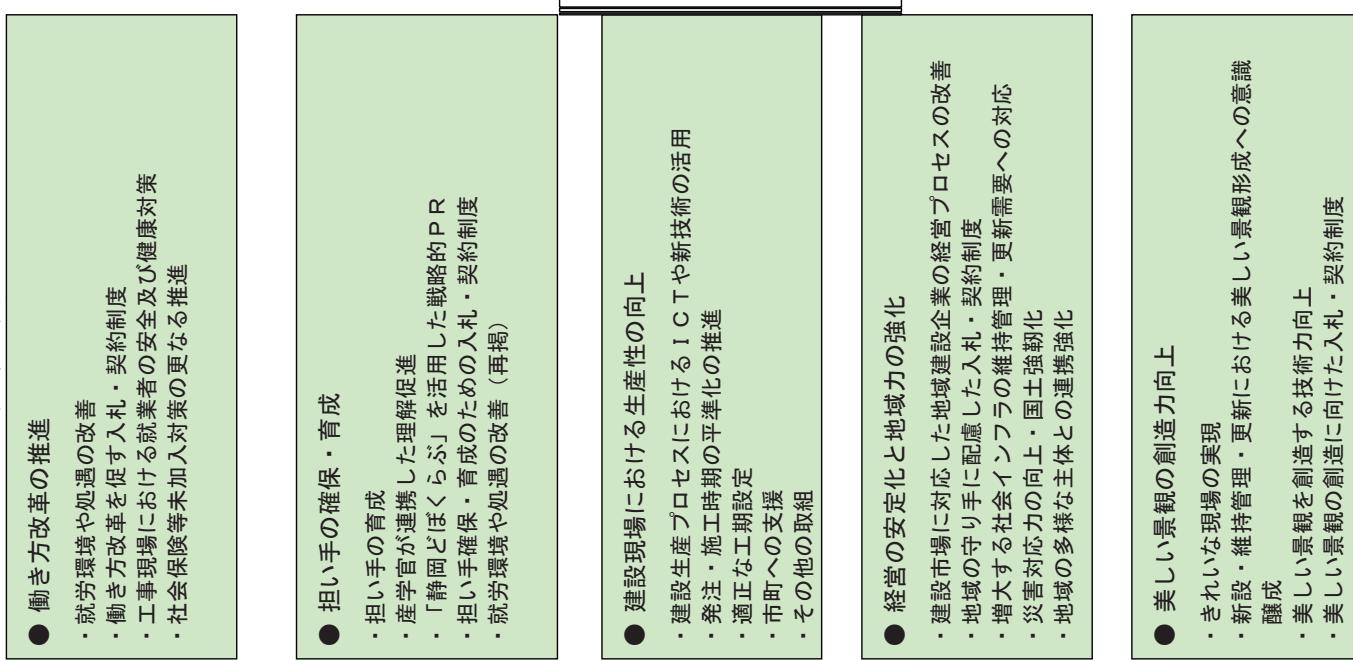


<現行ビジョン>  
課題・方策



## &lt;改訂版ビジョン&gt;

## 施策の柱と項目





# 参 考



《参考》

1 諒問文（写）

建業第151号  
平成30年9月5日

静岡県建設業審議会会長様

静岡県知事 川勝平太

建設産業が魅力ある産業へ転換するための方策について（諒問）

建設産業は、人口減少や少子高齢化の進展に伴う就業者の減少が見込まれており、担い手の確保・育成が喫緊の課題となっています。

一方、社会資本の整備、維持管理や災害時における応急復旧、防災・減災対策など地域の担い手として、求められる役割はますます増大しています。

建設産業が今後もその役割を果たし続けていくためには、働き方改革や建設現場の生産性向上に官民が連携し、スピード感をもって取り組み、建設産業の魅力を高めて担い手を確保していくことが求められています。

このため、建設産業を取り巻く課題等を踏まえ、ふじのくにづくりを担う建設産業が魅力ある産業に転換するために、官民が進めるべき方策について御審議のうえ、静岡県建設産業ビジョンの改訂を行っていただきたく、静岡県建設業審議会条例第2条の規定に基づき、下記事項について諒問します。

記

建設産業が魅力ある産業へ転換するための方策について

（静岡県建設産業ビジョンの改訂）

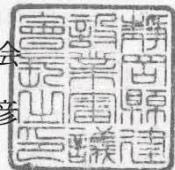
2 答申書（写）

平成31年3月25日

静岡県知事 川 勝 平 太 様

静岡県建設業審議会

会長 磯辺 剛彦



建設産業が魅力ある産業へ転換するための方策について

平成30年9月5日付け建業第151号により諮問のありましたこのことについて、当審議会において審議した結果、別添のとおり「静岡県建設産業ビジョン2019～夢や誇りのもてる魅力ある産業への転換に向けて～」を取りまとめたので、答申します。

### 3 静岡県建設業審議会審議経過

年月日	審議事項
平成30年9月13日	(1) 建設産業の現状等 (2) 建設産業ビジョンの改訂趣旨 (3) 今後のスケジュール（予定）
平成30年11月30日	(1) 建設産業ビジョン改訂版（案）
平成31年3月11日	(1) 静岡県建設産業ビジョン2019（案） ～夢や誇りのもてる魅力ある産業への転換に向けて～ ・第2回建設業審議会 委員意見への対応 ・県民意見提出手続（パブリックコメント）の結果 ・静岡県建設産業ビジョン2019の最終取りまとめ

#### 4 静岡県建設業審議会委員名簿

(平成 31 年 3 月現在)

職名	氏名	職業等
会長	磯辺 剛彦	慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授
会長代理	丹羽 秀夫	公認会計士・税理士
委員	長澤 達士	静岡労働局雇用環境・均等室長
委員	岡村 真央	弁護士（オーキッド法律事務所）
委員	川口 宗敏	静岡文化芸術大学名誉教授
委員	重川 希志依	常葉大学大学院環境防災研究科教授
委員	松本 眞由美	経営コンサルタント・中小企業診断士 （一社）静岡県中小企業診断士協会
委員	川瀬 昌之	大日工業㈱代表取締役社長
委員	野中 正子	静岡県消費者団体連盟副会長
委員	染谷 絹代	島田市長
委員	田中 里佳	国土交通省浜松河川国道工事事務所長
委員	石井 源一	（一社）静岡県建設業協会会长
委員	小野 徹	静岡県中小建設業協会会长
委員	藤本 貴也	（一社）建設コンサルタンツ協会顧問
委員	三輪 容次郎	（一社）静岡県建設産業団体連合会理事

# 静岡県建設産業ビジョン2019

～夢や誇りのもてる魅力ある産業への転換に向けて～

## 資料編

平成31年3月

静岡県建設業審議会



目	次
I 「建設産業政策 2017+10～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～」(国土交通省)の概要	… 1
II 「静岡県の新ビジョン 富国有徳の美しい“ふじのくに”の人づくり・富づくりの概要	… 3
III 「美しい“ふじのくに”インフラビジョン」の概要	… 11
IV 静岡県における建設産業の現状	
1 静岡県の人口	
(1) 県内人口の推移	… 13
(2) 人口将来推計	… 14
2 建設投資額の現状と推移	… 15
3 建設産業の現状と推移	
(1) 県内総生産	… 19
(2) 事業所数及び従業者数	… 21
(3) 建設業就業者数の状況等	… 25
(4) 建設業許可業者数	… 31
(5) 建設産業の経営状況	… 32
(6) 倒産件数	… 36
4 建設業者の労働環境	
(1) 建設労働者の賃金水準	… 38
(2) 実労働時間及び出勤日数の推移	… 39
(3) 建設業における休日の状況（全国）	… 41
(4) 死亡災害発生状況	… 41
(5) 建設業における社会保険加入状況	… 42
5 働き方改革関連法の概要	
(1) 要旨	… 43
(2) 概要	… 43
(3) 残業時間の上限規制の内容	… 43
6 静岡県発注工事の状況	
(1) 契約金額及び落札率の状況	… 44
(2) 四半期毎の工事発注状況	… 45
(3) 休日確保型工事の発注状況	… 46
(4) I C T活用工事の発注状況	… 46
(5) 低入札価格調査の実施件数	… 47



# I 「建設産業政策 2017+10～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～」 (国土交通省) の概要



# 建設産業政策2017+10～若い人たちに明日の建設産業を語ろう～

## 【背景】

- 建設産業は今後も、インフラや住宅等の整備や今後の老朽化への対応、さらには災害時の応急復旧など国民生活の安全・安心を支えるとともに、都市再生や地域活性化に資する施設整備など経済成長に貢献する役割を継続的に担っていく必要。
- 一方、全産業的に生産年齢人口の減少が進む中、「雇用の受け皿」として建設産業が個々の企業の取組だけで担い手を十分に確保できていた時代は既に終焉。
- 建設産業が今後も産業として成り立つて行く上で源泉となる「現場力」を維持するとともに、「超スマート社会」の実現など国内外の“未来づくり”的一翼を担うことで若者に夢や希望を与えることができる産業であり続けるためには、個々の企業の一層の取組に加え、個々の企業を超えた施策が必要。

## 【政策目的】

- 個々の企業の一層の取組に加え、業界全体や発注者・設計者など様々な主体との連携による働き方改革を推進し、国民の安全・安心や経済成長に持続的に貢献。
- 良質な建設サービスを高い水準で確保し、個々の発注者や消費者の利益を実現し、信頼を確保。

10年後を見据えて、建設産業に関する各種の  
「制度インフラ」を再構築

## 【業界内外の連携による働き方改革】

- 建設従事者の継続的な処遇改善(賃金等)
  - 技能労働者の能力評価基準の策定と技能・経験に応じた処遇の実現(建設キャリアアップシステムの活用)
  - 適切な工期設定、週休2日に向けた環境整備
  - 工期設定を求める受発注者双方の責務の明確化、無理な工期設定を求める受発注者への働きかけ
  - 適切な工期設定等のためのガイドラインの策定
  - 専門工事企業の評価制度の創設
  - 技能労働者の位置づけの明確化(建設企業が雇用する技能労働者の育成の責務等)
  - 許可に際しての労働者・福祉の観点の強化
  - 人材育成体制の強化
- 地域の多様な主体との連携を強化
  - 地域貢献に取り組む企業の評価(防災活動、建機保有等)
  - 市町村が主体となり建設産業の振興・発展を図る仕組み

## 業界外の協力も得て 行う働き方改革

### 建設企業 現場力

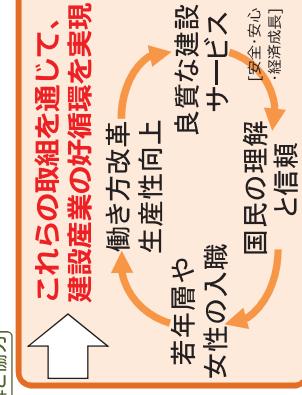


## 業界内外の連携による生産性向上

- 各プロセスにおけるICT化、手戻り・手持ちの防止
  - 全ての建設生産プロセスでICT等を活用するため、3次元データ等のプラットフォームを整備
  - 施工に従事する者の配置・活用の最適化
  - 企業間における人材の効率的な活用(労働の平準化)
  - ICTの進展等を踏まえた技術者の配置の見直し

## 【多様な主体との連携による良質な建設サービスの提供】

- 安心して発注できる環境の整備
  - 発注体制を補完するためのCRM方式の制度化
  - 企業情報の提供や施工の説明による個人発注者の保護
- 施工の品質に直結する設計や工場製品の質の向上
  - BIM・CRM等の適用範囲の拡大に向けた環境整備
  - 工場製品に起因して建設生産物に不具合が生じた場合の再発防止(報告収集、立入検査、街宣等)



## 10年後を見据えて、建設産業の好循環を実現



# 主な施策の概要

## 個々の企業に係る施策

## 企業間や業界全体に係る施策

## 発注者・設計者や地域など 様々な主体との連携に係る施策

### 働き方改革

- ・専門工事業にに関する企業情報を提供
  - 労働者福祉の状況を許可要件や許可の条件とすることとし、許可に際しての取扱いを強化
  - 建設工事の適切な工期の見積りを行う責務の明確化
  - 「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化
  - 建設企業が雇用する技能労働者を育成する責務
  - 専門工事業の主任技術者要件として登録基幹技能者を位置づけ等
- ・営業所専任技術者要件の見直し
- ・技術者配置要件の見直し
- ・技能労働者の多能化工の普及
- ・中小建設企業による生産性向上に向けた取組（設備投資等）への支援

### 生産性向上

- ・小規模建設工事に適用される規律の充実
  - 無形可変費者は適用される規定を軽減
  - 一定の建設工事について届出制度又は登録制度を創設
  - 「技能」や「技能労働者」の位置づけの明確化（再掲）
  - 建設企業が雇用する技能労働者を育成する責務
  - 諸負人が登録基幹技能者を登録する責務
  - 専門工事業の主任技術者要件として登録基幹技能者を位置づけ等
- ・複数の建設企業等による事業連携の促進
  - 営業力やコスト競争力の強化、経営（業績）管理、從業員の処遇改善等に資する先進的な取組事例を情報発信
  - 地域の建設企業の経営基盤強化
  - 円滑な事業承継に向けた環境の整備
  - 将来の建設市場に対応した制度構築等

### 良質な建設サービスの提供

- ・受発注者双方の責務の明確化
  - 不適切な工期による契約締結を禁止
  - 不適切な契約締結等を行った注文者への実効性のある勧告制度
  - 工事現場の休止をあらかじめ定めたガイドラインの策定
  - 適切な工期設定等のためのガイドラインの策定
  - 働き方改革について社会全体の理解を得る機運の醸成
  - 先進的なモデル地域を選定し、地域レベルでの働き方改革の検討を促進
  - 教育機関、研修機関の体制確保の推進
  - 施工時期の平準化の取組の拡大
  - 働き方に關する評価の拡充
  - 社会貢献未深入に関する減点の寄与を強化
- ・受発注者双方の責務や役割の明確化
  - 契約の対価となる業務の明確化、指示や打合せのもと関係者の取決めの明確化
  - 適切な設計図書の提出、変更、施工条件の明示
  - 建設生産プロセス全体の生産性向上に資する取組を推進
  - 設計段階から現地設備までのフロントロードイング（ECI方式の活用等）の推進
  - 全ての建設生産プロセスでICT等を活用するため、3次元データ等のプラットフォームを整備
  - 許可申請書類、経営事項審査申請書類等の簡素化・電子申請化
  - 海外展開
- ・個人発注者等の保護
  - 受注者からの情報提供や契約内容の説明
  - 地方公共団体や個人発注者等における発注体制の補完
  - CIM方式について、発注者が利用しやすい仕組みを創設
  - 発注関係事務の民間委託によるガドラインの策定（委託が可能な範囲や官民の適切な責任分担のあり方等）
  - 法令違反への対応の厳格化
  - 工場製品に関する経営事項審査での減点の寄与が生じた場合の再発防止
  - 工場製品の製造者への報告義務・立入検査、勧告等の制度を創設
- ・地域貢献に関する評価の拡充
  - 防災活動への貢献の評価の加重化
  - 建設機械の保有状況の加点評価の実施
  - 維持管理や除雪等の実績の経常規査定への反映
  - 地域建設業と市町村との連携強化
  - 市町村の危険等にも留意しつつ、国や都道府県とも連携し、市町村が主体となるたつ建設産業の振興・収量の取組（振興計画の策定等）の推進を検討
  - 地域建設業の安定的な担い手確保に資する入札契約方式
  - 地政インフラの適切な維持管理に向けて、海外の請度も参考にした新たな人材・業界高校等と連携した地域ぐるみでの担い手確保の取組の推進
- ・重層下請構造の改善
  - 請負契約だけではなく、建設工事の実施に關わる様々な契約の規律の再構築
  - 個々の企業の技術力、収益力、ガバナンスの向上
  - 各フレーバー間の関係の透明性と緊張感
  - ランク分け制度などの公共工事の基本的枠組みの再構築

施設構造的に  
取り組むべき  
重要な課題

Ⅱ 「静岡県の新ビジョン  
富国有徳の  
美しい“ふじのくに”の  
人づくり・富づくり」の概要



静岡県の新ビジョン

富国有徳の  
美しい“ふじのくに”の  
人づくり・富づくり

Shizuoka Prefecture Comprehensive Plan

2018 →  
→ 2027

静岡県総合計画

# 富国有徳の「美しい ～静岡県を Dreams come

ドリームズ

カム

## 10年後の展望

2018

### 静岡県の課題

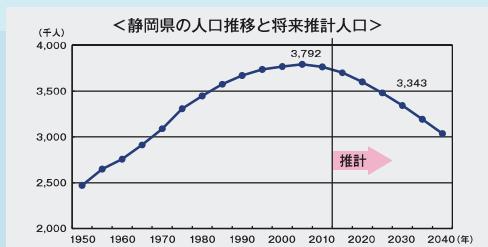
人口減少・超高齢社会にあっても、県民の誰もが将来に明るい希望を持ち、努力をすれば人生の夢を実現して、幸せを実感しながら暮らせる地域をつくることが大切です。

- ❖ 人口減少、若年層の人口流出への対応
- ❖ 地震・津波など災害への万全の対応
- ❖ 超高齢社会に対応した仕組みづくり
- ❖ 時代の変化に適応した地域づくり
- ❖ 力強い経済・産業の実現

### 社会経済の主な変化

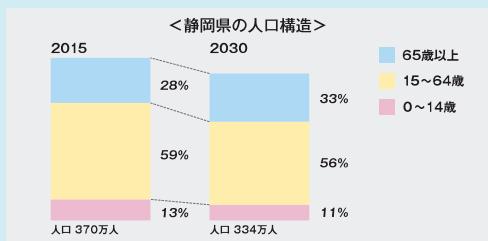
#### 人口減少の進行・東京への一極集中

- ・人口減少の進行により、2030年の静岡県の人口は334万人になると推計されています。
- ・合計特殊出生率の低い東京圏への人口集中が続き、日本の人口減少に拍車をかけています。静岡県も若者を中心に入口流出が続いている。



#### 超高齢社会の到来・労働力人口の減少

- ・静岡県では、少子化の進行により、2030年には3人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢社会が到来すると予測されています。
- ・若年人口が減少することで、企業活動や地域活動における人手不足が深刻化することが心配されています。



#### テクノロジーの急激な進展

- ・AI(人工知能)、IoT、情報通信、ロボット等の技術や自動車のEV(電気自動車)化が急激に進展し、私たちの生活や職場が大きく変化しようとしています。

#### 交流人口の拡大・外国人旅行者の急増

- ・日本を訪れる外国人観光客が急激に増加しており、国内で働く外国人住民も増えています。
- ・静岡県は、東京2020オリンピック・パラリンピック、ラグビーワールドカップ2019の会場となっているので、多くの外国人観光客が訪れることが想定されます。



#### 自然災害の懸念・国土構造の変化

- ・日本は、地震・津波・火山噴火・豪雨など様々な自然災害の危険にさらされています。
- ・中部横断自動車道、圏央道、リニア新幹線など、交通インフラの整備が進み、国土構造の変化が見込まれています。

#### 持続可能な社会の実現に向けて

- ・温室効果ガス削減に向けたパリ協定や国連が採択した「持続可能な開発目標(SDGs)」に基づき、国際社会の一員として、持続可能な社会の実現に努めることが必要です。

# “ふじのくに”づくり トゥルー イン ジャパン true in Japan の拠点に～

→ 2027

日本・静岡県が目指すもの

誰もが努力すれば人生の夢がかなう日本 Dreams come true in Japan に

日本は、世界一の健康寿命、高い技術力と人材を備え、豊かな伝統・文化・自然に培われた「美」と「和」を重んじる国柄です。多くの日本人が世界を舞台に活躍し、日本を訪れる外国人旅行者が急増するなど、世界の人々が憧れる国になりつつあります。今後、人口減少や超高齢化、災害への対応、持続可能な社会づくりなど、世界の抱える様々な課題を経済力、人材力、技術力で克服し、誰もが平和で安心して暮らすことのできる、物も心も豊かな国を実現することで、世界のモデルになり得ます。

## 静岡県は新しい日本づくりのロールモデル・拠点を目指します

明治以来の「欧米に追いつくための東京中心の中央集権体制」は役割を終えました。

東京一極集中のために、地方の疲弊が目立ちます。

日本の課題は、地域が自立し、多様な地域と文化からなる国づくりです。

静岡県は、富士山をはじめとする世界クラスの資源や場の力をもとに、

「世界から見た静岡県」という視点に立ち、誰もが努力すれば

人生の夢を実現でき、幸せを実感できる地域を実現し、

新しい日本づくりのロールモデル・拠点となることを

目指します。



富国有徳の美しい“ふじのくに”をつくることで、  
静岡県が Dreams come true in Japan の  
拠点となることを目指します。

## 静岡県のポテンシャル

### 世界クラスの資源群

本県の数多くの地域資源や本県ゆかりの人材が、  
世界的な評価を受けています。

- ・世界文化遺産 富士山
- ・世界文化遺産 萬葉反射炉
- ・世界農業遺産 静岡の茶草場農法
- ・ユネスコエコパーク 南アルプス など



### 場の力

本県には、東京圏にはない美しい自然環境や豊かな食材、歴史に  
培われた文化、活力ある産業などの恵まれた「場の力」があります。

- ・食の都 439品目に及ぶ豊かな食材数
- ・茶の都 茶の生産量 日本一
- ・花の都 花き生産品目704品目
- ・ものづくり 製造品出荷額等 全国4位 など

# 目指す姿

新ビジョンの推進により、「県民幸福度の最大化」を目指します。

## 県民幸福度の最大化

### 理想の姿

#### <生まれてよし 老いてよし>

安全・安心な生活が確保され、いつまでも健康で明日への活力にみなぎり、生涯にわたり充実した暮らしを営むことができる社会を目指します。

#### <生んでよし 育ててよし>

思いやりに満ちた地域の中で自分が望む数の子どもを生み、温かい家庭の中で、将来の夢を描きながら大切に育てることができる社会を目指します。

#### <学んでよし 働いてよし>

学校や仕事、生活の中での経験や文化芸術に触れることを通じ生涯にわたり自己を成長させ、働く中で社会に貢献し、豊かさを実感できる社会を目指します。

#### <住んでよし 訪れてよし>

豊かな自然や美しい景観に囲まれた快適な住空間の中で、住む人も訪れる人も地域に愛着と魅力を感じ、国内外との活発な交流が賑わいを生み出す社会を目指します。

### 理想の姿の具体的なイメージ

- 万全の危機管理の下で、自然災害による犠牲者を最少に
- 生涯を通じて健康で充実した生活が送れる社会に
- 自分が望む数の子どもを生み育てられる社会に
- 経済の持続的な発展により、県民の暮らしを豊かに
- 転入者の増加により、将来にわたって活力が維持される地域に
- 誰からも憧れられ、国内外から多くの人々が訪れる地域に

## 政策の基本方向

新ビジョンの基本理念を具体化し、目指す姿である「県民幸福度の最大化」を実現するため、4つの基本方向により政策を進めます。

### 安全・安心な地域づくり

命と財産を守る体制の整備と、誰もが健やかに、安心して暮らせる医療・福祉の充実を図ります。

### 未来を担う有徳の人づくり

高い志を持って社会に貢献できる「有徳の人」を育成し、すべての人々が能力を發揮して活躍できる環境を整備します。

### 豊かな暮らしの実現

富をつくる力強い地域産業を展開するとともに、住む人が幸せを実感できる多彩なライフスタイルを提案します。

### 魅力の発信と交流の拡大

本県の個性ある地域資源を活用した魅力の向上と発信を図り、世界の人々との交流を拡大します。

# 地域づくりの基本方向

県内を自然的・社会的条件を踏まえて4つの地域に区分し、各地域の目指す姿の実現に向けて世界に誇れる特色ある魅力を備えた地域づくりを進めます。

## 中部地域



空・海・陸のネットワークと豊かな歴史・文化で世界の人々が集う中枢都市圏

- ・富士山静岡空港の競争力強化と空港周辺の賑わい創出
- ・清水港における国際クルーズ拠点の形成
- ・フーズ・サイエンスヒルズプロジェクトの推進
- ・東静岡駅南口県有地における「文化力の拠点」の形成
- ・南アルプスの豊かな自然環境の保全

## 東部地域



日本の国土のシンボル富士山を世界との交流舞台とした健康交流都市圏

- ・世界遺産富士山の保存管理と調査研究・情報発信
- ・ファルマバレープロジェクトの推進
- ・C N F関連産業の創出・集積の促進
- ・AOI(アグリオーブンイノベーション)プロジェクトの推進
- ・沼津駅周辺における広域的な拠点都市づくり

## 西部地域



世界トップクラスの技術と豊かな自然の恵みで新たな価値を生み出す創造都市圏

- ・フォトンバレープロジェクトの推進
- ・次世代自動車や航空機産業への地域企業の参入促進
- ・企業的経営を行う農業経営体の創出
- ・ラグビーワールドカップ2019の開催推進
- ・浜名湖などの魅力を活かしたツーリズムの推進

## 伊豆半島地域



世界レベルの魅力あふれる自然を生かした観光交流圏

- ・「サイクルスポーツの聖地」づくりの推進
- ・伊豆半島ジオパークを活用した地域づくり
- ・観光業と連携した農水産物の販売の拡大
- ・魅力的な沿道景観づくりと美しい眺望景観の情報発信
- ・伊豆縦貫自動車道を中心とする道路網の強化

# 8つの政策

基本理念を具体化するための4つの基本方向のもと、静岡県を「Dream City」へ  
多様な主体や地域間の連携を図りながら実現する

## 安全・安心な地域づくり

### 命を守る安全な地域づくり

自然災害や犯罪、交通事故などの様々な危険からすべての人の生命と財産を守る体制や基盤を整備します。

- ・危機管理体制の充実、地域と連携した防災力の強化
- ・ハード・ソフト両面からの防災・減災対策
- ・防災・減災と地域成長の両立
- ・武力攻撃等から県民を守る体制の確保
- ・犯罪や交通事故、消費者被害、健康被害の防止・減少対策 など

### 安心して暮らせる医療・福祉の充実

今後迎える超高齢社会においても、誰もが生涯を通じて健康に、安心して暮らせる医療・福祉の充実を図ります。

- ・質の高い医療提供体制の充実
- ・生涯を通じた健康づくりの推進
- ・地域包括ケアシステムの推進
- ・障害の特性に応じた支援体制の整備
- ・生活困窮者支援の充実や自殺対策の推進 など

## 豊かな暮らしの実現

### 富をつくる産業の展開

本県の「場の力」や先端技術を活用し、次世代産業の創出や地域経済を支える産業の振興、農林水産業の競争力の強化などに取り組みます。

- ・「静岡新産業集積クラスター」の推進
- ・地域企業の成長産業分野への参入促進
- ・中小企業・小規模企業の経営力の向上、経営基盤強化の促進
- ・農林水産業の経営基盤の確立・強化
- ・農林水産業を軸とした関連産業のビジネス展開の促進 など

### 多彩なライフスタイルの提案

住む人にとって誇りとなり、世界の人々から憧れられるようなライフスタイルを提案し、快適で安心して暮らせる持続可能な社会をつくります。

- ・生活と自然が調和する暮らし空間の創造
- ・地域資源を活かした「食」「茶」「花」の都づくり
- ・県外からの移住・定住の促進
- ・低炭素・循環型社会の構築、集約連携型都市づくりの推進
- ・エネルギーの地産地消の推進 など

## 政策の実効性を

8つの政策の実効性を高めるため、様々な現場の実情に即した施策を立案し、県全体の最適化という視点を持って、効率的・効果的な取組を実践する「現場に立脚した生産性の高い行政経営」を推進します。

- ・透明性の高い行政情報の公開
- ・民間・市町・地域との連携
- ・県の重要課題に的確に対応

# と行政経営

ムズ カム トゥルー イン ジャパン」の拠点にするための8つの政策を掲げ、  
ながら総合的に政策を推進します。

## 未来を担う有徳の人づくり

### 子どもが健やかに学び育つ社会の形成

地域ぐるみ、社会総がかりでの  
子育てや教育を推進し、子どもが健やかに  
学び育つ社会の形成を進めます。

- ・家庭・職場・地域の子育て支援の充実
- ・保育サービスの充実、保育人材の確保
- ・社会的養護が必要な子どもへの支援や子どもの貧困対策の充実
- ・確かな学力の向上を図る学習環境・教育内容の充実
- ・勤労観、職業観を育み、才能を伸ばす実学の奨励など

### 誰もが活躍できる社会の実現

女性や高齢者、外国人など  
誰もが活躍できる環境の整備や、働き方改革、  
次代を担う人材の確保・育成などに取り組みます。

- ・学生・若者のUIJターン就職の促進
- ・多様な働き方の推進
- ・女性や高齢者が活躍できる環境の整備
- ・国際社会で活躍できる人材の育成
- ・外国人県民も安心して暮らせる環境の整備など

## 魅力の発信と交流の拡大

### “ふじのくに”の魅力の向上と発信

世界的なスポーツイベント開催の機会を活かし、  
多彩な文化資源、美しい景観や自然などの  
本県の魅力を磨き上げ、世界に向けて発信します。

- ・スポーツによる国内外の交流の拡大
- ・オリンピックなどで活躍するアスリートの育成
- ・文化芸術に触れる機会、創造活動の充実に向けた環境づくり
- ・富士山、韭山反射炉の適切な保存管理と継承
- ・美しい景観の形成と自然環境の保全など

### 世界の人々との交流の拡大

世界クラスの資源を活かした観光地域づくりや  
世界の様々な国・地域との交流、  
交通ネットワークの充実などに取り組みます。

- ・DMOを核とした観光地域づくりの推進
- ・観光客の来訪の促進、観光人材の育成
- ・地域外交の推進、経済交流の促進、県産品の輸出拡大
- ・道路網や港湾機能の強化、クルーズ船の誘致
- ・富士山静岡空港の利便性向上、利用拡大など

## 高める行政経営

- ・発信による県政への信頼の向上と県民参画の促進
- ・協働による県民サービスの向上と地域課題の解決
- ・応するための最適な組織運営と人材の活性化
- ・健全な財政運営の堅持と最適かつ効果的な事業執行の推進
- ・ICT等の革新的技術の効果的な利活用による県の業務革新

# 富国有徳の「美しい“ふじのくに”」

富国有徳の「美しい“ふじのくに”」は、富士の名を体した日本の理想像です。

裾野は命を守る危機管理がすべてに優先することを、

「士」は徳のある人材を、「富」は物産の豊かさを示しています。

人材と物産を豊かに備える自立した地域をつくり、

美しく調和した富士山の姿に恥じない理想郷を目指します。



## 富国有徳

「富国有徳」は、  
徳のある人が  
物心ともに豊かに暮らす、  
ヒトとモノをともに  
大切にする国や地域を  
実現しようとする考え方です。

## “ふじのくに”

「ふじ」が持つ多様な意味を込めて、ひらがなで“ふじのくに”と表しています。  
「富士」物の豊かさと心の豊かさ  
「不尽」尽きることのない価値の源泉  
「不死」不老長寿のシンボル  
「福慈」幸せ、やさしい思いやり  
「不二」唯一、オンリーワン

## この「新ビジョン」は

- ・本県を取り巻く社会経済環境の変化を踏まえ、新たな県づくりの方向を示す基本指針です。
- ・本県の目指す姿と政策展開の方向性を、県民・市町・企業・大学・NPOなど幅広い皆さまと共有するための計画です。

### <新ビジョンの構成>

#### 基本構想

<計画期間:2018~2027年度> ※概ね10年

・県の目指す姿、その実現のための取組の方向などを明らかにしています。

#### 基本計画

<計画期間:2018~2021年度>

・基本構想に基づき、当初4年間に取り組む具体的な施策を記載しています。

静岡県政策推進局総合政策課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 ☎ 054-221-2145  
<https://www.pref.shizuoka.jp/>

静岡県 新ビジョン

検索

新ビジョンの詳しい内容は、県民サービスセンター、県総合庁舎で閲覧できるほか、県ホームページで御覧いただけます。

### Ⅲ 「美しい“ふじのくに”インフラ ビジョン～」の概要



# 美しい“ふじのくに”インフラ ビジョン 概要

## 位置付け

2050年の社会インフラの姿を見据えた上で、概ね10年間（2018年度～2027年度）の基本理念、課題や方向性を明らかにし、当初4年間に取り組むべき具体的な取組内容をプランとして示します。

社会インフラに関わる全ての人々の共通認識のもと、「オール静岡」で進めていきます。

## ビジョン

### 基本理念



富国有徳の美しい“ふじのくに”の実現に向けた  
「いっしょに、未来の地域づくり。」

～誰もがいきいきともに築こう明日の礎～

### 2050年を見据えた時代の潮流・課題

- ・急激な人口減少と少子高齢化
- ・自然災害の切迫
- ・インフラの老朽化
- ・都市間競争の激化等、グローバリーゼーションの進展
- ・地球環境問題
- ・ＩＣＴの劇的な進歩など技術革新の進展

### 2050年における社会インフラの未来予想

- ・都市のコンパクト化やAI技術を活用した良好なインフラの維持
- ・災害予測の精度向上等により防災・減災の対応が可能
- ・高速交通インフラの整備等により移動の利便性向上
- ・自動走行車を活用した最適な交通網の形成
- ・VR技術の活用等により、日本と外国相互の旅行者増加

### 本県の現状と特徴

- ・本県のポテンシャル
- ・陸・海・空の交通ネットワークの充実
- ・人口減少・少子高齢化、若者や女性の人口流出
- ・自然災害の切迫
- ・社会インフラの老朽化
- ・交流人口の拡大

### 今後の概ね10年間における本県の課題

- 社会経済情勢の大幅な変化
  - ・イノベーションの進展を見据えた既存インフラの有効活用
  - ・ハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策の更なる強化
  - ・建設産業における生産性の向上と担い手の確保
  - ・地域の個性豊かな魅力・ポテンシャルの向上

### 今後10年間における社会インフラ整備等の方向性

- ・既存インフラを最大限に活用するための維持管理の最適化等
- ・既存インフラのクオリティ向上、効果的・効率的な事業への選択と集中の徹底
- ・民間活力の活用や県民との協働による社会インフラの整備・活用
- ・地域に密着した県民本位の「安全・安心」で「持続可能」な地域づくり
- ・ICT技術の導入や新技術の活用促進等による生産性向上、働き方改革による担い手確保
- ・豊かな自然環境や文化、歴史等の静岡らしさを支える地域づくり
- ・戦略的なPRによる県民理解の促進

## プラン

概ね 10 年間における本県の課題や社会インフラ整備等の方向性を踏まえ、当初 4 年間に取り組むべき具体的な取組内容を示します。

### 3 分野における施策

社会インフラを整備・活用する上で重点的に取り組む「安全・安心」「活力・交流」「環境・景観」の 3 分野における主要な施策を着実に進めます。

分野	安全・安心	活力・交流	環境・景観
施策	<ul style="list-style-type: none"><li>・地震・津波災害対策</li><li>・風水害・土砂災害対策</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・世界水準の農芸品の生産力強化</li><li>・持続可能で活力あるまちづくりの推進</li><li>・道路網の強化</li><li>・港湾機能の強化と利用促進</li><li>・競争力の高い富士山静岡空港の実現</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・環境に配慮した快適な社会の形成</li><li>・豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観の形成</li></ul>

### 視 点

施策を効果的・効率的に取り組むための「視点」を示します。

社会資本ストックの有効活用	生産性の向上	静岡の「場の力」の活用
<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 持続可能な地域づくり</li><li>◆ アセットマネジメント</li><li>◆ 誰にもやさしい社会インフラの整備・活用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ ICT 等の新技術の活用</li><li>◆ 工事発注の平準化の取組</li><li>◆ ハード・ソフトを総合的に進める防災・減災対策</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 良好な景観形成・保全</li><li>◆ グリーンインフラの考え方を取り入れた整備</li><li>◆ 環境に配慮した快適な社会形成</li></ul>

### 重要な取組

実現に向けてベースとなる「重要な取組」を示します。

担い手確保・育成	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 産学官コンソーシアムによる人材確保・育成</li><li>◆ 戦略的な PR による土木の仕事のイメージ改善</li></ul>
多様な主体との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 地域が抱えている課題を解決する仕組みづくり</li><li>◆ 民間活力の活用</li></ul>
絶え間ない改善・改革	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 広聴・広報による県民等の理解促進</li><li>◆ 働き方改革を促すような改善・改革</li></ul>

## IV 静岡県における建設産業の現状



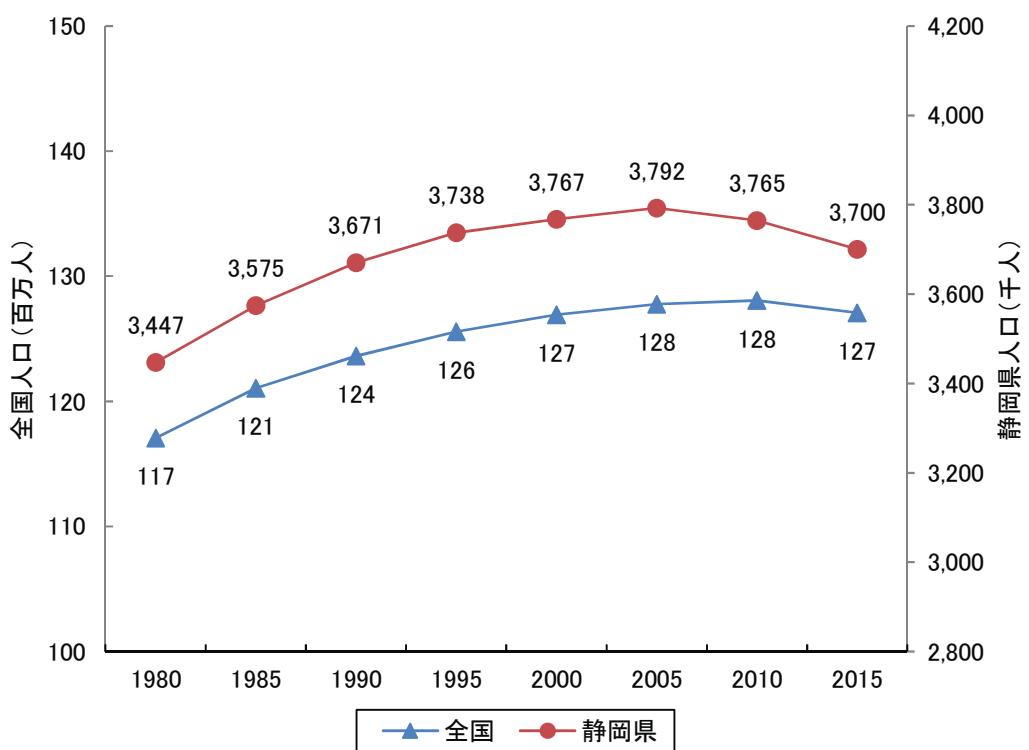
## 静岡県における建設産業の現状

### 1 静岡県の人口

#### (1) 県内人口の推移

静岡県の人口は、2005年の379万人をピークに2015年には370万人まで減少し、10年間で約9万人の減少となっている。直近の2010年と2015年の間では人口増減率は▲1.72%で、約6.5万人の減少となった。全国の人口減少と比較すると、ほぼ同じ傾向で推移しているものの、近年では僅かではあるが全国よりも減少率が高くなっている。

図表1-1 県内人口の推移



	(単位：人、%)							
静岡県	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015
静岡県	3,446,804	3,574,692	3,670,840	3,737,689	3,767,393	3,792,377	3,765,007	3,700,305
全国	117,060,396	121,048,923	123,611,167	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352	127,094,745
静岡県増減率	-	3.71%	2.69%	1.82%	0.79%	0.66%	▲ 0.72%	▲ 1.72%
全国増減率	-	3.41%	2.12%	1.58%	1.08%	0.66%	0.23%	▲ 0.75%

資料：総務省統計局「国勢調査」

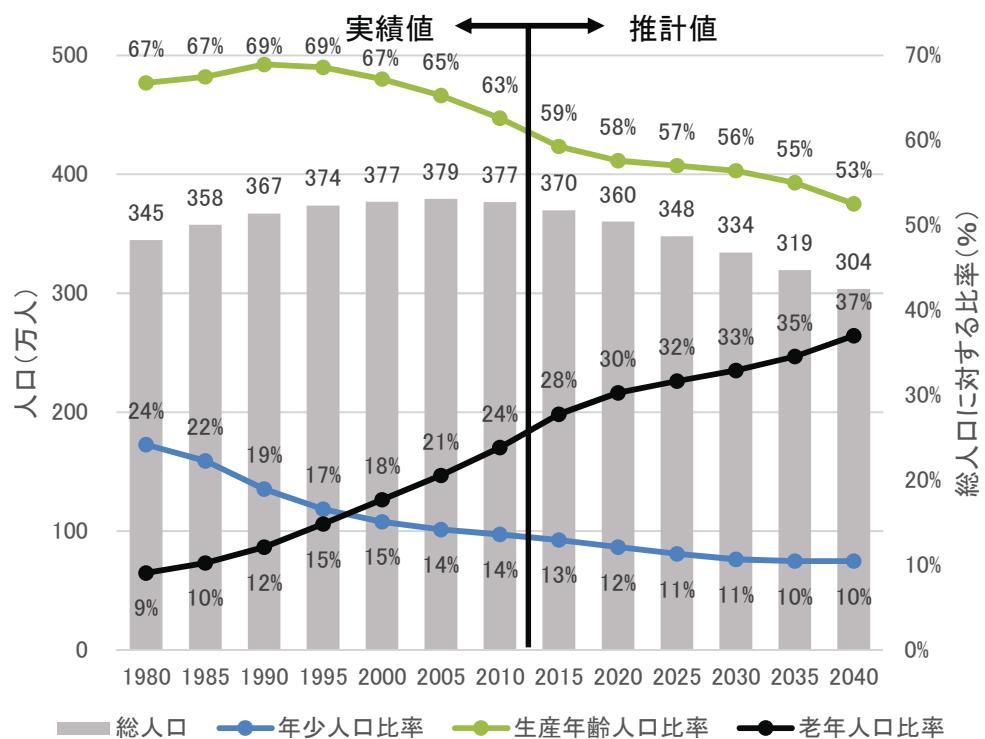
## (2) 人口将来推計

国立社会保障・人口問題研究所推計値（2013年3月公表）によると、2040年にはピーク時から75万人、割合にして約20%の減少が見込まれている。

年齢3区分別人口を見ると、2010年から2040年にかけて、年少人口（14歳以下）は人口構成比ベースで14%から10%へ減少し、生産年齢人口（15～64歳）は同63%から53%へ減少する見通しとなっている。他方、老人人口（65歳以上）は同24%から37%に上昇すると見込まれている。

こうした人口減少と高齢化が同時進行していく見通しから、地域建設産業に対するニーズも大きく変化すると見られ、それに応じた施策や方針の検討が求められる。

図表1－2 県内総人口・年齢3区分人口比率の推移



(単位：万人、%)

	実績値							推計値					
	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040
総人口	345	358	367	374	377	379	377	370	360	348	334	319	304
年少人口比率	24%	22%	19%	17%	15%	14%	14%	13%	12%	11%	11%	10%	10%
生産年齢人口比率	67%	67%	69%	69%	67%	65%	63%	59%	58%	57%	56%	55%	53%
老人人口比率	9%	10%	12%	15%	18%	21%	24%	28%	30%	32%	33%	35%	37%

(出所) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口」より作成

(注) 総人口及び年齢3区分人口比率は、四捨五入している。また、表示上、合計が100%にならない場合がある

## 2 建設投資額の現状と推移

平成 29 年度における静岡県内の建設投資額は 1 兆 4,333 億円で、公共と民間の内訳については、公共が 4,984 億円、民間が 9,349 億円となり、土木と建築の内訳については、土木が 6,365 億円、建築が 7,968 億円となっている。

これを比率でみると、公共・民間別では、公共が 34.8%、民間が 65.2%で、土木・建築別では、土木が 44.4%、建築が 55.6%となり、「民間」、「建築」のウエイトが高くなっている。

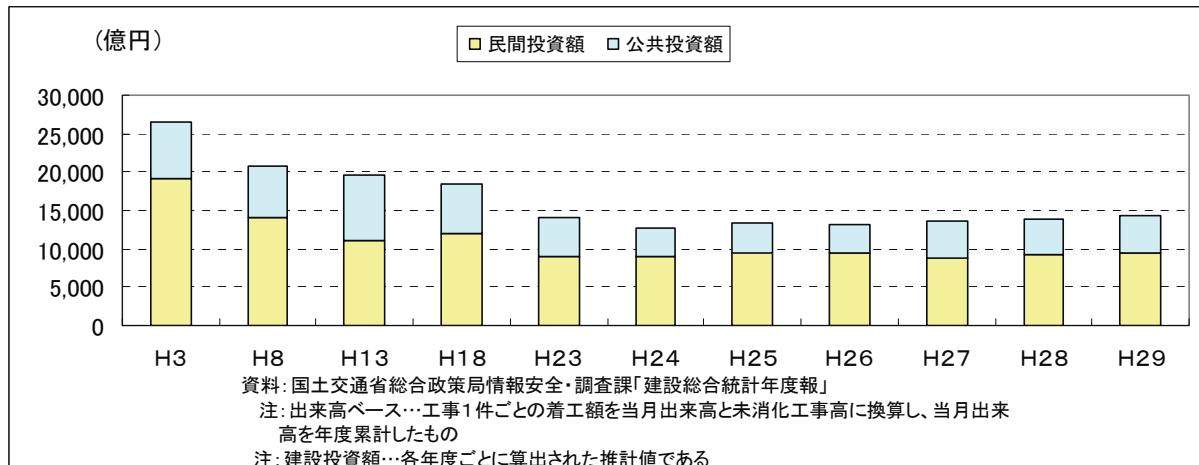
なお、全国の比率は、公共が 40.2%、民間が 59.8%で、土木が 44.2%、建築が 55.8%である。

これまでの推移をみると、平成 3 年度の 2 兆 6,620 億円から年々減少傾向にあり、平成 29 年度は 1 兆 4,333 億円となり、46.2%減少した。

公共・民間別の推移をみると、公共工事は 7~8 千億円で、ほぼ横ばいに推移していたが、平成 16 年度以降減少傾向となり、平成 24 年度から 26 年度は 3 千億円台となっていたが、平成 27 年度以降は 4 千億円台となっている。一方、民間工事も平成 3 年度の 1 兆 9,137 億円から減少傾向にあり、平成 18 年度からは 1 兆 1 千億円台とわずかに増加に転じたものの、平成 29 年度は 9,349 億円と、平成 3 年度より 9,788 億円の減となり、51.1%減少した。

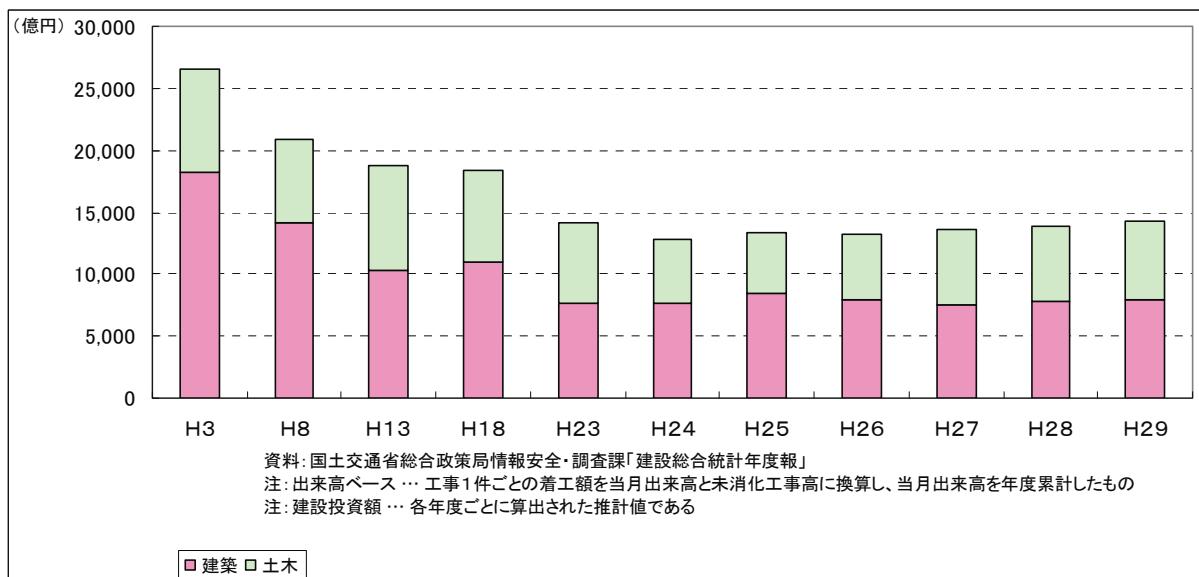
土木・建築別の推移をみると、土木工事は平成 3 年度の 8,407 億円から減少傾向にあり、平成 29 年度は 2,042 億円の減の 6,365 億円となり、24.3%減少した。また、建築工事は平成 3 年度の 1 兆 8,213 億円から減少傾向にあり、平成 29 年度は 1 兆 245 億円の減の 7,968 億円となり、56.3%減少した。

図表2-1 建設投資額(出来高ベース)の公共・民間別の推移(静岡県)



	H3	H8	H13	H18	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
公共投資額	7,483	6,785	8,531	6,497	5,202	3,783	3,889	3,804	4,763	4,587	4,984
民間投資額	19,137	14,071	11,025	11,885	8,932	9,008	9,440	9,450	8,875	9,226	9,349
計	26,620	20,856	19,556	18,382	14,134	12,791	13,329	13,254	13,638	13,813	14,333

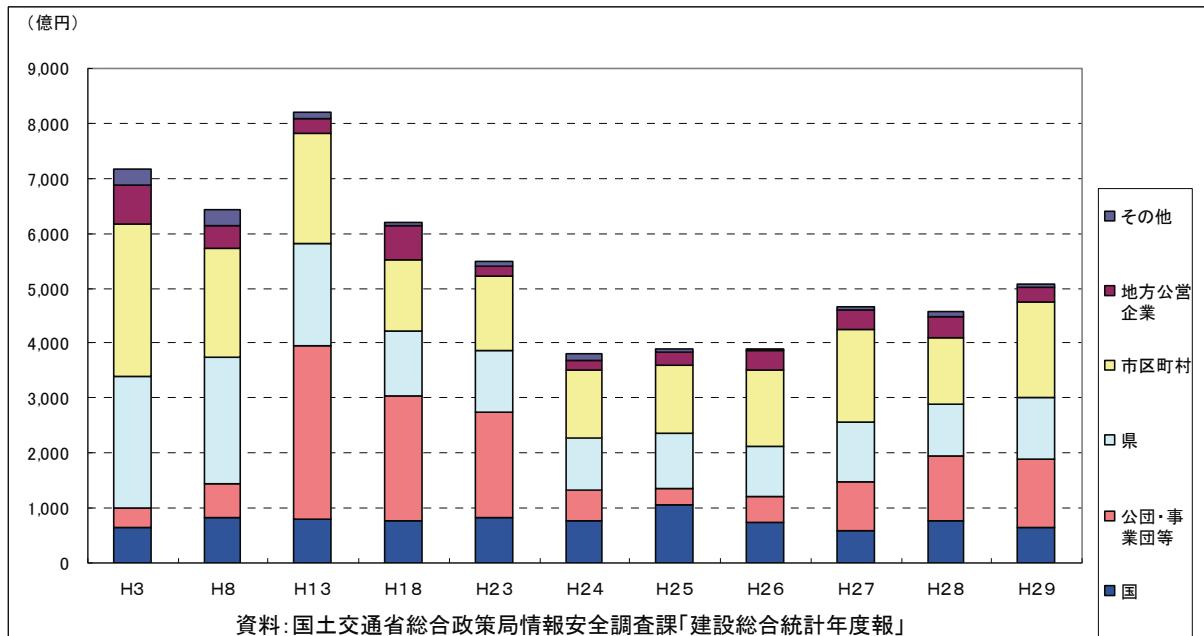
図表2-2 建設投資額(出来高ベース)の建築・土木別の推移(静岡県)



	H3	H8	H13	H18	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
建築	18,213	14,171	10,379	10,279	7,654	7,626	8,475	7,912	7,566	7,862	7,968
土木	8,407	6,685	8,428	8,428	6,480	5,165	4,854	5,342	6,072	5,951	6,365
計	26,620	20,856	18,807	18,707	14,134	12,791	13,329	13,254	13,638	13,813	14,333

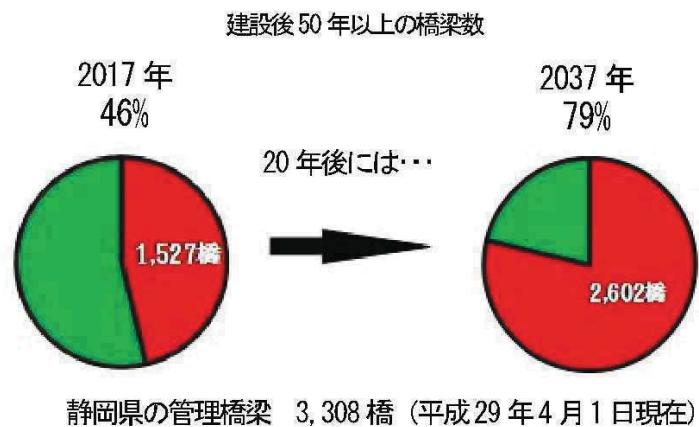
公共工事全体は、平成 11 年度以降、新東名高速道路関連工事等による公団・事業団の伸びが目立っていたが、同工事等の進捗と共に投資額総額は減少していた。この減少傾向も平成 24 年度を底とし、この 3 年間は大幅な増減はない。

図表2-3 発注者別建設投資額(出来高ベース)の推移(静岡県)

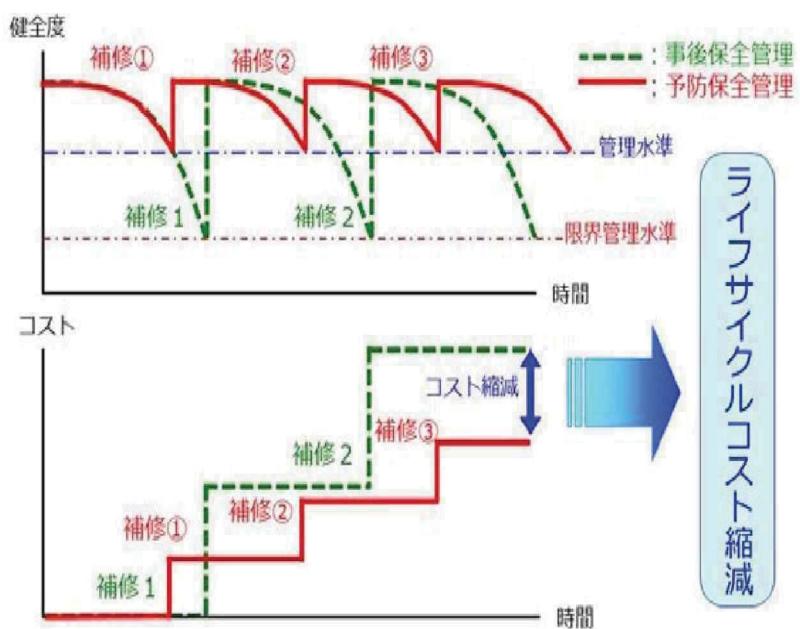


	H3	H8	H13	H18	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
国	658	826	791	762	835	756	1,068	749	597	758	648
公団・事業団等	351	631	3,168	2,278	1,914	572	295	467	867	1,183	1,251
県	2,386	2,277	1,861	1,174	1,130	951	988	922	1,097	945	1,119
市町村	2,784	2,000	2,004	1,307	1,333	1,219	1,254	1,367	1,680	1,226	1,733
地方公営企業	693	418	260	604	191	202	244	360	365	364	258
その他	299	287	118	82	90	108	45	41	55	87	56
計	7,171	6,439	8,202	6,207	5,492	3,809	3,894	3,906	4,661	4,563	5,065

図表2-4 建設後50年以上の橋梁数(静岡県)



図表2-5 予防保全管理によるコスト縮減のイメージ

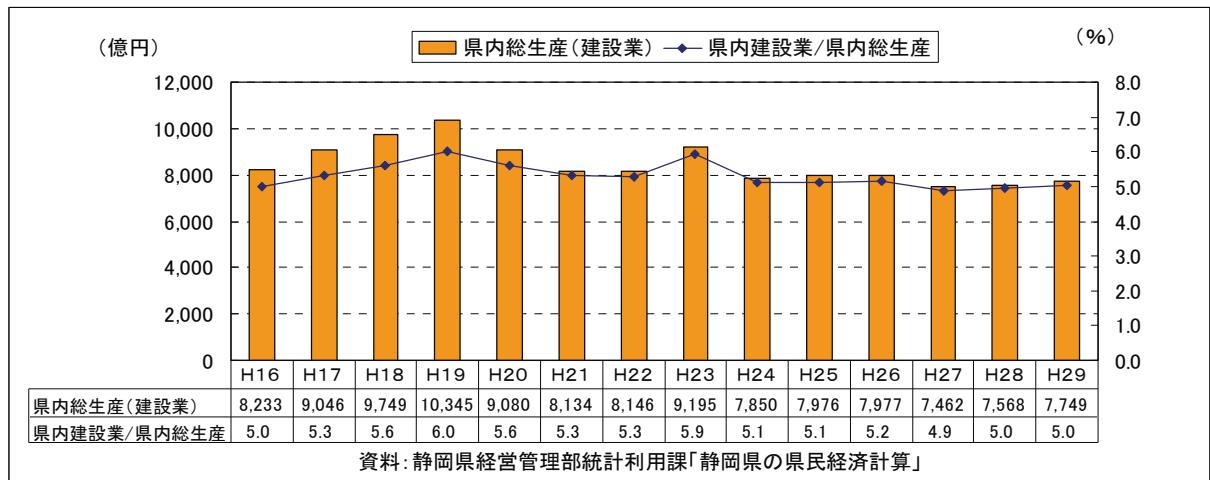


### 3 建設産業の現状と推移

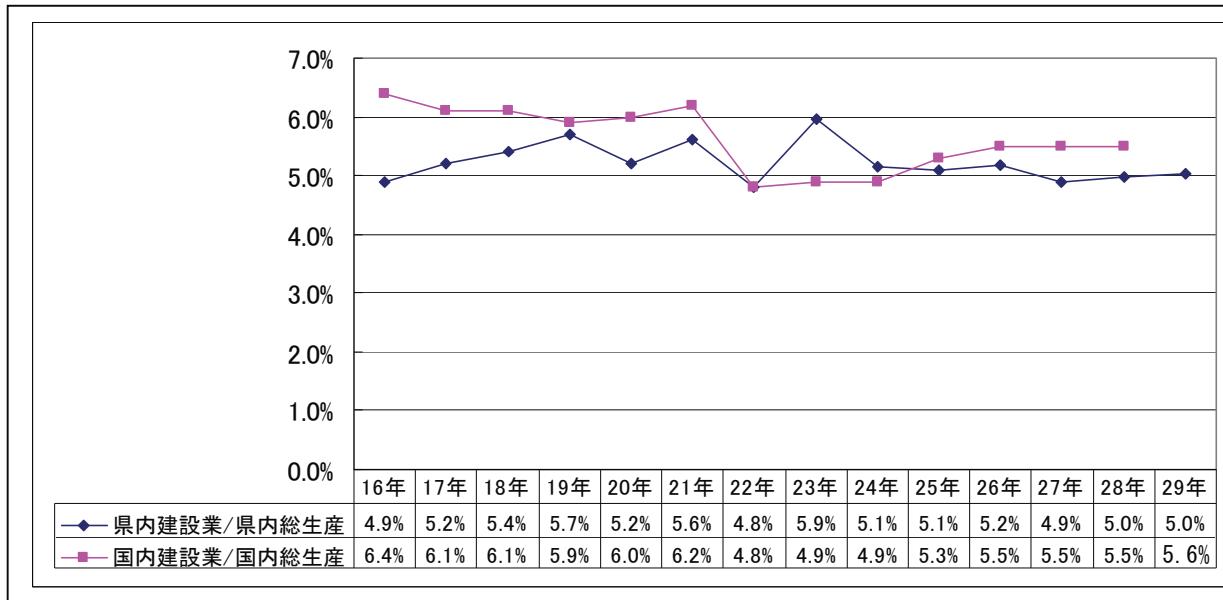
#### (1) 県内総生産

平成 29 年度における建設業の総生産は 7,749 億円となり、県内総生産に占める建設業割合は 5.0% であり、概ね 5% 前後で推移している。

図表3－1 県内総生産(建設業)の推移



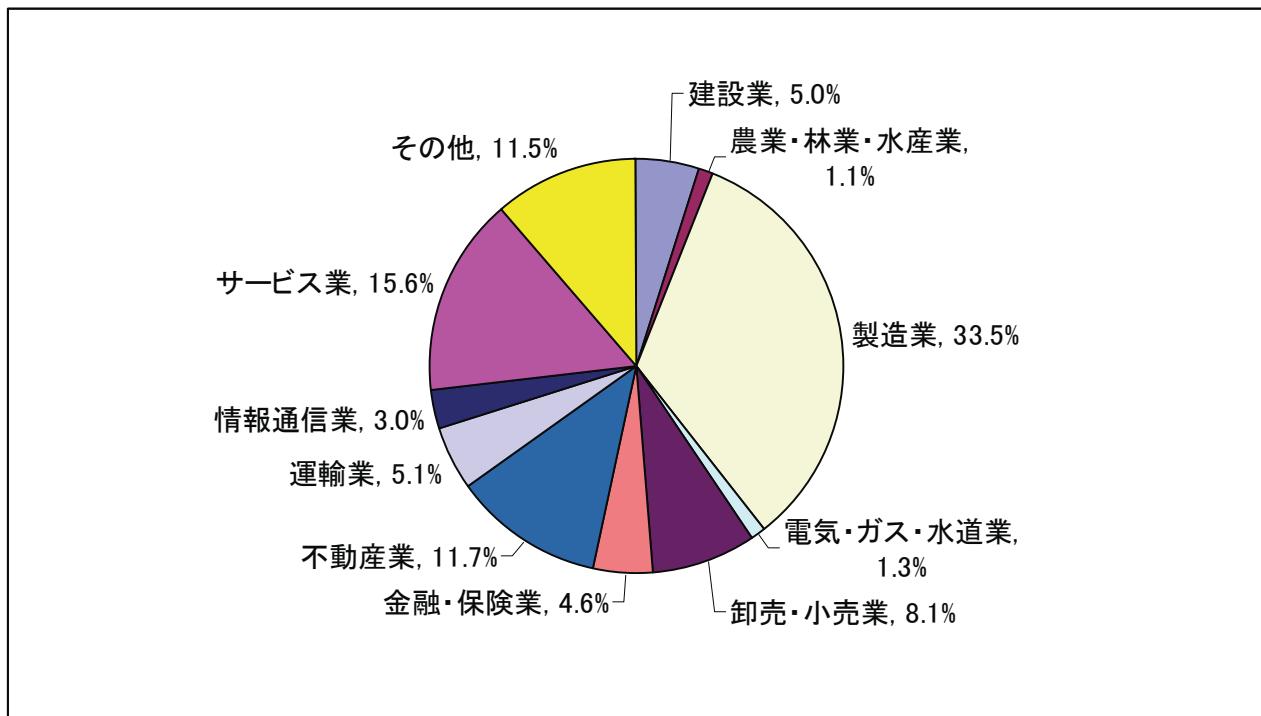
図表3－2 県内総生産に占める建設業構成比の推移



資料：静岡県統計利用課「静岡県の県民経済計算」、内閣府「国民経済計算年報」

注：県内総生産は年度、国内総生産は暦年

図表3－3 県内総生産に占める各産業の割合(平成29年度)

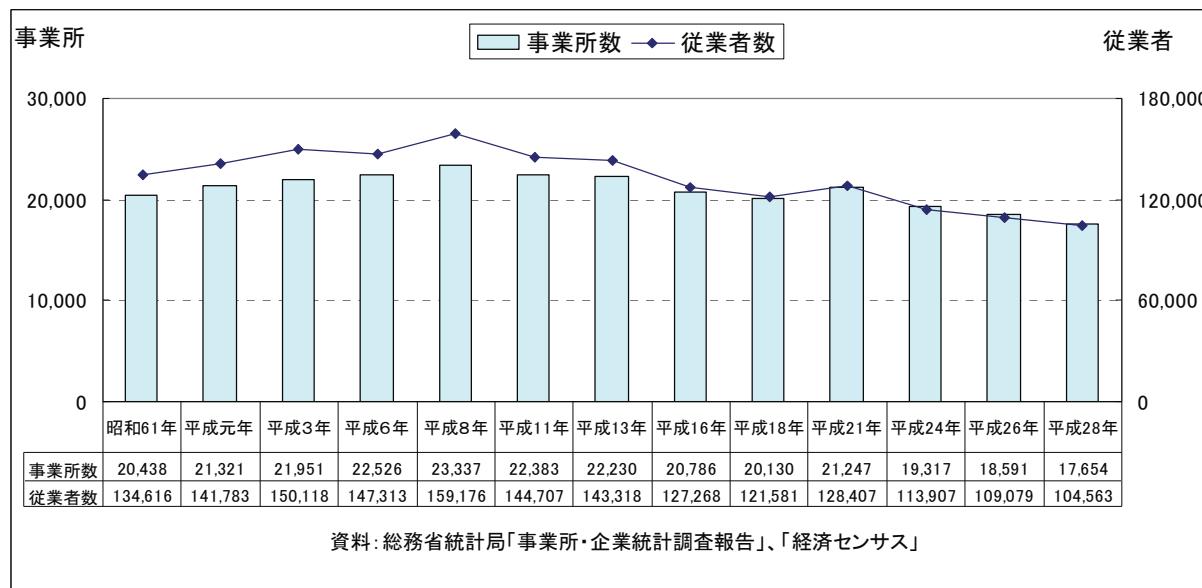


## (2) 事業所数及び従業者数

平成28年における静岡県の建設業は、事業所数が17,654事業所、従業者数が104,563人となっている。

ピーク時の平成8年と比較すると、事業所数で24.3%の減、従業者数で34.3%の減となっている。

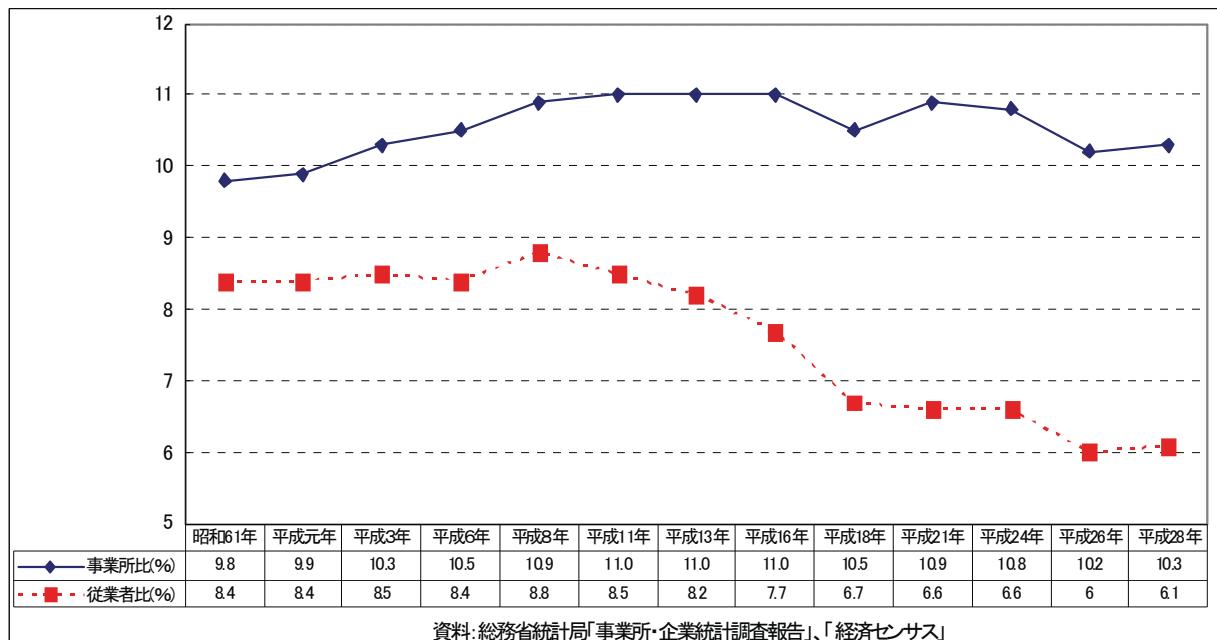
図表4-1 建設業事業所数・従業者数の推移(静岡県)



平成 28 年における全産業に占める建設業事業所数及び従業者数の割合は、事業所数で 10.3%、従業者数で 6.1% となっている。

[静岡県全産業事業所数 172,031 : 従業者数 1,712,983 人]

図表4-2 全産業に占める建設業構成比の推移(静岡県)



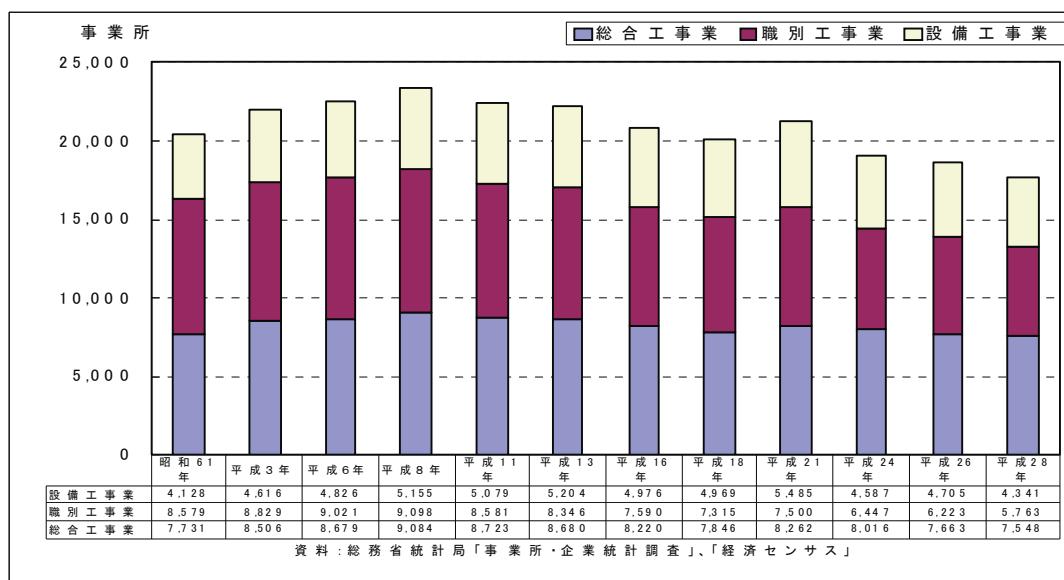
## ① 業種別事業所数及び従業員数

建設業を業種別にみてみると、大きく元請の「総合工事業」と下請の「職別工事業」、「設備工事業」の3つに分かれるが、平成28年は総合工事業が7,548事業所、51,798人、職別工事業が5,763事業所、25,416人、設備工事業が4,341事業所、27,343人となっている。

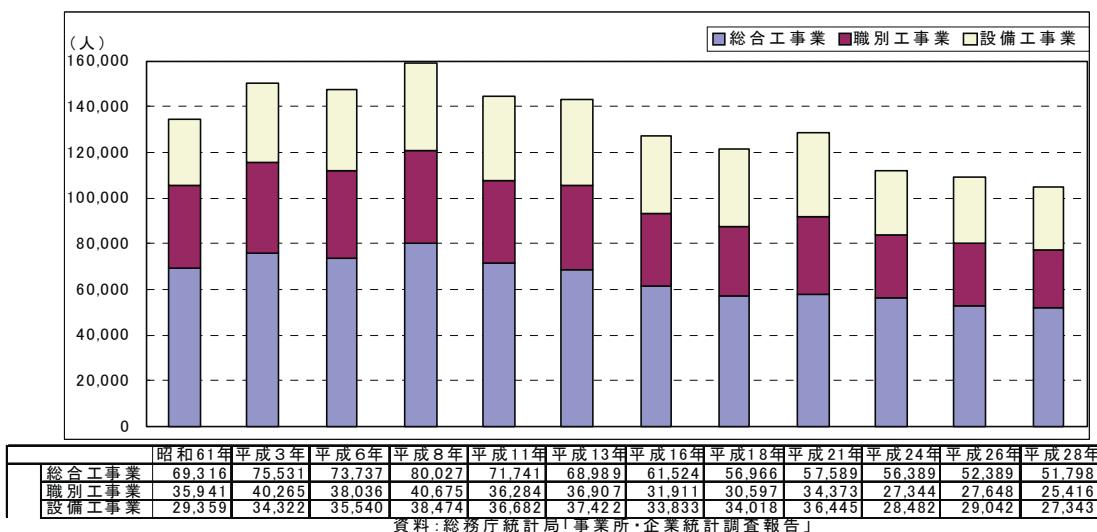
事業所数を建設投資のピーク時の平成3年と比べると、設備工事業が6.0%の増に対し、職別工事業が34.7%の減、総合工事業は11.3%の減となっている。

従業員数を比べると、設備工事業が20.3%の減、総合工事業が31.4%の減、職別工事業が36.81%の減となっている。

図表4-3 建設業の業種別事業所数の推移（静岡県）



図表4-4 建設業の業種別従業員数の推移（静岡県）

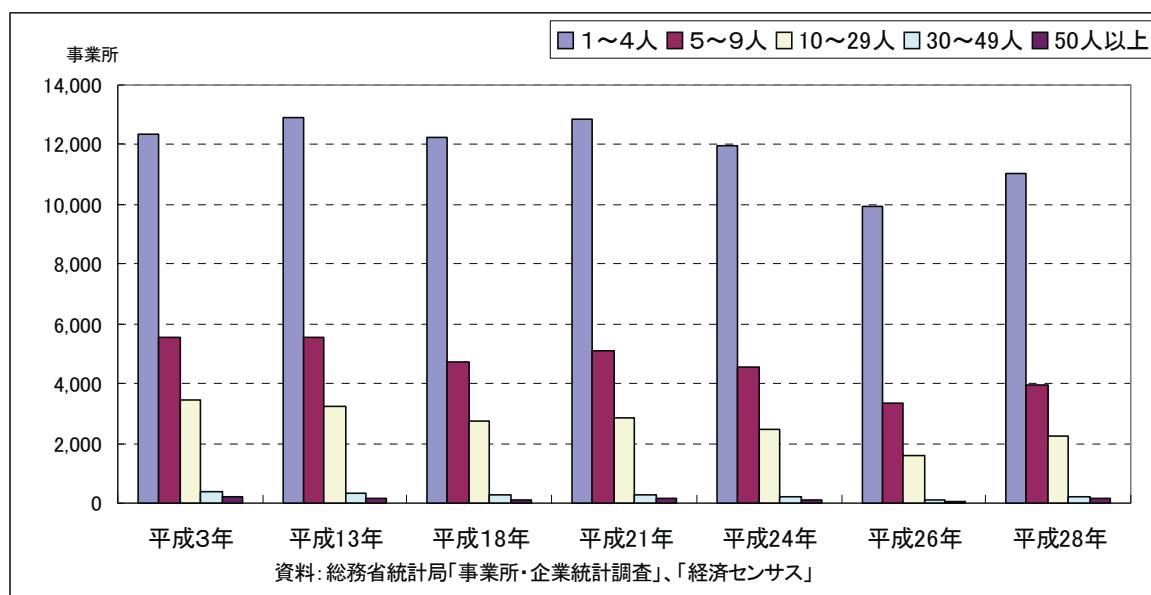


## ② 従業員規模別事業所数

平成 28 年の従業員規模別の事業所数は、「1～4 人」の事業所が 62.6% を占めているのに対し、「50 人以上」の事業所は 1% 未満となっている。

構成比で平成 3 年と比べると、「1～4 人」の零細事業所が 6.3 ポイントの増、「5～9 人」が 2.7 ポイントの減、「10 人～29 人」が 3.2 ポイントの減、「30 人～49 人」が 0.2 ポイントの減、「50 人以上」が 0.1 ポイントの減となっている。

**図表 4－5 建設業従業員規模別事業所数の推移（静岡県）**



	事業所数							構成比						
	H3	H13	H18	H21	H24	H26	H28	H3	H13	H18	H21	H24	H26	H28
1～4人	12,365	12,913	12,263	12,836	11,975	9,940	11,055	56.3%	60.9%	60.4%	60.4%	62.0%	66.4%	62.6%
5～9人														
10～29人	5,554	5,565	4,738	5,128	4,530	3,356	3,979	25.3%	23.5%	24.1%	24.1%	23.5%	22.4%	22.6%
30～49人														
50人以上														
計	21,951	22,230	20,130	21,247	19,317	14,980	17,638	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※平成 26 年度数値は、必要な数値が得られた事業所のみ集計対象

### (3) 建設業就業者数の状況等

静岡県の国勢調査にみる建設業就業者数の年齢別の状況について昭和 60 年から平成 27 年までの調査結果の推移を見ると、若年層の就業者の割合が減少、中高年齢者の就業者の割合が増加傾向にある。

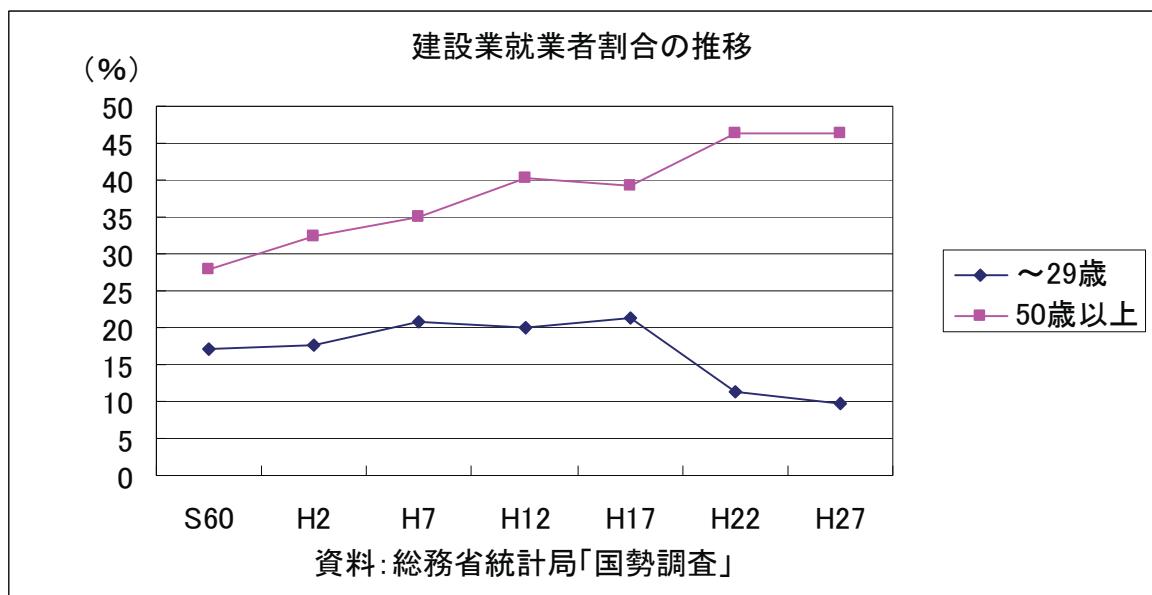
図表 5－1 年齢階級別建設業就業者数（静岡県） 単位：人

年齢区分	S60	H 2	H 7	H12	H17	H22	H27
15歳～19歳	3,474	5,133	4,464	3,131	2,934	1,475	1,483
20歳～29歳	22,357	25,116	35,173	34,152	33,041	14,968	11,805
30歳～39歳	43,842	37,255	32,006	33,021	30,233	33,177	24,714
40歳～49歳	38,732	48,946	51,563	40,437	36,474	29,234	34,735
50歳～59歳	31,048	36,730	40,760	47,828	43,137	33,555	25,897
60歳～	11,122	18,645	25,857	26,728	22,676	34,160	37,111
合 計	150,575	171,825	189,823	185,297	168,495	146,569	135,745

図表 5－2 年齢階級別建設業就業者数割合（静岡県） 単位：%

年齢区分	S60	H 2	H 7	H12	H17	H22	H27
15歳～19歳	2.3	3.0	2.4	1.7	1.7	1.0	1.1
20歳～29歳	14.8	14.6	18.5	18.4	19.6	10.2	8.7
30歳～39歳	29.1	21.7	16.9	17.8	17.9	22.7	18.2
40歳～49歳	25.7	28.5	27.2	21.8	21.6	19.9	25.6
50歳～59歳	20.6	21.4	21.5	25.8	25.6	22.9	19.1
60歳～	7.4	10.9	13.6	14.4	13.5	23.3	27.3
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

図表 5－3 建設業就業者割合の推移（静岡県）



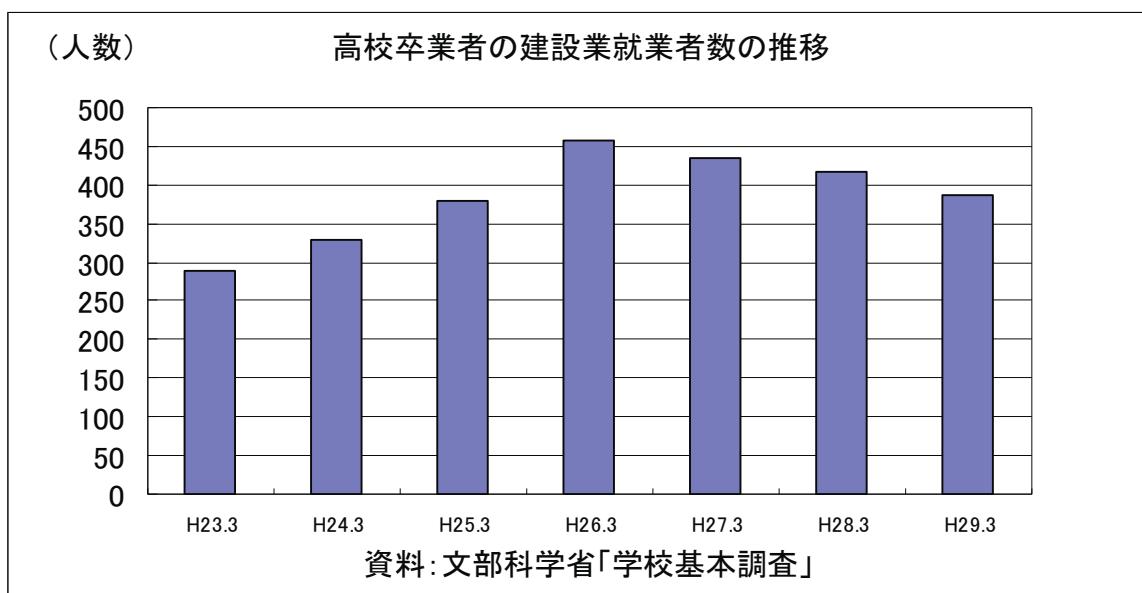
学校基本調査にみる平成29年3月の高校卒業後の産業別就職者数は、7,277人で、建設業には、388人(5.3%)が就職している。建設業就職者数の割合は減少傾向にある。

図表5－4 高校生の建設業への就職状況（静岡県）単位：人、%

年 次	就職者数	建設業就職者数	割 合
平成23年3月	6,706	290 (129)	4.3
平成24年3月	6,912	329 (143)	4.8
平成25年3月	7,134	379 (152)	5.3
平成26年3月	6,821	457 (207)	6.7
平成27年3月	7,140	434 (196)	6.1
平成28年3月	7,111	418 (209)	5.9
平成29年3月	7,277	388 (185)	5.3

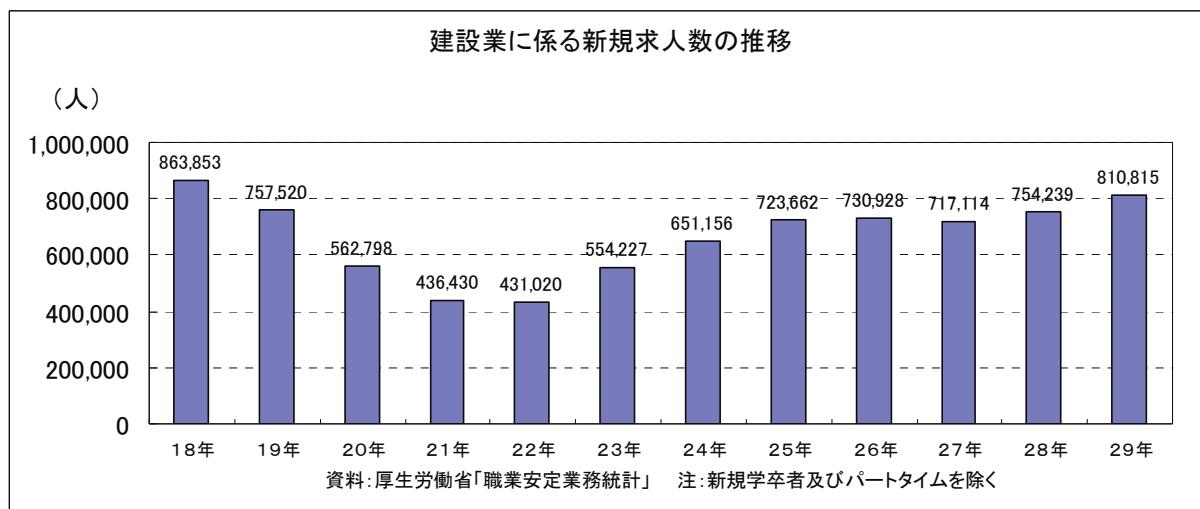
( ) 工業高校の就業者数

図表5－5 高校卒業者の建設業就業者数の推移（静岡県）



建設業に係る新規求人件数は、平成 23 年から増加傾向にある。

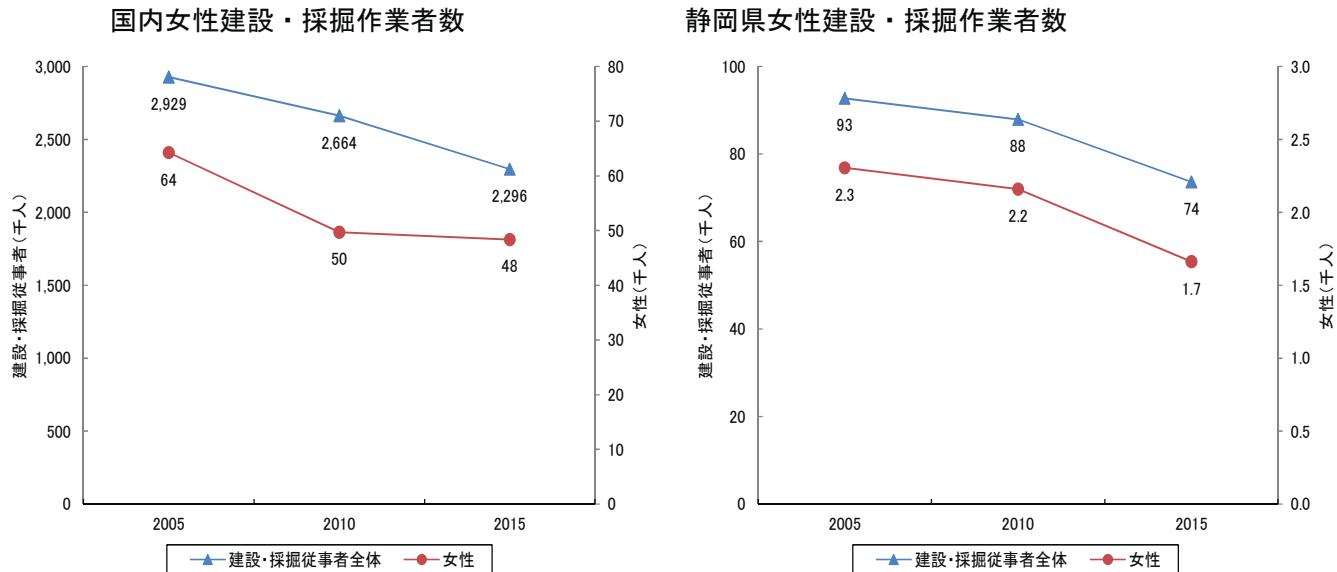
図表5－6 建設業に係る新規求人件数の推移(全国)



国内、県内とも、女性建設・採掘従業者数は、減少傾向にある。

2010年から2015年にかけては、国内全体の建設・採掘従業者数が減少する中、女性の減少が比較的緩やかになった。一方で、県内では従業者数全体と連動して減少している。

図表5－7 県内女性建設・採掘作業者数推移

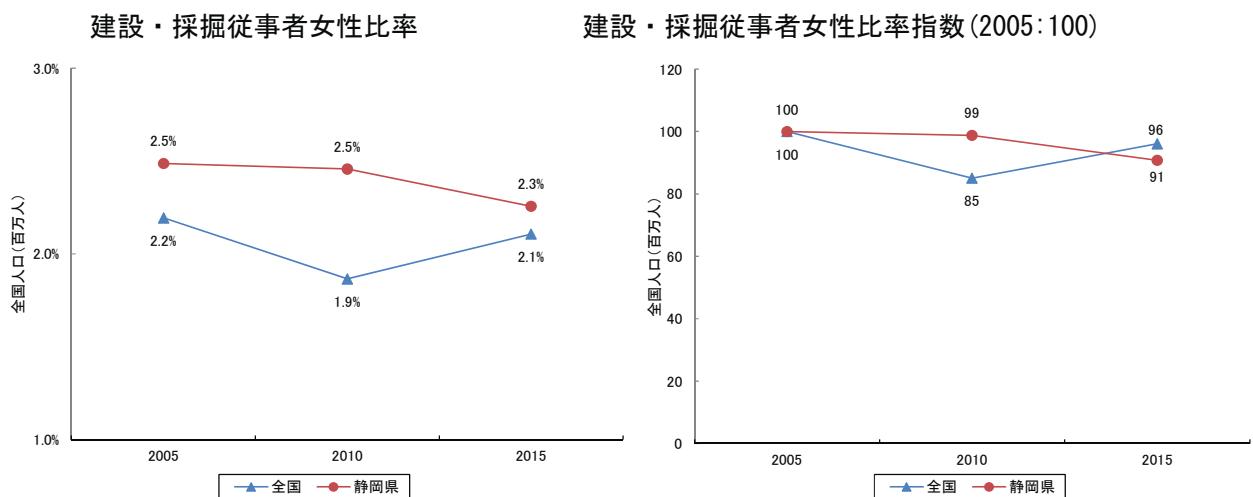


出所) 総務省統計局「国勢調査」より作成

注) 2000年以前は職業分類が異なり、単純に接続できないため3ヵ年分のデータを掲載

女性建設・採掘従業者数の比率は、国内では2010年を谷としてV字型の回復を見せている。他方、県内においては低下傾向にあり、2010～2015年の5年間では、2005～2010年の5年間と比較して低下幅がより大きくなっている。

図表5－8 県内建設・採掘従業者数 女性比率推移

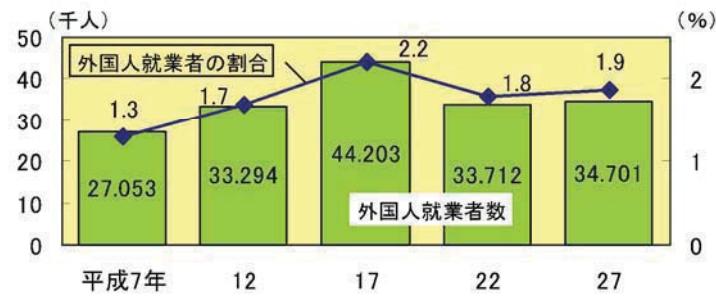


出所) 総務省統計局「国勢調査」より作成

注) 2000年以前は職業分類が異なり、単純に接続できないため3ヵ年分のデータを掲載

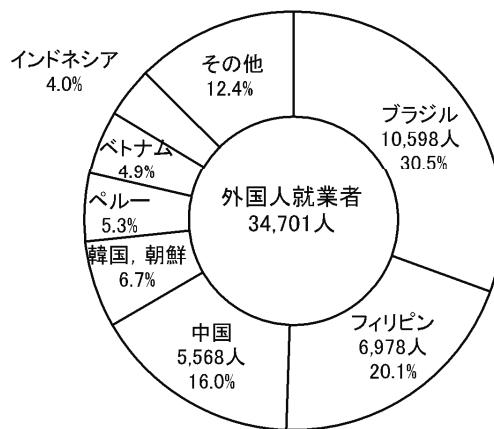
外国人の就業者数は3万4,701人（男性1万7,748人、女性1万6,953人）で平成22年と比較すると989人（2.9%）増加した。全就業者に占める割合は1.9%で平成22年より0.1ポイント増加した。

図表5－9 外国人就業者数及び就業者総数に占める割合（静岡県）



国籍別にみると、ブラジルが最も多く、次いでフィリピン、中国の順となっている。

図表5－10 外国人就業者数の国籍別割合（平成27年）



15歳以上外国人就業者(3万4,701人)について、産業分類別の割合をみると、製造業が57.6%と最も高く、次いで宿泊業、飲食サービス業が7.1%、卸売業、小売業が6.0%などとなっている。

図表5-11 国籍・産業大分類・男女別外国人就業者の割合(平成27年) (静岡県)

産業大分類、男女別	産業別 総数 (人)	割合(%)													日本人 (参考)
		外国人 総 数	韓国、 朝鮮	中 国	フィリ ピン	タイ	インド ネシア	ベトナム	インド	イギリス	アメリカ	ブラジル	ペルー	その他	
国籍別総数(人) 割合(%)	34,701 100.0	34,701 100.0	2,335 100.0	5,568 100.0	6,978 100.0	563 100.0	1,381 100.0	1,697 100.0	224 100.0	126 100.0	479 100.0	10,598 100.0	1,847 100.0	2,905 100.0	1,828,442 100.0
A 農業、林業	351	1.0	1.0	1.3	0.7	3.7	4.3	3.6	—	—	—	0.3	0.2	0.8	3.6
B 渔業	11	0.0	0.2	0.0	0.0	0.4	—	—	—	—	—	0.0	—	0.0	0.2
C 石油、採石業、砂利採取業	4	0.0	—	—	—	—	0.1	—	—	—	—	0.0	—	—	0.0
D 建設業	982	2.8	9.6	2.2	2.0	2.5	5.1	4.9	—	0.8	0.8	2.1	1.9	2.2	7.4
E 製造業	20,004	57.6	14.1	54.4	65.2	62.5	77.8	60.3	51.8	7.9	6.5	67.6	66.3	38.0	24.3
F 電気・ガス・熱供給・水道業	6	0.0	0.1	0.0	—	—	—	0.1	—	—	—	0.0	—	—	0.4
G 情報通信業	194	0.6	0.7	1.5	0.1	0.5	0.1	0.1	7.1	4.0	1.3	0.2	0.4	0.7	1.4
H 運輸業、郵便業	739	2.1	5.0	1.8	1.4	0.4	0.1	2.1	—	0.8	0.6	2.9	2.0	1.1	5.3
I 卸売業、小売業	2,076	6.0	14.1	8.9	3.7	4.1	2.8	4.9	5.8	2.4	3.3	3.9	6.2	9.9	15.1
J 金融業、保険業	82	0.2	1.8	0.2	0.1	—	—	—	—	0.8	0.2	0.2	—	0.1	2.0
K 不動産業、物品販賣業	107	0.3	1.8	0.2	0.2	0.4	0.1	0.2	—	—	0.4	0.2	0.2	0.1	1.5
L 学術研究、専門・技術サービス業	360	1.0	2.1	1.6	0.3	0.9	1.3	1.1	5.4	4.0	5.2	0.6	0.4	1.8	2.6
M 宿泊業、飲食サービス業	2,472	7.1	18.8	11.1	9.9	11.0	1.7	5.4	18.3	0.8	1.7	1.8	2.8	8.6	5.9
N 生活関連サービス業、娯楽業	550	1.6	5.3	1.2	1.8	2.3	0.2	2.8	—	—	1.6	0.8	1.1	0.9	1.3
O 教育、学習支援業	1,006	2.9	3.0	1.3	0.8	0.5	0.4	0.4	4.5	6.1	59.1	1.1	0.6	10.1	4.1
P 医療、福祉	756	2.2	8.6	2.6	1.9	2.7	0.2	0.9	0.9	2.4	1.7	1.3	3.1	1.3	10.6
Q 様々なサービス事業	1,055	3.0	5.7	2.7	2.7	0.8	2.1	0.9	—	—	—	0.0	—	0.9	0.9
R サービス業(他に分類されないもの)	160	0.5	0.3	0.2	0.2	0.2	—	—	—	—	4.8	7.3	0.6	0.2	0.5
S 公務(他に分類されるものを除く)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
T 分類不能の産業	3,771	10.9	7.7	8.8	8.9	5.3	5.0	11.0	5.4	4.8	6.7	12.3	11.6	21.5	2.8
男 国籍別総数(人) 割合(%)	17,748 100.0	17,748 100.0	2,126 100.0	2,490 100.0	2,069 100.0	220 100.0	1,053 100.0	925 100.0	212 100.0	95 100.0	325 100.0	6,262 100.0	1,062 100.0	1,819 100.0	1,035,129 100.0
A 農業、林業	133	0.7	0.7	1.0	0.3	4.5	1.5	3.4	—	—	—	0.3	—	0.8	3.7
B 渔業	6	0.0	0.2	—	0.0	—	—	—	—	—	—	0.0	—	0.1	0.3
C 石油、採石業、砂利採取業	4	0.0	—	—	—	—	0.1	—	—	—	—	0.0	—	—	0.0
D 建設業	843	4.7	15.1	4.3	4.6	3.6	6.7	9.0	—	1.1	0.9	3.2	3.2	3.1	10.7
E 製造業	10,768	60.7	17.0	58.7	76.1	74.1	81.7	62.6	53.3	7.4	8.0	69.2	69.1	38.8	30.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.0	0.1	—	—	—	—	0.1	—	—	—	0.0	—	—	0.7
G 情報通信業	132	0.7	0.7	2.3	0.1	0.9	0.1	0.2	7.1	4.2	1.8	0.2	0.5	0.8	1.8
H 運輸業、郵便業	431	2.4	8.0	1.5	1.4	0.5	0.2	1.7	—	1.1	0.9	3.2	2.0	1.3	7.2
I 卸売業、小売業	923	5.2	12.1	6.7	1.9	2.7	2.0	4.4	6.1	3.2	2.5	3.4	6.1	10.8	12.2
J 金融業、保険業	34	0.2	1.7	0.1	—	—	—	—	—	1.1	0.3	0.1	—	0.1	1.6
K 不動産業、物品販賣業	54	0.3	2.5	0.2	—	0.5	—	0.3	—	—	0.3	0.2	0.2	0.1	1.5
L 学術研究、専門・技術サービス業	206	1.2	2.6	2.0	0.3	—	0.6	1.4	4.7	4.2	6.5	0.4	0.2	2.0	3.0
M 宿泊業、飲食サービス業	744	4.2	11.8	9.3	1.7	3.6	1.0	3.5	18.4	1.1	1.8	1.1	1.5	8.2	3.7
N 生活関連サービス業、娯楽業	134	0.8	4.2	0.5	0.8	—	0.1	0.3	—	2.1	0.3	0.5	0.4	0.6	2.4
O 教育、学習支援業	590	3.1	2.6	1.0	0.3	—	0.2	0.1	3.8	62.1	55.7	0.5	0.3	11.2	3.0
P 医療、福祉	182	1.0	5.1	1.5	0.8	—	—	0.3	0.9	1.1	1.5	0.4	1.3	0.8	4.4
Q 様々なサービス事業	7	0.0	0.1	0.0	0.0	—	—	0.1	—	—	—	0.0	0.1	—	0.9
R サービス業(他に分類されないもの)	529	3.0	7.1	2.0	1.8	3.6	0.7	2.1	0.9	2.1	4.9	3.9	2.5	1.8	5.7
S 公務(他に分類されるものを除く)	48	0.3	0.1	—	0.0	0.5	—	—	—	6.3	8.3	0.1	—	0.3	3.8
T 分類不能の産業	2017	11.4	8.2	8.9	9.7	5.5	5.1	10.5	4.7	3.2	6.2	13.0	12.6	19.4	3.0
女 国籍別総数(人) 割合(%)	16,953 100.0	16,953 100.0	1,119 100.0	3,078 100.0	4,909 100.0	343 100.0	328 100.0	772 100.0	12 100.0	31 100.0	154 100.0	4,336 100.0	785 100.0	1,086 100.0	793,313 100.0
A 農業、林業	218	1.3	1.3	1.5	0.9	3.2	13.4	3.9	—	—	—	0.4	0.5	0.8	3.6
B 渔業	5	0.0	0.1	0.0	0.0	0.6	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1
C 石油、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0
D 建設業	139	0.8	3.7	0.5	1.0	1.7	—	0.1	—	—	0.6	0.4	0.1	0.6	3.0
E 製造業	9,236	54.5	11.0	50.8	60.6	55.1	65.2	57.6	25.0	9.7	3.2	65.2	62.4	36.6	16.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.0	0.2	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.2
G 情報通信業	62	0.4	0.7	0.9	0.1	0.3	—	—	8.3	3.2	—	0.3	0.3	0.5	0.8
H 運輸業、郵便業	308	1.8	1.8	2.1	1.3	0.3	—	2.5	—	—	—	2.6	2.0	0.9	2.7
I 卸売業、小売業	1,153	6.8	16.3	10.7	4.5	5.0	5.2	5.4	—	—	5.2	4.6	6.2	8.5	19.0
J 金融業、保険業	48	0.3	1.9	0.4	0.1	—	—	—	—	—	—	0.2	—	—	2.7
K 不動産業、物品販賣業	53	0.3	1.0	0.3	0.3	0.3	0.3	—	—	—	0.6	0.3	0.3	0.1	1.4
L 学術研究、専門・技術サービス業	154	0.9	1.4	1.2	0.2	1.5	3.7	0.8	16.7	3.2	2.6	0.9	0.8	1.5	2.2
M 宿泊業、飲食サービス業	1,728	10.2	26.5	12.5	13.3	15.7	4.0	7.6	16.7	—	1.3	2.9	4.6	9.2	8.7
N 生活関連サービス業、娯楽業	416	2.5	6.4	1.8	2.2	3.8	0.6	5.7	—	—	1.9	1.8	1.7	2.6	5.2
O 教育、学習支援業	456	2.7	3.5	1.5	1.1	0.9	0.9	0.8	16.7	58.1	66.2	2.0	1.0	8.2	5.6
P 医療、福祉	574	3.4	12.4	3.5	2.3	4.4	0.9	1.7	—	—	6.5	1.9	2.5	5.6	2.2
Q 様々なサービス事業	8	0.0	0.3	—	—	—	—	0.1	—	—	—	0.1	0.1	—	0.8
R サービス業(他に分類されないもの)	526	3.1	4.1	3.3	3.1	2.0	1.2	2.1	—	9.7	3.2	3.2	3.6	2.5	4.7
S 公務(他に分類されるものを除く)	112	0.7	0.4	0.3	0.3	—	—	—	—	—	5.2	1.4	0.5	0.8	1.8
T 分類不能の産業	1,754	10.3	7.1	8.7	8.6	5.2	4.6	11.7	16.7	9.7	7.8	11.3	10.3	25.1	2.5

(注1) 「その他」には無国籍及び国名「不詳」を含む。

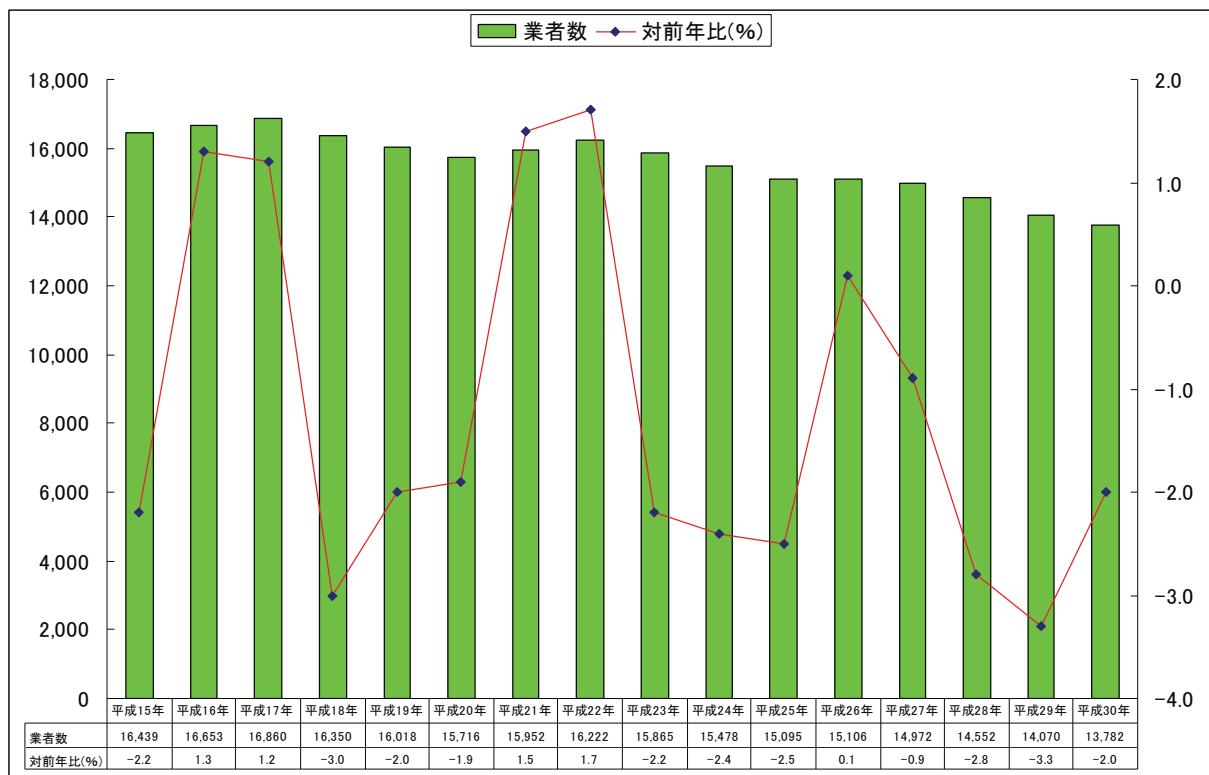
(注2) 「日本人(参考)」には、日本人・外国人の別「不詳」を含まないので、就業者数とは一致しない。

(注3) 表中の「—」は該当数値がないもの、「0.0」は単位未満の数値であるものを示す。

#### (4) 建設業許可業者数

平成 30 年 3 月末における建設業許可業者数は、13,782 業者となっている。  
これまでの推移をみると、平成 17 年以降全体の減少傾向が続いている。

図表 6－1 建設業許可業者数の推移（静岡県）



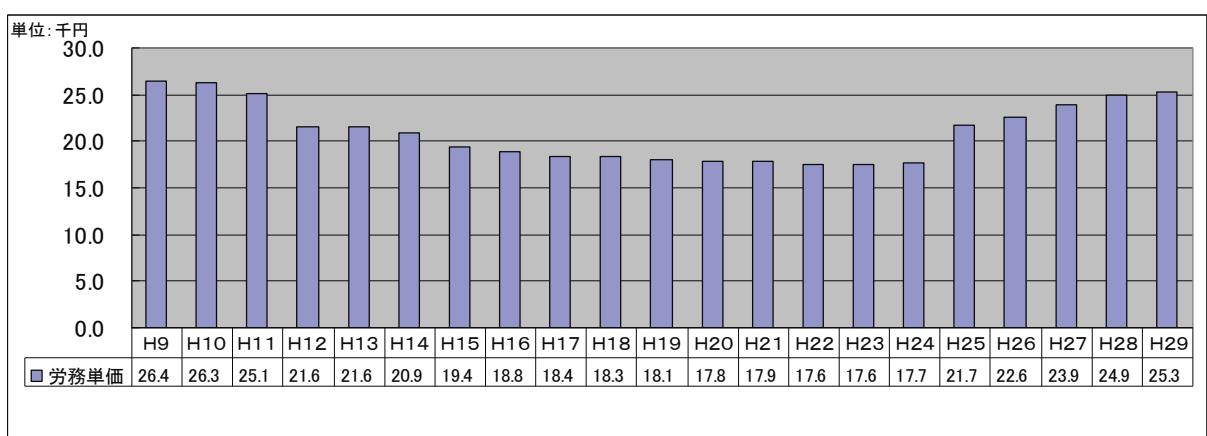
## (5) 建設産業の経営状況

### ① 労務単価

平成 29 年度の公共工事設計労務単価は、2 万 5 千 3 百円となっている。

これまでの推移をみると、労務単価は、平成 9 年度の 2 万 6 千 4 百円をピークに減少し、平成 22 年を底として平成 24 年以降増加傾向にある。

図表 7-1 労務単価の推移（静岡県）



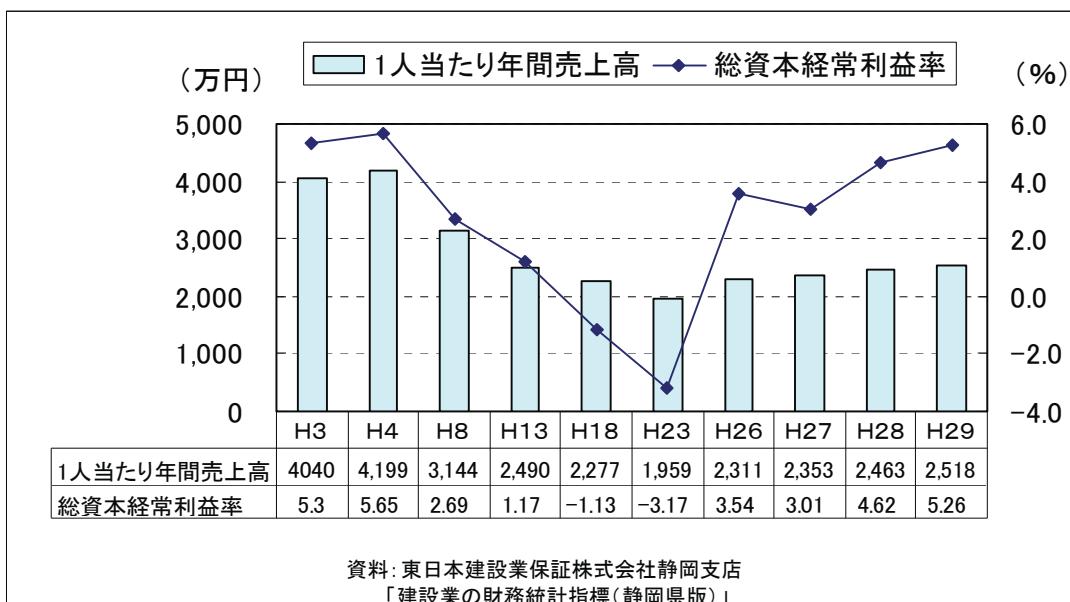
資料:「公共工事設計労務単価」国土交通省

注:労務単価は年数回発表されているものは最終回の単価を採用

## ② 財務状況

平成 29 年度における建設業の財務状況をみると、生産性を示す 1 人当たり年間売上高は 2,518 万円となり、収益性を示す総資本経常利益率は 5.26% となっている。  
これまでの推移をみると、平成 23 年度を底に、生産性、収益性とも回復傾向にある。

図表7-2 建設業の財務状況の推移(静岡県)



注 : 「一人当たり年間売上高」 ……この数値が大きいほど、生産性が高いことを示す。

一人当たり年間売上高 = 売上高 / 従業員数

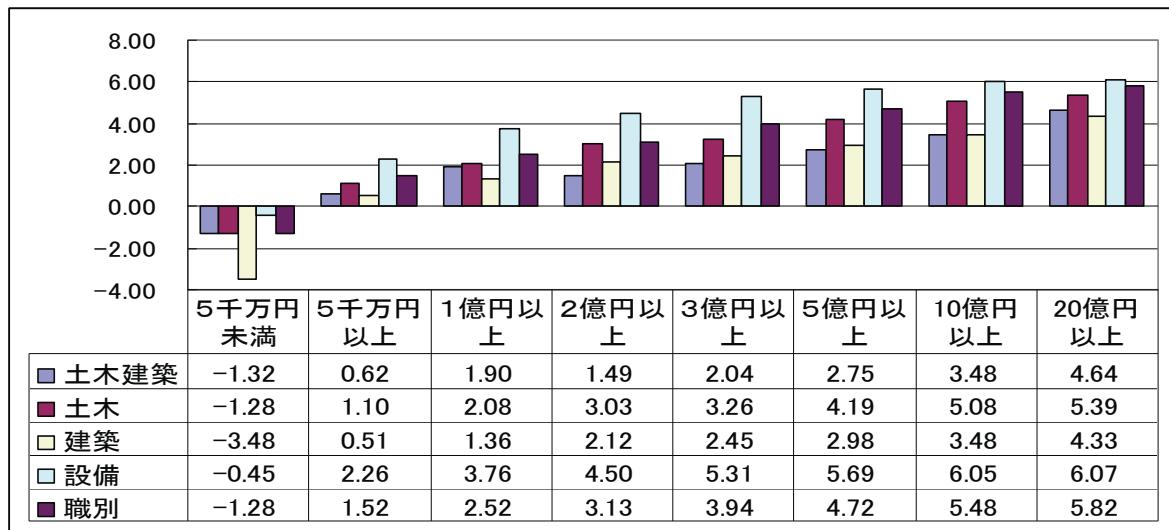
「総資本経常利益率」 ……この比率が高いほど、収益性が総合的に高いことを示す。

総資本経常利益率 = 経常利益 / 総資本 × 100

### ③ 売上高別売上高経常利益率

平成 28 年度における売上高別売上高経常利益率をみると、売上高 5 千万円を境に、マイナスからプラスに転換する傾向がある。

図表7-3 売上高別売上高経常利益率の状況（全国）



資料：「建設業の経営分析（平成 28 年度）」（一財）建設業情報管理センター 単位：%

注：日本標準産業分類に従い、「総合工事業」「設備工事業」「職別工事業」に分類し、総合工事業について、土木工事が完工高の 8 割以上の者を「土木工事業」、2 割未満を「建築工事業」、その他を「土木建築工事業」に分類。

図表7-4 入札参加資格の格付け（土木一式、平成 30 年 8 月）（単位：企業数）

ランク (総合点数)	A (1,180 以上)	B (1,179～965)	C (964～755)	D (754 以下)	計
県内企業	173	248	447	702	1,570

資料：交通基盤部

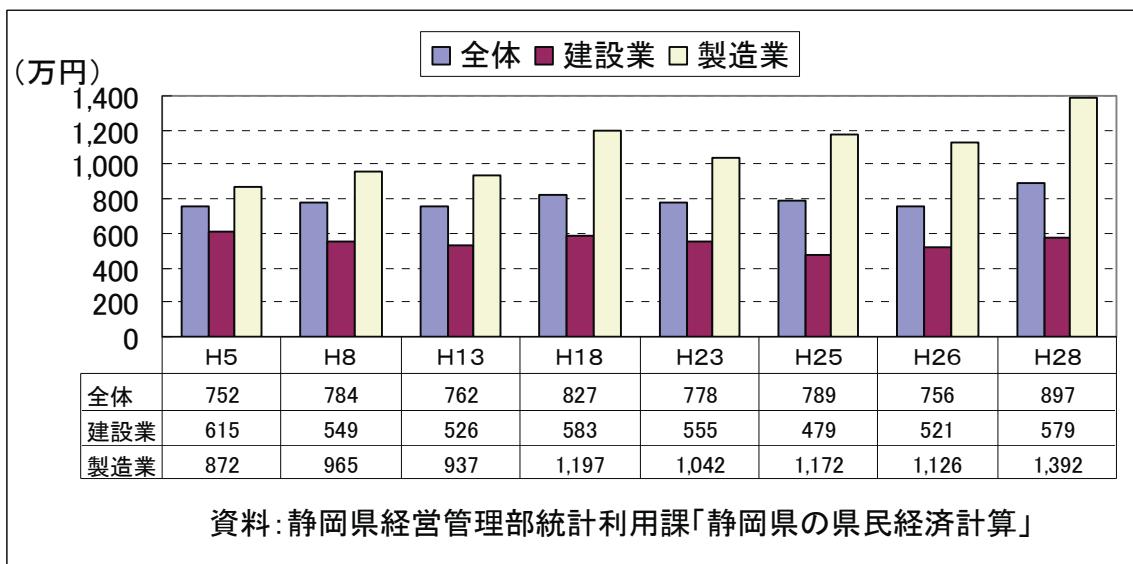
※指定点数以上であっても、一級技術者数の要件を満たさない場合 1 等級下位ランクとなるため、A 相当→B が 11 社、B 相当→C が 10 社、C 相当→D が 17 社が B C D の企業数に含まれる。

#### (4) 1人当たりの県内総生産

平成 28 年度の就業者 1 人当たりの県内総生産は、建設業が 579 万円となっており、製造業の 1,392 万円や全体の 897 万円と比べて低くなっている。

建設業は、概ね 400～600 万円程度で推移しており、全体平均を下回る状況が続いている。

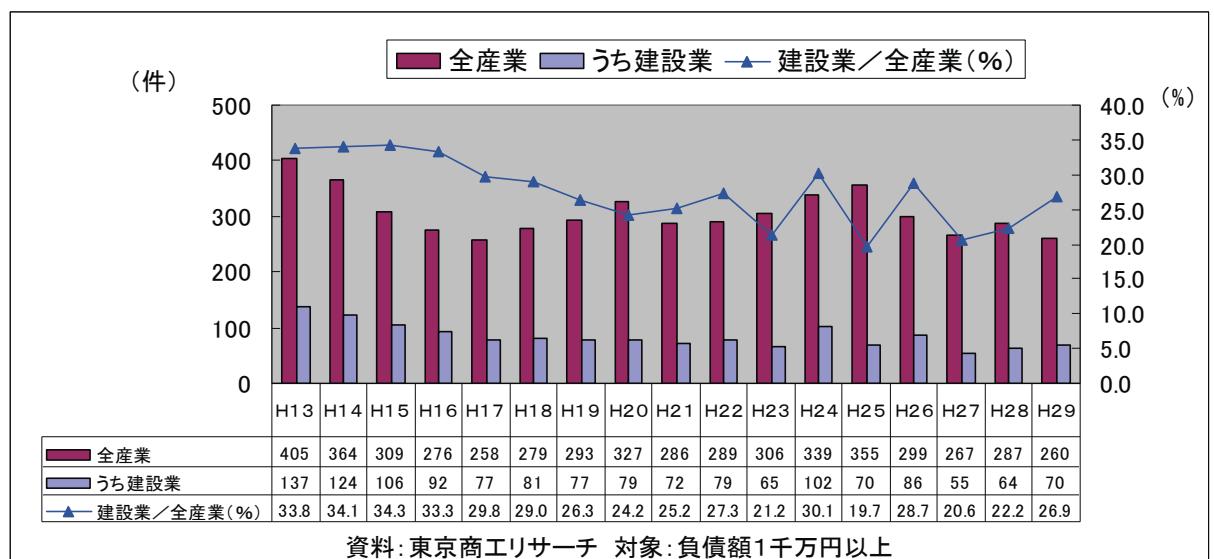
図表 7－5 就業者 1 人当たりの県内総生産（建設業・製造業）の推移



## (6) 倒産件数

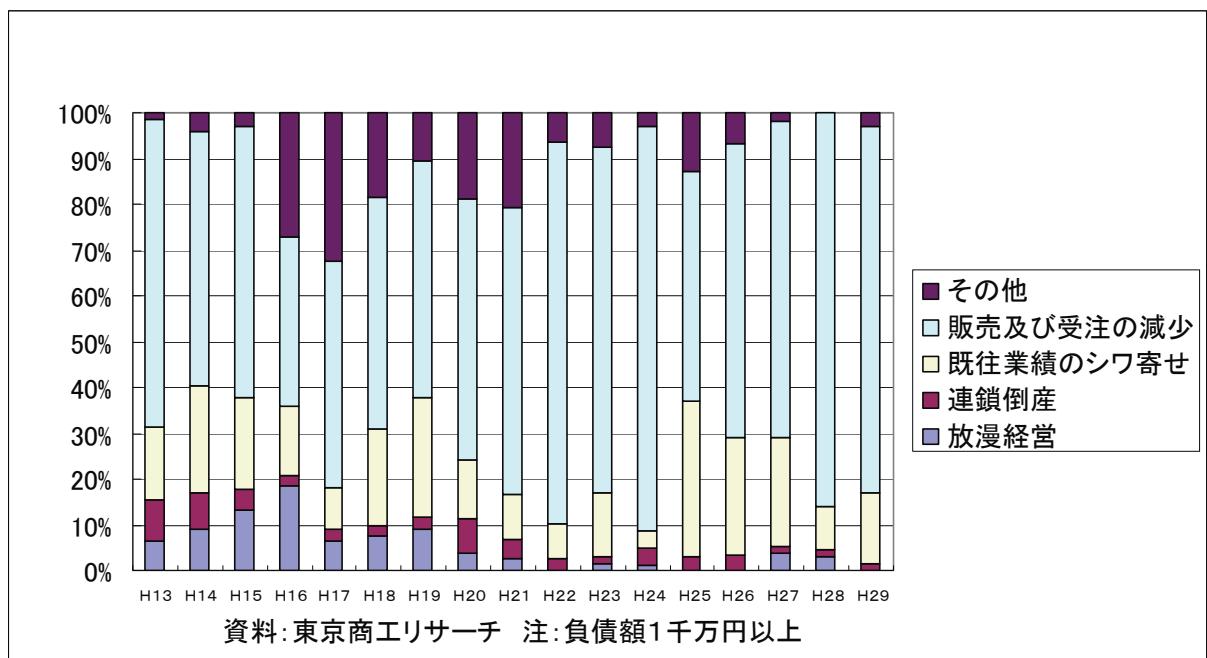
倒産件数は、平成 13 年度にピークに達し、平成 25 年度以降も全産業では減少傾向にあるが、建設業の倒産件数は、減少が見られず、全産業に占める建設業の割合は平成 29 年度で 26.9% と高い割合を占めている。

図表 8－1 建設業者の倒産件数（静岡県）



平成 29 年度の建設業者の倒産を原因別にみると、「販売及び受注の減少」を原因とするものが 56 件で、全体の 80.0% を占めている。

図表 8－2 原因別建設業者倒産状況



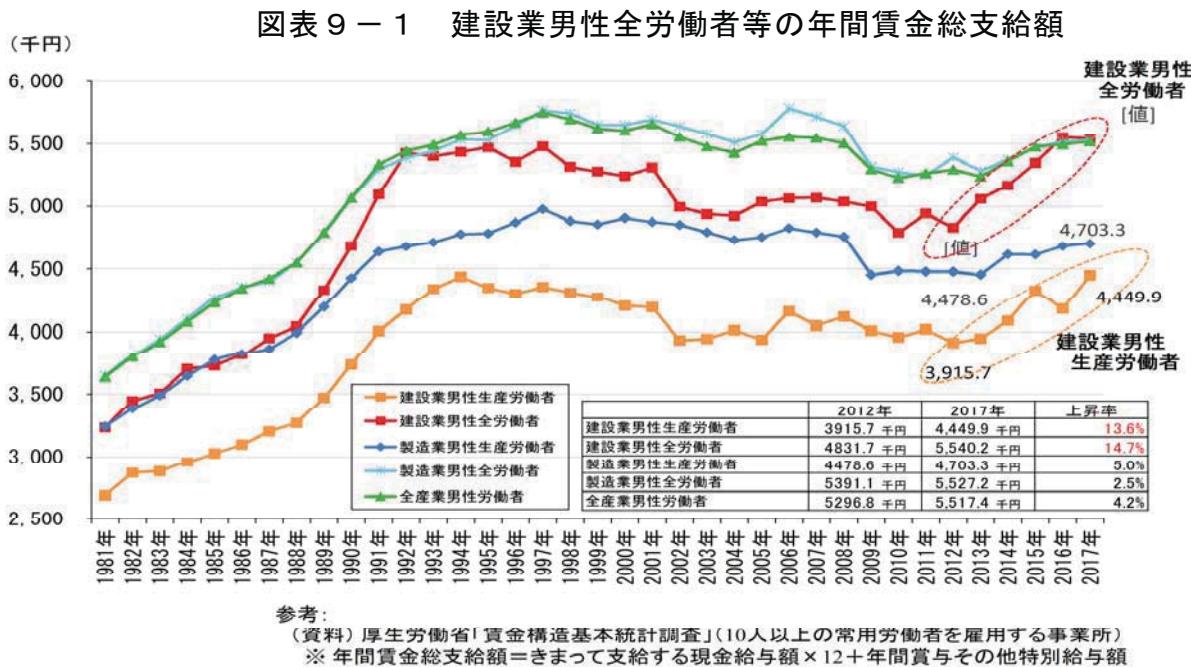
原因/年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
放漫経営	9	11	14	17	5	6	7	3	2
連鎖倒産	12	10	5	2	2	2	2	6	3
既往業績のシワ寄せ	22	29	21	14	7	17	20	10	7
販売及び受注の減少	92	69	63	34	38	41	40	45	45
その他	2	5	3	25	25	15	8	15	15
計	137	124	106	92	77	81	77	79	72
原因/年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
放漫経営	0	1	1	0	0	2	2	0	
連鎖倒産	2	1	4	2	3	1	1	1	
既往業績のシワ寄せ	6	9	4	24	22	13	6	11	
販売及び受注の減少	66	49	90	35	55	38	55	56	
その他	5	5	3	9	6	1	0	2	
計	79	65	102	70	86	55	64	70	

## 4 建設就業者の労働環境

### (1) 建設業労働者の賃金水準

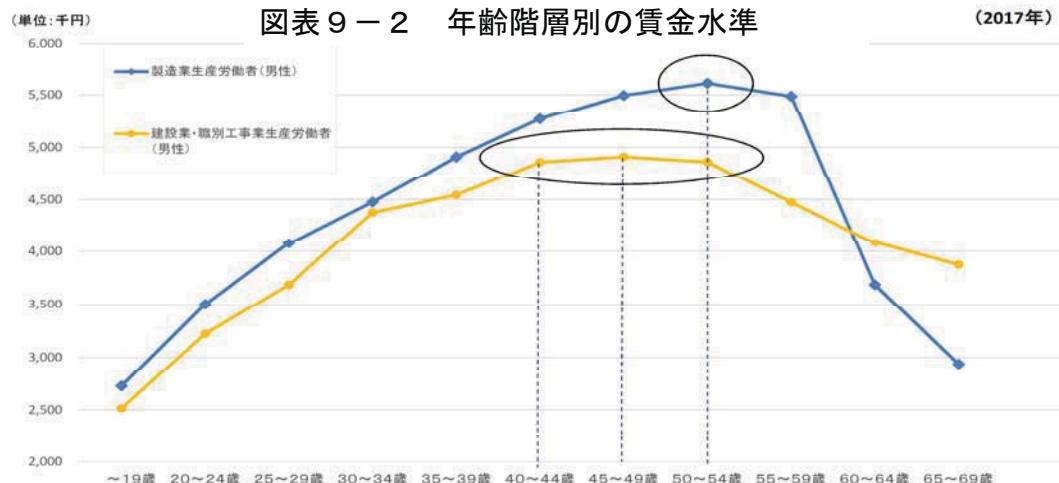
#### ①建設業男性労働者等の年間賃金総支給額（全国）

給与は建設業全体で上昇傾向にあるが、生産労働者（技能者）については、製造業と比べ低い水準にある。



#### ② 年齢階層別の賃金水準（全国）

製造業男性生産労働者の賃金は50～54歳でピークを迎えるのに対し、建設業男性生産労働者の賃金は45～49歳をピークを迎える。賃金カーブのピーク時期が製造業よりも早く到来する傾向があり、40代前半でピークの水準に到達していることから、現場の管理、後進の指導等のスキルが十分評価されていない可能性がある。



## (2) 実労働時間及び出勤日数の推移

### ① 年間実労働時間の推移（全国）

建設業は、全産業平均と比較して年間 300 時間以上（約 2 割）長時間労働の状況にある。また、10 年前に比べると、全産業では約 87 時間減少しているものの、建設業はほぼ横ばい（約 9 時間の減少）に留まっており、大幅な改善は見られていない。

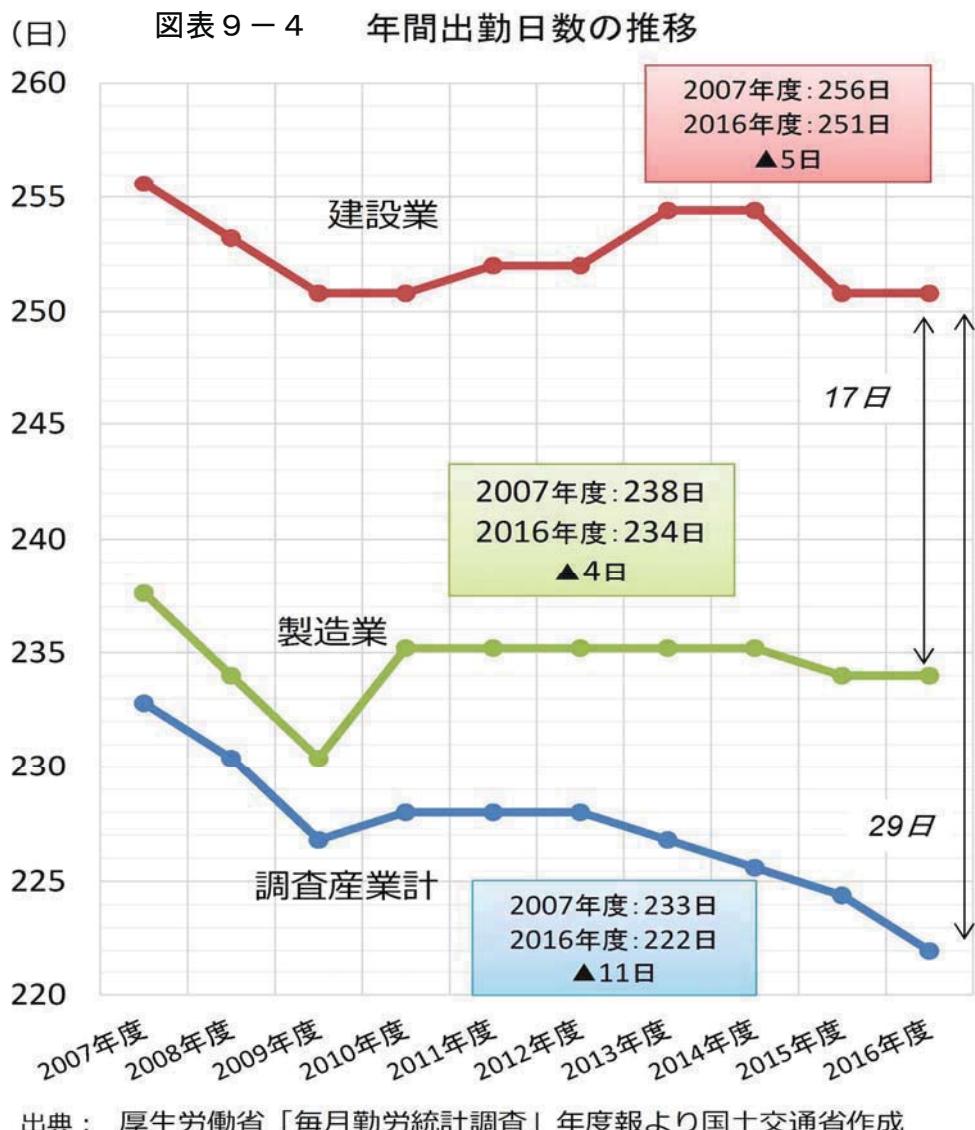
(時間) 図表 9-3 年間総実労働時間の推移



出典：厚生労働省「毎月労働統計調査」年度報より国土交通省

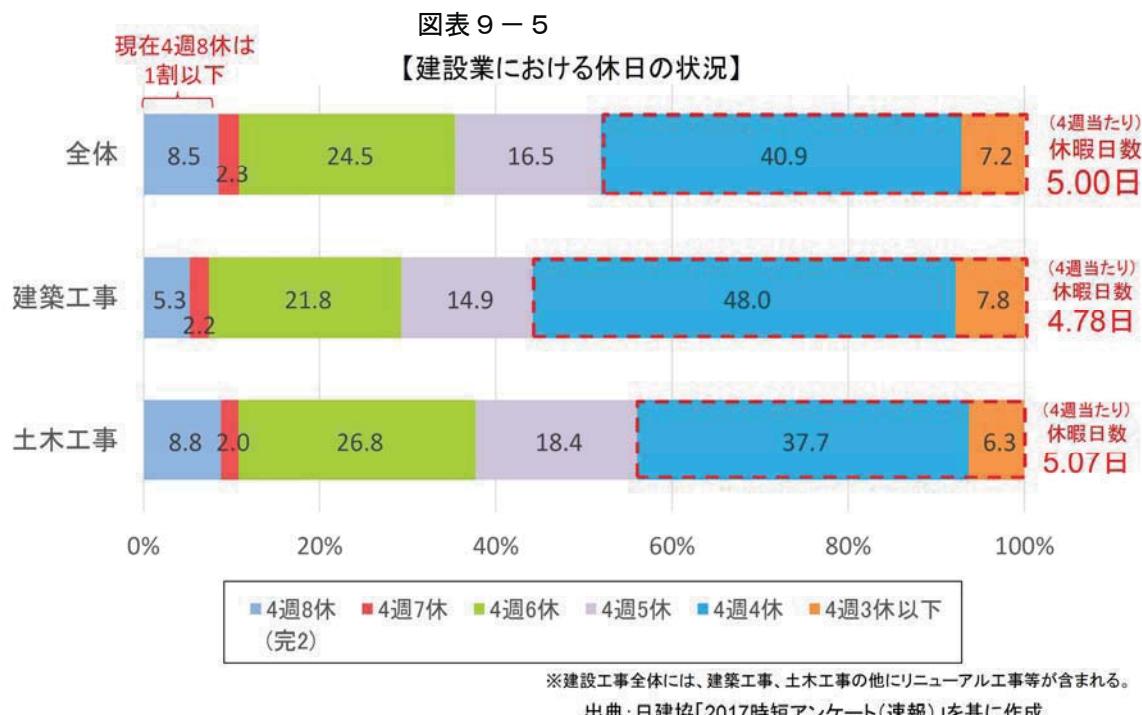
## ②年間出勤日数の推移（全国）

建設業は、全産業平均と比較して年間 29 日、製造業と比較して約 17 日出勤日数が多い状況にある。また、10 年前に比べると、全産業では約 11 日減少しているものの、建設業は約 5 日の減少に留まっており、大幅な改善は見られていない。



### (3) 建設業における休日の状況（全国）

建設業では、約半数が4週4休以下で就業している状況であり、他産業では当たり前となっている週休2日もとれていません。



### (4) 死亡災害発生状況

**図表9-6 県内の建設業労働災害(死亡)事故発生状況**

(単位：人)

年(暦年)	H25	H26	H27	H28	H29
全産業	25	33	34	25	33
建設業	5	8	13	7	4
建設業／全産業	20.0%	24.2%	38.2%	28.0%	12.1%
うち県発注工事	1	0	2	1	0

**図表9-7 県内の建設業労働災害(休業4日以上)事故発生状況**

(単位：人)

年(暦年)	H25	H26	H27	H28	H29
全産業	3,986	4,109	4,096	4,157	4,186
建設業	545	512	430	429	421
建設業／全産業	13.7%	12.5%	10.5%	10.3%	10.0%

(注)「建設業死亡災害発生状況」、「業種別災害発生月別労働災害発生状況」

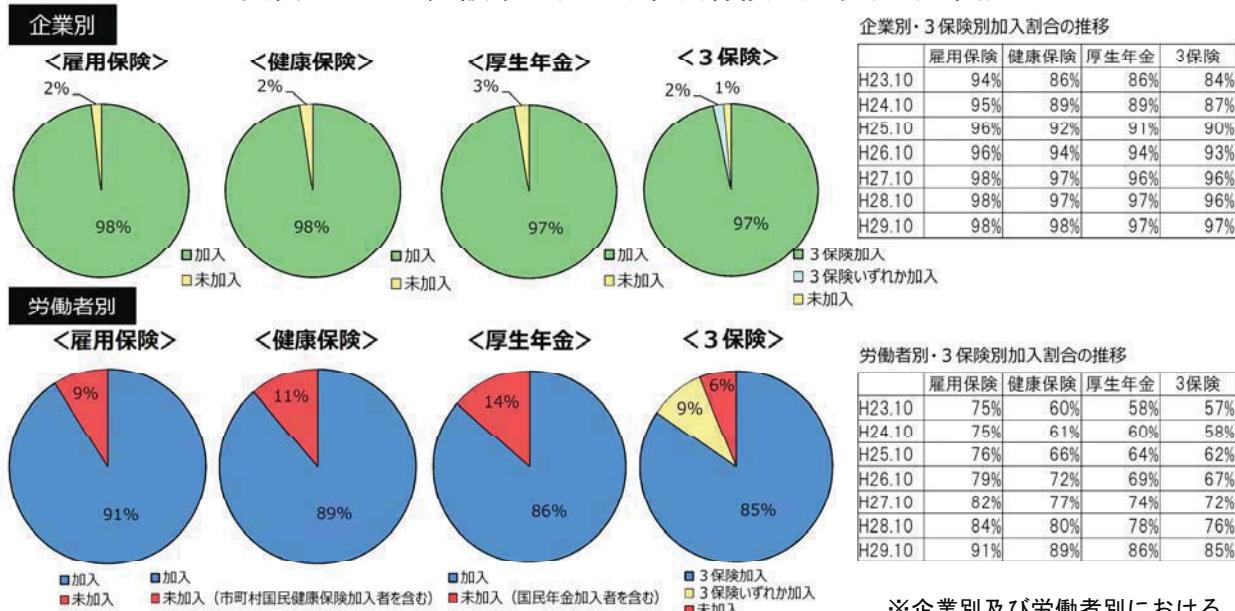
(静岡労働局労働基準部)

## (5) 建設業における社会保険加入状況

公共事業労務費調査(平成 29 年 10 月調査)における社会保険加入状況調査結果によれば、

- 企業別の加入率は、雇用保険では 98%、健康保険では 98%、厚生年金保険では 97%となっている。
- 労働者別の加入率は、雇用保険では 91%、健康保険では 89%、厚生年金保険では 86%となっている。

図表 9-8 建設業における社会保険加入状況(全国)



出典：公共事業労務費調査（平成 29 年 10 月調査）より国土交通省作成

※企業別及び労働者別における「未加入」には、関係法令上社会保険の加入義務のないケースも含んでいる。



出典：公共事業労務費調査（平成 23 年～平成 29 年調査）より国土交通省作成

## 5 働き方改革関連法の概要

### (1) 要旨

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のための措置を講ずるための法律が6月28日成立した。

### (2) 概要

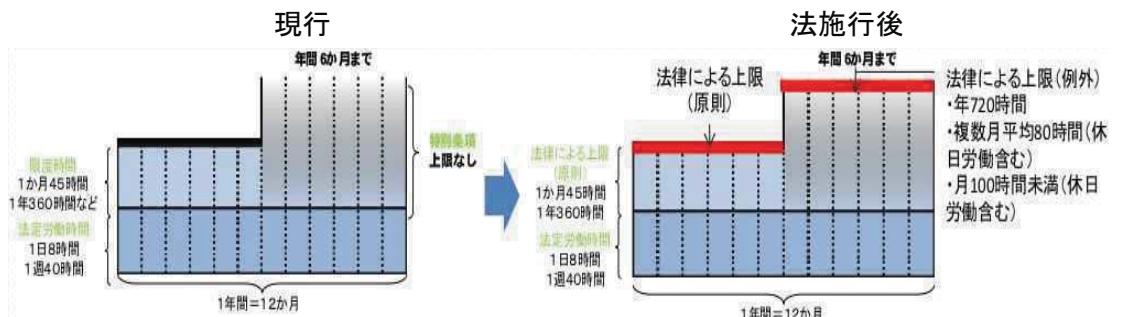
働き方改革関連法は、次の3本の柱からなる。平成31年4月1日より順次施行される。

- ①罰則付きの残業時間の上限規制導入
  - ②高収入の専門職を労働時間規制から外す「高度プロフェッショナル制度」創設
  - ③正社員と非正規労働者の格差改善を図る「同一労働同一賃金」の適用
- このうち、建設産業においては、①の残業時間の上限規制の影響が大きい。

### (3) 残業時間の上限規制の内容

【原則】月45時間、年360時間を原則

【例外】臨時の特別な事情がある場合でも年720時間かつ単月100時間未満(休日労働含む)、2~6か月の平均80時間(休日労働含む)を限度(年6か月を上限)



#### 罰則付き残業上限規制適用時期

区分	罰則付き残業 上限規制適用時期	備考
建設業	2024年4月1日	企業規模に関係なし 災害時は適用外
地質調査、 建設コンサル タント、 建築設計等	資本金5000万円超 かつ従業員100人超	2019年4月1日 災害復旧業務に係る 時間外勤務については、労働基準監督署 の許可を受けること により、労働時間の 延長等が認められ る。
	資本金5000万円以下 または従業員100人以下	2020年4月1日

上限規制を超えた場合、企業に罰則有り。6か月以下の懲役か30万円以下の罰金。

## 6 静岡県発注工事の状況

### (1) 契約金額及び落札率の状況

契約金額は、年間ベースでは約 700～850 億円程度、落札率は、約 93～94%程度で推移している。平成 25 年度は、国の緊急経済対策事業及び県の津波対策事業や草薙総合運動場リニューアル事業等により契約金額は増加したが、事業の終了等により平成 26 年度は減少。平成 27 年度以降は増加傾向。

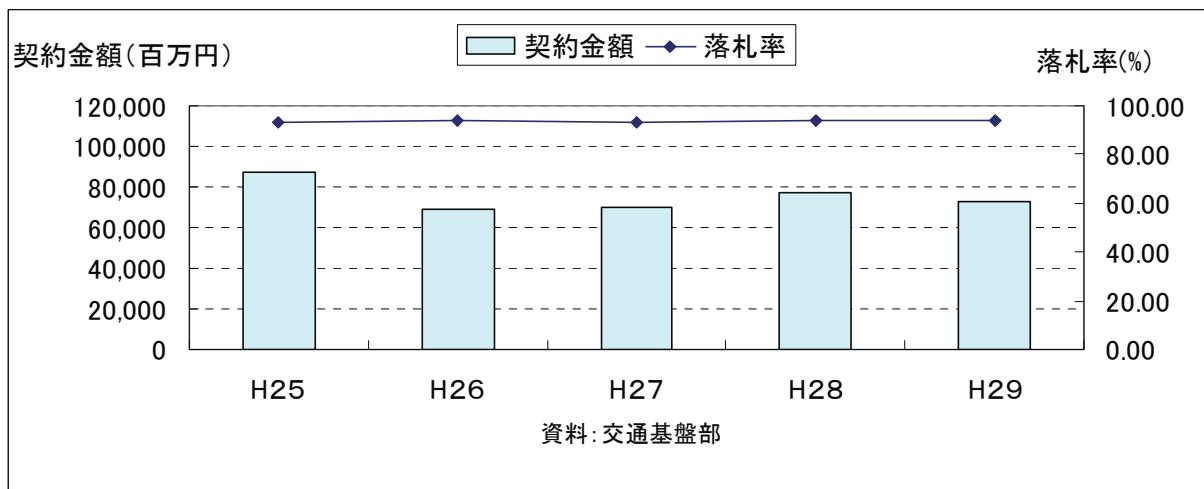
図表 10-1 契約金額及び落札率の推移

(単位：百万円、%)

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
契約金額	86,882	69,200	70,210	77,499	72,675
落札率	93.29	93.64	93.17	94.05	94.18

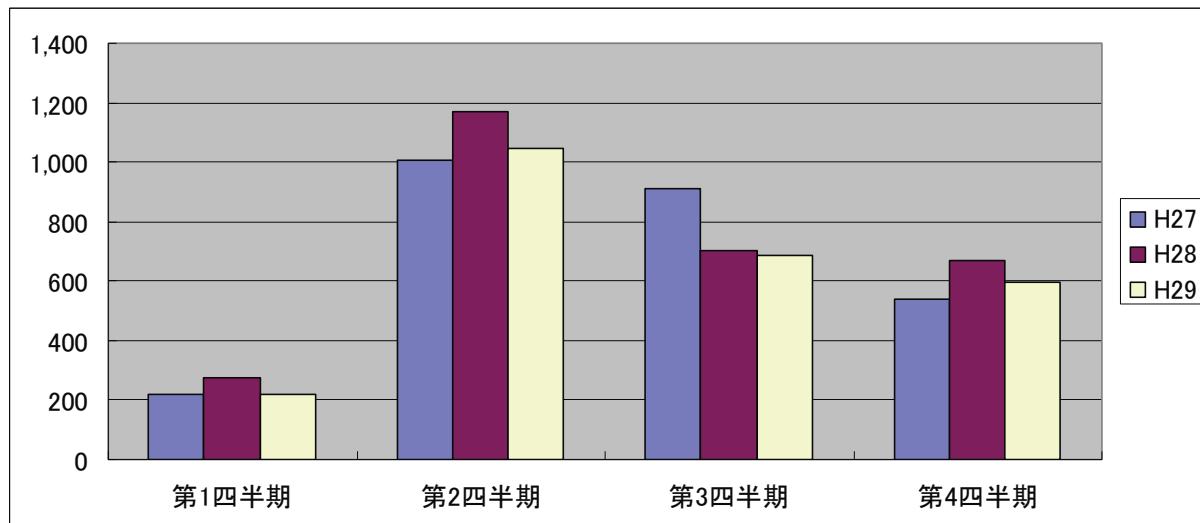
※交通基盤部所管分

図表 10-2 契約金額及び落札率の推移



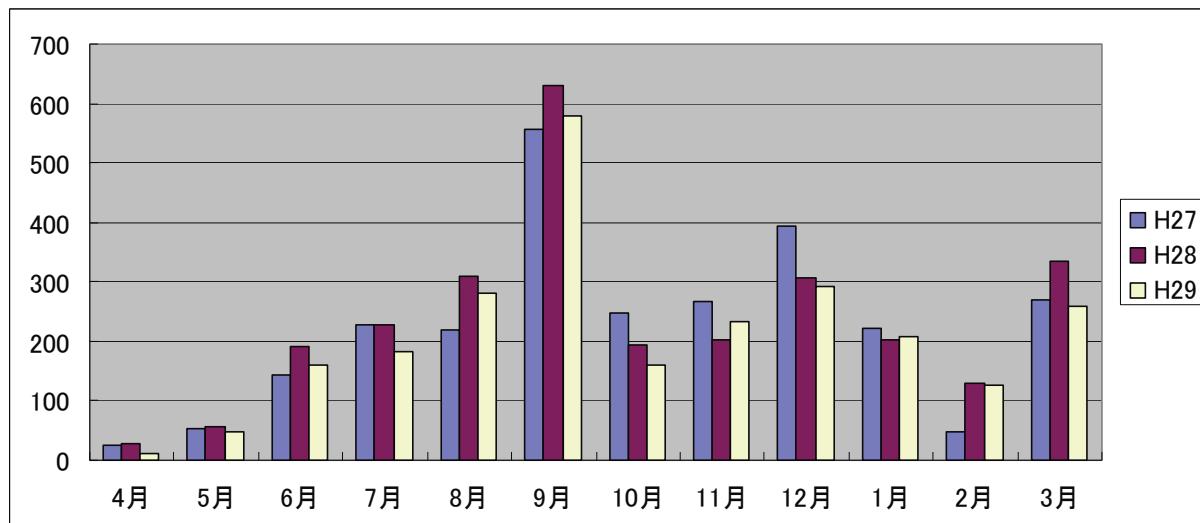
## (2) 四半期毎の工事発注件数

図表 10-3 静岡県の四半期別工事発注件数状況（随契除く）（県全体）



	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計
H27	221	1005	909	538	2,673
H28	274	1170	703	667	2,814
H29	221	1043	685	596	2,545

図表 10-4 静岡県の月別工事発注件数状況（随契除く）（県全体）



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H27	25	54	142	229	219	557	248	268	393	221	48	269	2,673
H28	27	57	190	229	310	631	194	202	307	203	129	335	2,814
H29	12	49	160	183	281	579	160	233	292	209	127	260	2,545

### (3) 休日確保型工事の発注状況

年 度	件 数	平均応札数	平均落札率	不調件数	不調率
27年度	13	7.0	96.3%	0	0.0%
28年度	32	5.8	95.6%	0	0.0%
29年度	27	4.7	95.0%	1	3.7%

※全庁

### (4) I C T 活用工事の発注状況

建設生産プロセスにおいて、抜本的に生産性を向上するため、「ICTの全面的な活用（ICT土工）」の導入を進めている。

#### I C T 土工の活用例

	I C T 土工
起工測量	ドローン等による3次元測量
施工データ	3次元データ
丁張	設置しない
施工機械及び土工	3次元データにより自動制御されたICT建機、オペレータ
出来形確認	ドローン等による3次元計測
監督・検査	I C T 土工に対応した新基準

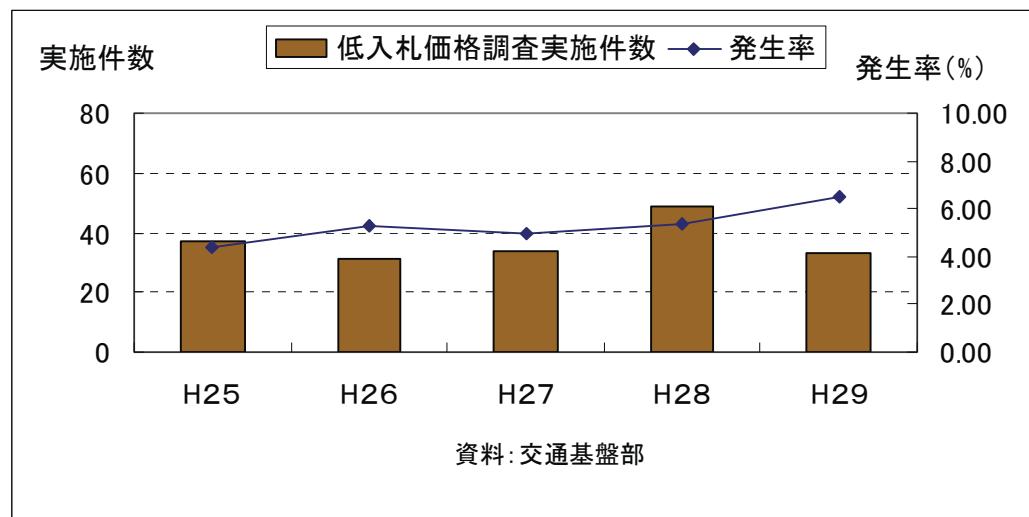
#### I C T 活用工事の実施状況

年 度	件 数	事業別内訳		種別内訳	
28年度	13	道路	5	道路土工	4
				その他	1
		河川	4	遊水地掘削工	2
				河床掘削工	2
		海岸	1	養浜工	1
		砂防	1	除石工	1
		港湾	1	その他	1
29年度	22	道路	4	道路土工	4
				遊水地掘削工	2
		河川	10	河床掘削工	6
				築堤工	1
				その他	1
				海岸	2
				砂防	1
		港湾	5	舗装工	2
				浚渫工	2
				その他	1

※契約ベース、交通基盤部のみ

## (5) 低入札価格調査の実施件数

図表 10-5 低入札価格調査の実施件数



	H25	H26	H27	H28	H29
低入札調査	37	31	34	49	33
発生率	4.38	5.30	4.92	5.39	6.51



静岡県建設産業ビジョン2019

～夢や誇りのもてる魅力ある産業への転換に向けて～

平成31年3月

静岡県建設業審議会

(事務局：静岡県交通基盤部建設支援局建設業課)

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9番6号

電話番号 054-221-3059

ファクシミリ 054-221-3562

E-mail kensetsugyou@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-110/index.html>



静岡県のみらいをつくるんだ!  
どぼくのチカラで。みんなのチカラで。



「どぼくってオモシロイ!」を静岡県から。



いつしょに、未来の地域づくり。